

グ」ニ野兎二十四ヲ賣却シタルモノナルコト判明シタリト報告セリ。

(b) 被告人ハ、其ノ行爲ヲ否認シ、且狩獵免許證ヲ有セザレドモ、狩獵免許證ノ所持人タル「ノイドルフ」ノ「ボンシエーク」ヨリ同人ノ狩獵區ヲ廻獵スベキ許可ヲ得テ、其ノ平原ニ於テノミ野獸ヲ撃チ取りタリト陳ベタリ。然レドモ、其ノ陳述ハ眞實ニ非ズ。「ボンシエーク」ハ、被告人ニ對シテハ單ニ大戰ノ勃發スル迄、屢々自己ノ狩獵ニ同行ヲ許シタルコトアルモ、單獨ニ狩獵スルコトハ之ヲ明カニ禁ジタルコト並一九一四年八月中馬ノ賣却ニ付被告人ト不和トナリタル以來、被告人ヲ狩獵ニ同行シタルコトナキ旨、ヲ證言シタリ。尙、被告人ハ、「フォーゲル」ガ出會ヒタル一九一六年十月三十日、「リーベンタール」ヨリ來リ「ノイドルフ」ニ向ケテ進ミタリ。從テ被告人ハ「リーベンタール」ノ境界内ニ於テ野兎ヲ撃チ取りタルニ相違ナシ。

(c) 以上ノ事實ニ依レバ、被告人ハ、刑法第二百九十二條第二百九十四條ノ意義ニ於ケル營利狩獵ノ責アルモノトス。即チ被告人ハ、一九一六年十月三十日ノ野兎ハ之ヲ「リーベンタール」ノ平原ニ於テ撃チ取り、爾餘ノ賣却ニ係ル野獸ハ「リーベンタール」及「タルゲン」ノ平原ニ於テ之ヲ撃チ取りタルモノニシテ、狩獵權ナキ場所ニ於テ狩獵ヲ行ヒ、而カモ、權利ナクシテ營利的ニ其ノ狩獵ヲ行ヒタルモノナリ。蓋シ、被告人ノ此ノ狩獵ハ、繼續的、營利的行爲ヲ示スモノナレバナリ。被告人ハ、其ノ撃チ取りタル野獸ノ一部ヲ家計ニ用ヒ、一部ヲ賣却シ、而カモ——賣却、殊ニ獸肉商「グルマンベルグ」ニ對スル賣却ニ

ヨリ明カナル如ク——繼續的収入ヲ得ントシタルモノナリ。

(a) 輕減事情トシテ見ルベキモノナシ。被告人ハ裕福ニシテ狩獵權ヲ賃借シ得ベカリシモノナリ。被告人ハ、狩獵地ノ十分ナル監督ヲ困難ナラシメタル戰爭關係ヲ利用シ、狩獵地ヲ容赦ナク荒ラシ、約二箇年間ニ亙リ追獵ヲ繼續シタルモノナリ。從テ前記ノ言渡刑ヲ以テ相當トス。

被告人ニ公權ノ喪失ヲ言渡スベシトスル檢事ノ申立ハ、之ヲ認容セズ。蓋シ被告人ハ前科ナキヲ以テナリ。

被告人ガ、權利ナクシテ狩獵ヲ爲スニ當リ、携帯セシ銃及銃具ノ沒收ハ、刑法第二百九十五條ニ則ル。

2. 區裁判所ノ判決

判決

被告人ハ物件損壞、住居侵入、公然誹毀及脅迫ノ責アルヲ以テ、合計三十マルクノ罰金ニ處ス

右罰金支拂不能ノ場合ニハ五マルクヲ一日トスル禁錮刑ニ處ス

訴訟費用ハ被告人ノ負擔トス

V.R.W. (法律ニ依リ)

理由

(a) 被告人ハ一九二四年五月十日ノ夜、「ヤブラウ」ノ區長「リンク」ノ地所ヲ圍繞スル垣根ニ到リ、既ニ解ケカケタル木舞一本ノ外、他ノ木舞二本ヲ破リ、更ニ其ノ破リタル箇所ヨリ侵入シテ庭ヲ通り女中部屋迄進ミ行キタリ。而シテ其處ニ於テ、彼ハ女中「アメスタシア・クエウスキ」ニ對シ、彼ノ居ル庭ノ所ニ來ルベキコトヲ乞ヒタルニ、彼ト未知ノ「クエウスキ」ハ、彼ニ退去ヲ督促シタリ。被告人ハ其ノ場所ニ於テ何物ヲモ物色セザリシモ、退去セズ、却テ其ノ女中ニ對シ、「表へ出て來イ、此ノ淫婦、此ノ哀レナ女郎、首ヲブツタ切ルゾ」ト叫ビ掛ケタリ。被告人ハ、非常ニ聲高ニ叫ビタルヲ以テ、其ノ聲ハ街路ノ人ニモ聽エタリ。

(b) 此ノ確定ハ、信憑力ニ付何等疑ノ餘地ナキ證人「リンク」、「クエウスキ」、及「マリモウスキ」ノ宣誓アル證言ニ基クモノニシテ、被告人ハ、單ニ既ニ解ケタル木舞ヲ押シタルニ過ギズ、又「クエウスキ」ガ彼ヲ呼ビタル爲庭内ニ入りタルニ過ギズ、更ニ、彼女ヲ罵倒シタルコト又ハ脅迫シタルコトナキ旨主張スレドモ、以上ノ證據ニ依リ該主張ハ之ヲ排斥ス。

(c) 被告人ハ、圓滿ナル所有状態ヲ表現スル「リンク」ノ地所ニ立入ル權利ヲ有セザリシモノニシテ、該事實ハ被告人ニ於テ十分之ヲ意識シ居リタリ。即チ、被告人ハ、「リンク」ノ意思ニ反スルモノナルコトヲ意識シ乍ラ、障礙ヲ排斥シテ、違法ニ侵入シタルモノナリ。被告人ハ、此ノ目的ノ爲、故意ニ且權利ナ

クシテ、「リンク」ノ木舞ノ垣ノ結合セルヲ損壞シ、從テ毀損シタルモノナリ。更ニ被告人ハ、殺害即チ犯罪ヲ以テ脅迫シタリ。即チ、被告人ハ、「クエウスキ」ニ對シ、脅迫ノ實現セラルベキ畏怖ヲ生ゼシメント欲シタルモノナリ。被告人ハ、以上ノ行動ヲ以テ、彼女ノ名譽ヲ害スル目的ノ下ニ彼ノ女ニ對シ罵詈ヲ爲スコトニ依リ、彼女ヲ誹毀シタルモノナリ。而シテ其ノ誹毀ハ公然爲サレタルモノトス。何トナレバ被告人ハ、極メテ聲高ニ罵倒シタル爲、繁華ナル街路ヲ通行スル者ニ其ノ聲ガ聞ユルニ至リタルヲ以テナリ(註一)。

(d) 被告人ハ、刑法第二百二十三條第三百三條第二百四十一條第八十五條第七十三條第七十四條第二條ニ基キ處罰セラルベキモノトス。而シテ刑法第二百四十一條及第八十五條ノ適用アル限り、刑法第八十五條ノ刑ヲ量定スベキモノトス(刑法第七三條)。被告人ハ、未ダ弱年ニシテ前科ナキモ、他面、現在ニ至ル迄頑強ニ否認シ居リタルヲ以テ、以上三箇ノ犯罪行爲ニ付各十マルクノ罰金ヲ相當トス。刑法第七十八條ニ則リ、本件三箇ノ刑ノ總額ニ於テ言渡スベク、自由刑ノ換刑ニ付刑法第二十九條ノ規定ニ從ヒ、訴訟費用ハ刑事訴訟法第四百六十五條ニ依リ其ノ負擔ヲ定ムヘキモノトス。

(註一) 誹毀が單に街路に於て爲されたりとの確定は、刑法第二百條を適用するの根據と爲すに十分でない。公然性の概念としては誹毀が公の場所に於て爲されたか又は私的の場所に於て爲されたか、は問ふところではない、むしろ、誹毀が不特定且多數人によつて知覺せられ得たか否かが決定的であり(大審院判決第三、八卷二〇〇頁)、他面、公然性を認めるには、誹毀が事實上第三者に聞き取られた

可否かは問題でなく、誹毀が知覺し得らるべきであることの確定を以て十分である。

3. 刑事部の控訴判決

判 決

被告人ノ控訴ハ之ヲ棄却ス

控訴費用ハ被告人ノ負擔トス

V.R.W. (法律ニ依リ)

理 由

(a) 被告人ハ、一九一七年一月二十八日「ダンチツヒ」ニ於テ執達吏「アルント」及其ノ補助者タル錠前師「クラウゼ」ニ暴行ヲ加ヘタリトノ確定ノ下ニ、前審判決ニ依リ刑法第百十三條ニ基キ禁錮二月ニ處セラレ、之ニ對シ控訴ヲ提起シ無罪ナルベキコトヲ申立テタリ。當裁判所ニ於テ更ニ爲シタル審理ニ依レバ、以下ノ事實關係判明シタリ。即チ

執達吏「アルント」ハ、一九一七年一月十四日「フレック」商會ノ委任ニ基キ、製陶師「ケルネル」方ニ於テ書卓及フランテン製ノ長椅子各一箇ヲ差押ヘ、之ニ封印ヲ爲シ、其ノ室ノドアニ差押ノ標識ヲ貼附シテ、債務者ノ居室ニ該差押物件ヲ殘シ置キタリ。然ルニ右差押物件ハ、一月二十日頃其ノ室ヨリ持チ出サ

レ——其ノ何人が持チ出シタルヤハ不明——其ノ後其ノ家屋ニ居住スル被告人ハ、其ノ空室ニ、ピアノ及箏箏ノ如キ自己ノ二、三ノ物件ヲ入レ置キタリ。「アルント」ハ、競賣ノ爲該差押物件ヲ持チ出サントシテ、一月二十八日二人ノ労働者ヲ伴ヒ來リ、又其ノ部屋ニ錠ガ施サレアルコトヲ發見シタルニヨリ、補助ヲ受ケントシテ錠前師「クラウゼ」ヲ呼ビ寄せ、同人ヲシテ其ノドアヲ開カシメタリ。「アルント」ハ其ノ部屋ニ差押物件ノ存セザルヲ發見スルヤ、何人ヲモ入室セシメザルコトヲ指示シテ、「クラウゼ」及其ノ二人ノ労働者ヲ其ノ部屋ニ殘シ置キ、自カラ債務者ノ他ノ部屋ニ行キテ前示ノ差押物件ヲ搜索シ始メタリ。之等ノ狀況ヲ玄關ニ於テ傍觀シ居リタル被告人ハ、「アルント」ガ其ノ部屋ヲ離ルルヤ否ヤ、護謨管ヲ以テ「クラウゼ」ヲ目掛ケテ突進シ、「此ノ泥棒奴、何ヲスルノダ、夫レハ俺ノ物ダ」ト言ヒ乍ラ、「クラウゼ」ノ肩ヲ掴ミテ其ノ部屋ヨリ押シ出サント試ミタリ。此ノ騒ギノ爲「アルント」ハ再ビ現ハレ來リ被告人ニ對シ、靜カニスベキコトヲ命ジタリ。被告人ハ、「クラウゼ」ヨリ離レ、振り上ゲタル護謨管ヲ以テ「アルント」ヲ突き倒シタルモ、直チニ他ノ二人ノ労働者ノ爲掴マレテ室外ニ押シ出サレタリ。

(b) 被告人ハ、「クラウゼ」ヲ掴ミタルコト及「アルント」ニ攻撃ヲ加ヘタルコトヲ否認シタルモ、以上ノ事實ハ前記二人ノ被攻撃者及労働者ノ措信スベキ證言ニ依リ證明セラレタリ。之等ノ證言ハ、免責證人「ブローシエ」及「マツヘク」ガ被告人ノ攻撃ヲ認メザリシコトニヨリ、毫モ消長スルトコロナシ。蓋シ該證人等ハ其ノ部屋ニ在ラズ玄關ニ立チ居リタルヲ以テナリ。

(c) 執達吏「アルント」ハ、裁判所ノ判決ノ執行ノ爲、任命セラレタル官吏ナリ。而シテ「アルント」ガ競賣ノ爲差押物件ヲ持チ出サントスルハ、其ノ適法ナル職權ノ行使ニ屬ス。「アルント」ハ其ノ職權行使ノ補助トシテ「クラウゼ」ヲ關與セシメタリ。被告人ハ之等ノコトヲ總ベテ認識セシモノナリ。而シテ被告人ハ、敵意アル意嚮ヲ以テ直接「クラウゼ」及「アルント」ノ身體ヲ目掛ケタル作用ヲ執リタルモノナルニヨリ、故意ヲ以テ右兩者ニ攻撃ヲ加ヘタルモノトス。此ノ場合、被告人ガ執達吏ヲ事實上毆打シタルヤ否ヤハ問フトコロニ非ズ(大審院判決第(七卷三〇一頁))。若シ被告人ニ於テ、前示労働者ガ被告人ノ物件ヲ運ビ去ラントトテ處レ且其ノ違法ナル攻撃ヲ防禦センコトヲ欲シタル旨辯疏スルトスルモ、該労働者ハ被告人ノ物件ニ手ヲ觸レタルモノニ非ザルト共ニ、被告人ハ總テノ交渉ヲ玄關ニ於テ爲シタルモノナレバ、何人モ被告人ノ家財ヲ持チ去ラントスルモノニ非ザリシコトヲ知悉シ居リタルニヨリ、被告人ノ該辯疏ハ排斥セラルベキモノナリ。從テ被告人ガ、前審ニ於テ、刑法第百十三條第一項及第三項ニ依リ處罰セラレタルハ正當ニシテ、刑法第七十三條ノ適用ニ對シ何等異議ヲ述ブベキ限リニ非ズ(Oshansen, Ann. 10, 1 a zu § 73 StGB.)。

(d) 被告人ハ、既ニ前科ヲ累ネ居ルモノニシテ、就中、二回ハ國家權力ニ對スル抗拒ニ依リ禁錮二月及禁錮三月ニ處セラレタリ。從テ被告人ニ對シテハ、輕減事情ハ之ヲ認ムルヲ得ズ。又罰金刑ヲ科スルコトハ、被告人ノ前科ガ示ス如ク、被告人ニ對シテハ刑ノ目的ヲ達スルコトヲ得ザルベキニヨリ、刑法第二十條トテ適用スルノ餘地ナシ。前審ノ言渡刑ハ毫モ重キニ失スルモノニ非ズ。訴訟費用ノ裁判ハ刑事訴訟

法第四百七十三條第一項ニ依ル。

4. 刑事部の控訴判決(正當防衛)

判 決

被告人「ノバーク」ノ控訴ハ之ヲ棄却ス
 控訴費用ハ同被告人ノ負擔トス
 被告人「ヘーグ」ノ關係ニ於テ第一審判決ヲ取消ス
 同被告人ハ無罪
 國金庫ノ費用ニ付同被告人ハ負擔ノ責ナシ

V.R.W. (法律ニ依リ)

理 由

被告人ハ、前審ニ於テ、共同身體傷害(刑法第二二三條第二二三條a)ニ依リ各罰金三十マルクニ處セラレ、右罰金支拂不能ノ場合ニ付各六日ノ禁錮ヲ言渡サレタリ。被告人等ハ無罪ヲ求メ、事實關係ハ以下ノ如ク證明セラレタリ。

(a) 被告人「ヘーグ」ハ、一九一六年五月一日迄、「ボツサルク」ノ「フインシヤト」夫婦ヨリ借家シ、

該借家ニハ家ニ接シテ一劃ノ土地ガ附屬シ居リ、同被告人ハ之ニ馬鈴薯ヲ耕作シ居リタリ。而シテ同被告人ト「フィシヤ」夫婦トノ間ニハ、同被告人ニ於テ轉居ノ際其ノ馬鈴薯ヲ收穫スベキコトヲ協約シ居リタリ。一九一六年六月二十九日被告人「ヘーグ」及同被告人ノ手傳ヲ爲サントシタル被告人「ノバーク」ハ、「フィシヤ」夫婦ノ前記土地ニ行キ耨ヲ以テ馬鈴薯ヲ掘リ始メタリ。然ルトコロ、粗野ニシテ見ルカラニ亂暴サウナル夫「フィシヤ」ガ、其ノ土地ニ急ギ來リ、被告人等ノ馬鈴薯掘ヲ阻止スル爲、被告人等ニ迫リ且鞭ヲ以テ被告人等目掛ケテ打チ付ケ、其ノ際、「ヘーグ」ノ眼ニ傷ヲ負ハシメタリ。被告人等ハ之ヲ防禦シ、夫「フィシヤ」ヲ押シ返ヘシテ倒シ、之ガ爲、同人ハ接骨木ノ叢林中ニ倒レタリ。而シテ同人ガ起キ上リタル時、被告人「ノバーク」ハ、更ニ同人ノ方ニ突進シ耨ヲ以テ同人ノ頭、顳顬部ヲ二回毆打シ、之ガ爲、同人ハ多量出血ノ傷ヲ負ヒタリ。

(b) 以上ノ確定ハ、一部ハ被告人等ノ陳述ニ基キ、一部ハ「フィシヤ」夫婦ノ證言ニ基クモノナリ。夫「フィシヤ」ハ一九一六年五月ノ馬鈴薯ニ關スル協約ヲ否認シタルモ、當裁判所ハ之ヲ措信セズ。蓋シ、被告人「ヘーグ」ガ其ノ借家ヨリ他ニ移轉スル際ニ於ケル馬鈴薯ニ付、貸貸人ト何等ノ協定ヲ爲サザルコトハ、通常アリ得ベカラザルコトナレバナリ。

(c) 茲ニ於テ、被告人等ハ其ノ馬鈴薯ヲ收穫シ得ベキ權利ヲ有シ、夫「フィシヤ」ガ被告人等ノ權利ノ行使ヲ妨グベキ行動ヲ爲シタルハ不適法ナリ。夫「フィシヤ」ガ鞭ヲ以テ被告人ヲ目掛ケテ來リタルトキ

現ニ違法ノ攻撃ハ發生シ、被告人等ハ之ニ對シ其ノ防止ニ必要ナル程度ニ於テ防禦ヲ爲シタルモノナリ。從テ、該範圍ニ於テハ刑法第五十三條ヲ顧慮スベク、加罰的身體傷害ハ存在セザルモノナリ。然レドモ、其ノ際、被告人「ノバーク」ニ於テ、既ニ接骨木ノ叢林中ニ倒レタル夫「フィシヤ」ガ其ノ起キ上リタル瞬間、同人ノ頭部ヲ毆打シタルトキニハ、同人ノ攻撃ハ最早存セザリシモノナリ。被告人「ノバーク」ハ、此ノ間ノ事柄ヲ別ニ考慮モセズ、單ニ夫「フィシヤ」ノ鞭打チニ對シテ復讐センガ爲ニ、同人ヲ目掛ケテ打チ掛リタルニ過ギズ。耨ハ、其ノ物ノ性質上及之ヲ使用スル方法ニ依リテハ、重大ナル身體傷害ヲ惹起セシムルニ適スルモノナリ。被告人「ノバーク」ハ其ノコトヲ認識シ居リタルモノナリ。

(d) 仍テ被告人「ノバーク」ハ、刑法第二百二十三條第二百二十三條ハノ意識ニ於ケル危險身體傷害ノ責アルモノトス。夫「フィシヤ」ノ不正ナル攻撃ノ爲同被告人ヲ激昂セシメタルモノナルコトヲ考慮スレバ、同被告人ニ對シテハ輕減事情(刑法第二二八條)ヲ是認スベク、第一審ニ於テ科セラレタル罰金刑ハ相當ナリ。代償的自由刑ノ確定ニ付テハ刑法第二十九條ニ則ル。

被告人「ヘーグ」ハ無罪

費用ノ裁判ハ刑事訴訟法第四百六十五條第四百六十七條第四百七十三條ニ依ル。

5. 大刑事部の判決(註一)

判決

被告人「チンメル」ヲ暴動及公安防害ニ付禁錮十月ニ處ス

訴訟費用ハ被告人ノ負擔トス

未決勾留ハ右刑ニ算入ス

V. R. W. (法律ニ依リ)

理 由

(a) 鐵道工夫(シユミット)ハ、一九二四年七月三日午後遅ク、「ノイスタット」ノ「ドルフシユトラ」セ」ニ於テ騒動ヲ起シ、之ガ爲、憲兵「ゲルトナー」ニヨリ逮捕セラルルニ至リタリ。「ゲルトナー」ハ、「シユミット」ヲ先ヅ町長邸ニ同行シ、次デ拘置場ニ引渡サントシタリ。「シユミット」ガ、「ゲルトナー」ヨリ訊問ヲ受クベキ町長室ニ於テ、狂暴ヲ演ジ「ゲルトナー」ノ手ニ嚙ミ付キ且怒號シタル結果、町長邸ノ前ニ百人乃至百五十人ノ群集ヲ生ジ、其ノ群集ノ約三分ノ二ハ「バイエル」ノ鐵道工夫及「シユミット」ノ同郷人並知人ナリシナリ。而シテ其ノ群集中ニハ「シユミット」ヲ解放セントスル意向ガ自然ニ生ジ、群集ハ町長邸ニ侵入セントシタルモ、町長ハ門戸ヲ閉鎖シタリ。斯クテ群集ハ、大聲ヲ發シテ騒ギ、垣ノ木舞ヲ引キ抜キテ戸ヲ叩キ且町長室ヲ破壊シタリ。其ノ際、群集中ヨリ、「表へ出口、此ノ犬奴、叩キ殺シテ仕舞フゾ、ドテツ腹ヲ蹴破ルゾ」ト憲兵ニ叫ブ者アリ。然シ乍ラ憲兵ハ、終ニ、裏門並果樹園ヲ通り、

「シユミット」ヲ其ノ町ヨリ連れ出シテ拘置場ニ引キキタリ。

此ノ群集中、殊ニ町長邸ニ先ヅ集リタル者ノ中ニ、被告人ハ存在シタルモ、被告人ガ該暴行ニ加擔シタルモノナルコトニ付テハ證明ナシ。

(b) 被告人ハ該群集ニ屬シタルモノナルコトヲ否認シ、只、好奇心ニヨリ、其ノ近ク迄來リタルモ、現場ヨリ約百メートルヲ隔テタル沼池ノ箇所ニ立チ居リタルモノナリト主張シタリ。然ルニ、憲兵及町長ハ、被告人ガ該群集ノ先驅ニ立チ居リタルコトヲ目撃シタル旨證言シタリ。而シテ證人「ホツホワルテル」及「フリーバー」ハ、本件犯罪行爲ニ加擔シタル嫌疑アルモノニシテ、被告人ノ主張ヲ裏書スル同證人等ノ供述ハ、前記憲兵及町長ノ供述ニヨリ反駁セラレ根拠ナキモノト爲リタリ。

(c) 以上ノ事實關係ハ、暴動ノ目安ヲ與フルモノトス。先ヅ、多數聚合、即チ即時暴行的行動ニ至ル多數ノ場所的集團ヲ問題トスル。町長邸前ニ立チタル鐵道工夫ノ各人ハ固ヨリ、被告人モ亦、暴行行爲ニ至ルコト又ハ少クトモ暴行行爲ニ至リ得ベキコトヲ十二分ニ意識シ居リタルモノナリ。暴行行爲ノ協議ニ付テ證明ナシトノ辯護人ノ抗爭ハ、問題ノ價值ナキモノトス。蓋シ、多數聚合ノ概念ニハ、前敍ノ意識ノミヲ以テ足り、協議ヲ必要トセザルヲ以テナリ。本件ノ多數聚合ハ、公ノ街道ニ於テ爲サレ、而カモ無制限ナル加擔ノ可能性アリタルヲ以テ、公然ナサレタルモノトス。本件ノ多數聚合ニ於テハ、其ノ集合シタル二、三ノ者ガ、全群集ノ是認ノ下ニ、從テ共力ノ下ニ、官吏即チ憲兵ニ對スル身體傷害並殺害ノ脅迫ヲ以

テ、「シユミット」ヲ拘置場ニ引渡スベキ右憲兵ノ職務行爲ヲ爲サザラシメンコトヲ企テタルモノナリ(刑法第一四) 被告人ハ該多數聚合ニ加擔シタルモノトス。蓋シ被告人ハ、其ノ犯罪目的ヲ知り且群集ノ爲スト同一ノコトヲ爲サントスル意思ヲ以テ、本件群集ニ附和シタルモノナレバナリ。

同時ニ、本件行爲ハ、公安妨害ノ全目安ヲ充足スルモノナリ。蓋シ、多數ノ者ガ、垣ノ木舞ヲ引キ拔キ之ヲ以テ戸ヲ叩キ硝子窓ヲ粉碎シタル點ニ於テ、公然聚合シタル多數ガ、協力シテ物件ニ對シ暴行行爲ヲ爲シタルモノナレバナリ。

(d) 仍テ被告人ハ刑法第一百五條第二百五條第七十三條ニ依リ處罰セラレベキモノトス。而シテ暴動罪ヲ以テ重キ刑ト爲ス。一面、行爲ノ重罪性ヲ顧慮シ、他面、被告人ガ同郷人的感情ヨリ行動シタルモノナルコトヲ顧慮スルトキハ、主文ニ言渡シタル刑ヲ以テ相當ト爲ス。未決勾留ハ刑法第六十條ニ基キテ右刑ニ算入シ、訴訟費用ハ刑事訴訟法第四百六十五條ニ則リ、被告人ヲシテ之ヲ負擔セシムベキ裁判ヲ爲ス。

(註一) 一九三二年六月十四日大統領訓令參照(帝國法律公報二五八頁)。

6. 參審裁判所の判決

判決

被告人ハ詐欺ノ責アルニ依リ、一九二四年十二月十五日當參審裁判所ニ於テ科セラレタル禁錮二年ノ

刑ヲ合算シタル禁錮二年六月ノ併合刑ニ處ス

訴訟費用ハ被告人ノ負擔トス

V.R.W. (法律ニ依リ)

理由

(a) 樹脂販賣業「ラウカ」ノ商人「カビス」ハ、被告人ニ對シ樹脂ノ仕入ヲ依頼シタリ。而シテ「カビス」ハ被告人ニ代金ヲ前渡し、被告人ハ之ヲ以テ樹脂ヲ仕入レ、其ノ清算ハ、樹脂ノ引渡ノ際ニ爲サレ、若シ前渡金ガ大體殘存セザルニ至リタルトキハ、被告人ハ「カビス」ヨリ更ニ前渡ヲ受ケ居リタリ。一九二四年十一月二十八日ニハ被告人ノ手ニ存シタル前渡金ハ百五十マルクナリシナリ。被告人ハ右二十八日「カビス」方ニ到リ、同人ニ對シ、「ワイセンフェルス」ニ於テ同人ノ爲鐵道ニ託シタル一ポンドニ付三十ベニヒノ樹脂十ポンドノ運送狀ヲ示シ、尙「オステルフエルト」ニ於テモ三百二十ポンドノ樹脂ノ發送準備ヲ爲シ、貨車ニテ同人ニ送付スベキ旨申向ケ、前記前渡金中百二十マルクヲ支出シタルヲ以テ更ニ前渡金ヲ要求シタリ。「カビス」ハ、被告人ノ此ノ申向ケニヨリ更ニ被告人ニ百二十マルクノ前渡ヲ爲スコトヲ決意シテ之ヲ被告人ニ交付シタリ。然レドモ、被告人ノ右申向ケハ大部分ハ不眞實ノモノナリシナリ。何トナレバ、「オステルフエルト」ニハ三百二十ポンドノ樹脂ハ無ク、僅ニ六十ポンドノ樹脂ヲ存シタリシ

ニ過ギザレバナリ。而カモ被告人ハ、未ダ「カビス」ニ此ノ六十ポンドノ樹脂ヲ送付セザルモノナルヲ以テ「カビス」ハ百五十マルク及百二十マルクノ前渡金ニ對シ僅ニ「ワイセンプエルス」ニ於ケル八十ポンド此ノ價格二十四マルクノ樹脂ヲ受領シタルニ過ギズ。

(b) 上叙ノ事實關係ハ、證人「カビス」及「ワイス」並「カックス」ノ宣誓セル證言ニ依リ之ヲ證明ス。殊ニ「カックス」ノ措信スベキ證言ニ依レバ、被告人ハ一九二四年十二月二十八日當時「オステンフェルト」ニ、現ニ尙被告人ノ主張スル如キ三百二十ポンドノ樹脂ハ之ヲ準備セズ、僅ニ六十ポンドノ樹脂ヲ準備シタルニ過ギザリシモノナルコト明白ナリ。

(c) 左レバ被告人ハ、詐欺ノ責アルモノトス。被告人ハ「カビス」ニ對シ、百五十ポンドノ前渡金ニ「ワイセンプエルス」ニ於ケル八十ポンドノ樹脂ノ外三百二十ポンドノ樹脂ヲ購入シタル旨事實ヲ虛構シ、之ニヨリ「カビス」ニ前拂金ハ僅ニ三十マルク殘存スルニ過ギザル旨ノ錯誤ヲ生ゼシメタルモ、事實ニ於テハ、被告人ハ樹脂八十ポンド及六十ポンド此ノ價格合計四十二マルクヲ買入レタルニ過ギズ。從テ前渡金百八マルクハ未ダ被告人ノ手ニ殘存スル關係ニ在リ。被告人ガ更ニ新タナル前渡金百二十マルクヲ「カビス」ニ要求シタル時ニ於テハ、被告人ハ既ニ該前渡金ヲ以テ「カビス」ノ爲ニ樹脂ヲ購入スル意思ヲ毫毛有セズ、却テ自己ノ爲ニ前渡金ヲ費消スル意思ヲ有シ居リタルモノナル事實(註一)ヲ隱秘シタルモノナリ。开ハ、被告人ガ所有權ニ對スル犯罪ニヨリ反覆シテ處罰ヲ受ケタル者ナルコト及被告人ガ一九二四

年十二月二十八日以後ニ於テ彼ノ八十ポンド以外ノ樹脂ヲ「カビス」ニ交付セザリシコトヲ顧慮シテ、之ヲ認定スベキモノトス。又此ノ見地ニ於テ、被告人ハ「カビス」ニ對シ、被告人ガ該前渡金ヲ委託ノ趣旨ニ從ヒテ使用スルモノナルベシトノ錯誤ヲ生ゼシメタルモノナリ。若シ「カビス」ニシテ被告人ガ尙前渡金百八マルクヲ殘存シ之ヲ自己ノ爲ニ使用スベキコトヲ知リタラシニハ、更ニ百二十マルクハ交付セザリシモノナルベシ。被告人ハ、自己ニ違法ナル財産上ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ、錯誤ヲ生ゼシメタルモノナリ。何トナレバ、被告人ハ「カビス」ヲシテ、被告人ニ金錢即チ被告人ガ何等ノ權利ヲ有セザル財産上ノ利益ヲ交付スベキコトヲ決意セシメタルモノナレバナリ。而シテ終ニ此ノ錯誤ニヨリ——而カモ被告人ハ此ノ錯誤ニ付認識アリタルモノナリ——「カビス」ノ財産ハ、百二十マルク侵害セラレタルモノナリ。蓋シ被告人ハ、無資産ニシテ金錢ノ賠償ハ不可能ナルヲ以テナリ。

(d) 仍テ被告人ハ、詐欺ニ付刑法第二百六十三條ニヨリ處罰セラルベキモノトス。裁判所ハ、被告人ノ多數ノ前科及被害ノ額ヲ考慮シ、主文ニ言渡シタル六月ノ刑ヲ以テ相當ト爲ス。

被告人ハ二箇ノ詐欺罪ニ付一九二四年十二月十五日當參審裁判所ノ判決ニヨリ禁錮二年ノ併合刑ニ處セラレ、其ノ各箇ノ刑ハ一年六月及一年ト宣言セラレタリ。後者ノ刑ニ處セラレタル犯罪行爲ハ前者ノ刑ノ言渡前ニ爲サレ、而カモ曩ニ言渡サレタル刑ハ被告人ニ於テ未ダ之ヲ服役シ居ラザルモノナルヲ以テ、刑法第七十九條ニ則リ、曩ニ言渡ニ係ル判決ト本判決ノ各箇ノ刑ヨリ茲ニ一箇ノ新タナル併合刑ヲ形成スベ

ク、此ノ新ナル併合刑ハ、刑法第七十四條ニ從ヒ其ノ最モ重キ前示禁錮一年六月ノ刑ニ加重ヲ爲シ且以上各箇ノ刑ノ總計三年以下ニ於テ處斷セラルベキモノトス。斯クテ禁錮二年六月ノ併合刑ヲ以テ相當トス。訴訟費用負擔ノ裁判ハ刑事訴訟法第四百六十五條ニ從フ。

(註一) 眞實な事實ではない (本書四二頁「本譯」書五五頁「參照」)

7. 區裁判所の判決 (過失並未必の故意)

判決

被告人ハ過失及故意ノ身體傷害ノ責アルニ依リ、禁錮六月ノ併合刑ニ處ス

訴訟費用ハ被告人ノ負擔トス

V.R.W. (法律ニ依リ)

理由

1. (a) 被告人ハ、「シヨツパウ」ノ騎士領主「アルト」ノ許ニ、數年來、馬丁及馭者トシテ勤メ居リタルモノナルトコロ、一九二四年十二月二十九日一馬車ノ麥藁ヲ「リーベンスタイン」ノ商人「ドライエル」方ニ運搬シタリ。被告人ハ、其ノ麥藁ヲ荷卸シタル後、「シヨツパウ」ニ向ケテ引返サントシタルガ、其ノ際、「リーベンスタイン」ノ市場ニ直接ニ沿ヒ且數本ノ樹木ニヨリテ區切ラレタル石道ヲ歸リ行キタリ。

時、恰モ市場時刻ナリシニ拘ラズ、被告人ハ、該石道ヲ二頭立ノ空馬車ニテ極メテ急速ニ進行シタルガ、該石道上ニハ市場ノ一部ガ開カレ居リタリ。偶々右市場ヨリ車道ヲ横斷セントシタル「ヒルデブラント」婦人當時三十六歳ガ被告人ノ馬ニ蹴倒サレ、車輪ニヨリ轢カレ、之ガ爲左前膊ノ骨折ヲ受ケタリ。該腕ハ數週間ニシテ全治シ再ビ使用シ得ルニ至リタリ。

(b) 被告人ハ、該事故ニ對スル責任ヲ總テ爭ヒ、其ノ若齡輕躁ナル馬ガ該市場ノ角ニテ驚キタル爲、右空馬車ニ座シ乍ラ全力ヲ盡シタルニ拘ラズ、終ニ之ヲ制禦シ得ザリシ旨主張スルト共ニ、「ヒルデブラント」ニ對シ聲ヲ發シテ警告ヲ與ヘタルモノナル旨主張シタリ。然レドモ、町役場ノ小使「メンヒ」及糶賣人「エーベルリンク」ノ證言ニ依レバ、馬ハ逸走シタルモノニ非ズ、寧ロ被告人ノ支配中ニ在リシモノナリ、被告人ハ、無分別ニモ急速度ヲ以テ進行シタルノミナラズ、街路ノ前方ヲ注視セズ、恰モ市場ノ前ニ出デタル際、後方ヲ振り向キテ若キ娘ニ胸バセシタルモノナリ。

(c) 以上ノ事實ニ依レバ、被告人ハ、其ノ過失ニヨリ「ヒルデブラント」ノ身體ニ傷害ヲ惹起セシメタルモノナリ(註一)。假令、被告人ガ精神上多少愚昧ナル者ナリトスルモ、被告人ハ、永年馭者ヲ爲シ居リタル關係上、繁華ナル街路ニ於テハ過度ノ速力ヲ以テ進行スベカラザルコト及特ニ車道ヲ絶エズ注視スベキコト、而シテ之等ノ注意ヲ懈怠シタルトキハ、他人ノ健康ヲ危險ナラシムルニ至ルコトヲ、了知スルニ十分ナル經驗ヲ有シ居リタルモノナリ。然ルニ被告人ハ、此ノ分別ニ從ヒテ行動スベキコトヲ怠リ、之カ

爲本件事故ヲ惹起スルニ至ラシメタリ。其ノ怠リタル注意ニ付テハ、被告人ハ馭者トシテノ職業ニヨリ、特ニ責任アルモノトス。「ヒルデブランド」ガ車道ヲ横斷スル前、左右ヲ注意セザリシ過失ノ責ヲ負フベキ事情アリトスルモ、之ガ爲被告人ノ責任ヲ阻却スベキモノニ非ズ(大審院判決第一卷三七三頁、第二卷一七三頁)。

2. 被告人ハ、1.ニ述べタル事故ノ直後、該事故ニ對スル不滿ノ餘リ、「リーベンスタイン」ニ於テ飲食シ、酒場ヨリ出テ來ラントシタル際、兒童ノ爲嘲笑セラレタリ。被告人ハ、拳大ノ石ヲ拾ヒ上ゲ「コラ待テ、餓鬼奴」ト言ヒ乍ラ、其ノ石ヲ兒童等ノ眞只中ニ投ゲ込ミタリ。而シテ右石ハ「リナ・ブレヒト」當時十二歳ノ腕ニ命中シ、之ガ爲同人ハ「タール」貨大ノ健カ出血シタル傷創ヲ蒙リタリ。

被告人ハ、其ノ行爲ヲ自白シタルモ、該兒童ニ命中セシメントシタルモノナルコトヲ争ヒ、只兒童等ヲ驚カセテ追ヒ拂ハントシタルモノニ過ギザリシ旨主張シタリ。然レドモ、若シ被告人ノ主張ガ眞實ナリトセバ、被告人ハ石ヲ斯ク高く投ゲズシテ寧ロ低ク投ゲタルモノナルベシ。即チ、被告人ハ、十中八九、或ル兒童ニ命中スベキ認識ノ下ニ石ヲ兒童ノ群レニ投ゲ込ミ、而カモ、可能ナルモノト豫想セラレタル此ノ結果ヲ意識シタルモノニシテ、該事實ハ、被告人ガ當時泣キ出シタル「ブレヒト」ニ對シ、「當リ前ダ、オ前ノセイダ」ト言ヒタル事實ニ依リテモ、明白ナリトス。從テ被告人ハ、過失ニ非ズ却テ故意ヲ以テ爲シタルモノナリ。而シテ其ノ石ハ、性質上重大ナル身體傷害ヲ惹起セシムルニ足ルモノニシテ、從テ兇器ナリトス。

(d) 仍テ被告人ハ、刑法第二百三十條第二項第二百二十三條第二百二十三條ニ從ヒテ處斷スベキモノトス。第一ノ犯罪行爲ニ付テハ、被害者ハ繼續的損害ヲ受ケタルモノニ非ズ且被告人ハ只輕キ前科アルニ過ギズ。然レドモ被告人ノ過失ハ相當重大ナルヲ以テ、罰金刑ヲ避ケ禁錮四月ヲ以テ相當トス。第二ノ行爲ハ、極メラ粗暴ナルモノニシテ、當時被告人ハ酩酊シ居リ、而カモ興奮シ居リタルモノナリトハ云ヘ、禁錮三月ヲ以テ贖罪ニ相當ナルモノトス。——茲ニ於テ二箇ノ獨立行爲ガ存在スルモノナルヲ以テ、刑法第七十四條ニヨリ重キ過失身體傷害罪ニ解消シタル刑ニ加重シタル禁錮六月ノ併合刑ヲ相當トス。訴訟費用負擔ノ裁判ハ刑事訴訟法第四百六十五條ニ從フ。

(註一) 法律語を再現した、斯様な確定を以て説明を結ぶことは、判決の理由を不十分とするであらう。むしろ、如何なる過失が被告人の責に歸すべきかを説明しなければならない。(本書六五頁、(本譯書九六頁))

8. 參審裁判所の判決(狀況證據)

判決

被告人ヲ累犯竊盜ニ付懲役二年ニ處ス

公民權ヲ五年間喪失セシム

被告人ニ對シ警察監視ヲ許可ス

訴訟費用ハ被告人ノ負擔トス

理 由

(a) 一九二四年七月三十日ヨリ同三十一日ニ至ル迄ノ間、硝子製造人「アルベルト・シェーデル」ハ、十ハマルク在中ノ財布ヲ窃取セラレタリ。而シテ「シェーデル」ハ、「ノイハウス」ニ於ケル「アイヒホルンシェン」ノ硝子工場ノ施錠ヲ爲サザル屋根裏ノ部屋ニ只一人就寝シ居リタルモノナリ。同人ハ、其ノ晩、財布ヲ入レタルズボンヲベッドノ前ニ在リタル椅子ニ掛ケ、其ノ上ニ上衣ヲ置キ居リタリ。此ノ窃盜ハ被告人ニ於テ行ヒタルモノトス。即チ被告人ハ、「シェーデル」ガ就寝シタル同夜九時四十五分頃其ノ寢室ニ忍ビ込ミ、不法領得ノ意思ヲ以テ該財布ヲ取り、右硝子工場ガ締メラレタル十時以前ニ逃走シタルモノナリ(註一)。

(b) 被告人ハ右行爲ヲ否認スレドモ、以下ノ事情ニ依リ其ノ行爲ハ證明アルモノトス。即チ、先ヅ、被告人ハ、「シェーデル」ガ右七月三十日ノ午後、組合旅館ノ主人ノ許ニ於テ二十マルク紙幣ヲ兩替シタルコトヲ見タリ。被告人ハ之ヲ否認スルモ、該事實ハ、被告人ガ「シェーデル」ト同一テーブルニ於テ食事シ、該貨幣ノ兩替ノ際、同人ニ對シ、何故多額ノ金錢ヲ所持セルヤト質問シ居リタル旨ノ右主人ノ措信スベキ證言ニ依リテ明カナリ。斯クテ直チニ被告人ハ、未知ノ「シェーデル」ニ接近セントシタルモ、同人ヨリ

拒否セラレタル爲、前記硝子工場ニ於ケル職人「ノイマン」ニ付、「シェーデル」ノ就寝スル場所ハ何處ナリヤヲ質シ、「ノイマン」ハ被告人ニ對シ、「シェーデル」ノ寢室ヲ紙ニ書キ與ヘタルモノナリ。最後ニ、被告人ハ、「シェーデル」ガ漸ク寢ニ就キタル當夜九時頃、恐ラク同人ハ既ニ眠リタルモノト信ジテ其ノ寢室ニ行キタルニ、「シェーデル」ヨリ、意外ニモ、「何ヲスルンダ」ト詰問セラレタル爲、「君ガ明朝ワイスバツハニ僕ト同行ノ意ガアルカ否カラ聞キニ來タ丈ケダ」ト答ヘタルモノナリ。

被告人ハ、該硝子工場ニ就寝シタル他ノ職人ニ其ノ窃盜ノ嫌疑アルト主張スレドモ、「シェーデル」ガ、既ニ八年間同工場ニ就寝シ未ダ曾テ何物ヲモ失クシタルコトナシト證言セルニ照シテ、其ノ主張ハ之ヲ採用シ得ズ。

被告人ハ、既ニ屢々窃盜罪ノ前科ヲ重ネタルモノニシテ、就中、一九一一年三月二十四日「ゲラ」地方裁判所ニ於テ禁錮一年ノ判決ヲ受ケ一九一二年五月二十四日迄其ノ刑ニ服役シ、一九一四年十二月中犯シタル重窃盜ニ付當裁判所ニ於テ一九一六年二月二十四日懲役二年ノ判決ヲ受ケ一九一八年二月二十四日迄其ノ刑ニ服役シ、孰レモ其ノ刑ノ執行ヲ終了シタルモノナリ。

(c) 仍テ被告人ハ、刑法第二百四十二條第二百四十四條ニ依リ處罰セラルベキモノトス。窃取セラレタル金額ハ、被害者ノ貧困事情ヲ考慮スレバ、極メテ重要ナルモノニシテ、被告人ハ、本件窃盜當時、困窮状態ニ在リタルモノニ非ズ、却テ有給職業ニ従事シ居リタルモノナルヲ以テ、輕減事情ヲ排除シ、主文ニ

言渡シタル刑ヲ以テ相當トス。被告人ハ、名譽感ナキヲ以テ、刑法第三十二條ニ則リ、公民權ノ喪失ヲ言渡スヲ相當トシ、又公安ノ危險性ヲ有スルヲ以テ、刑法第三十八條ニ從ヒ、警察監視ノ許可ヲ言渡スヲ以テ得策ト爲ス。訴訟費用ノ裁判ハ刑事訴訟法第四百六十五條ニ基クモノトス。

(註一) 逃走を以て、刑法第二百四十二條に従ふ事實上の確定は、十分に爲されたものである。bに所謂以下の事情の説明には、證據判斷として刑事訴訟法第二百六十七條第一項第二段の各箇の嫌疑證據の説明を含んで居る。事實關係の簡單な場合には、cの段として特別の法律上の評價を必要としない。財布が動産であつて被告人に領得すべき權利のなかつた他人の物件であつたこと、財布がシエーデルの占有中であつたこと、従つてシエーデルの承諾なく取られたものであることは、一部は自明であり一部は事實上の説明から當然に出て来る。従つて、事實關係に附加した二、三の言葉を以て、不法領得の意見を確定すればよいのである。ここに掲げてある設例も、その事實狀態から被告人が、財布を自己のために處分する目的を以て取得したものであること、財布を破壊するため又は惡戯に隠匿するために領得したものでなかつたことは、自から判明して居る。然し乍ら、確實を期するためには、この見地に於て明瞭な説明が望ましい。

9. 無罪判決

被告人ハ無罪

訴訟費用ハ國金庫ノ負擔トス

Y.R.W. (法律ニ依リ)

判決

被告人ハ、一九一九年四月三日、記録一丁及二丁ニ明瞭ナル告發ニ付、「ルドルフスタット」區裁判所ノ書記課ニ之ガ調書ノ記載方ヲ申出タリ。該告發ニ依レバ、被告人ノ窃取セラレタル價格二十マルクノ衣類一包ノ刑事責任ハ、「ノイドルフ」ノ「ヘドウィツヒ」夫妻ノ負フベキモノトシテ、檢事ニ該事件ノ訴追ヲ求メタルモノナリ。而シテ該書記ハ書類ヲ檢事局ニ交付シタリ。然レドモ此ノ申出ノ刑事責任ハ事實ニ相違シタリ。即チ、被告人ハ「ヘドウィツヒ」ノ許ニ家僕トシテ暫ク勤メ居リタルモノナルトコロ、憲兵ガ被告人ヲ或ル横領事件ニ付逮捕セントシタル際逃亡シ、當時、該衣類ノ包ヲ「ヘドウィツヒ」方ニ殘シ置キタリ。其ノ包ハ今尙「ヘドウィツヒ」方ニ存在スルモ、同夫妻ハ之ニ一指ダニ觸レタルモノニアラズ。左レバ、被告人ハ、官廳ニ對シ「ヘドウィツヒ」夫妻ガ犯罪行爲ヲ爲シタル責アル旨ノ告發ヲ爲シタルモノナルコト明カナレドモ、被告人ガ該刑事責任ノ申出ヲ不實ナルコトヲ知リテ爲シタルモノナルコトハ、證明アルモノト認ムルヲ得ズ。該包ハ長期間厩舎ノ木釘ニ掛ケアリ、之ヲ邪魔ト認メタル他ノ家僕ニ於テ、被告人ガ逃亡シタル朝、偶々之ヲ取り外シテ其ノ隣室ニ投ケ込ミタルガ、被告人ハ急遽被告人ノ持物ヲ搜シ集メタル際該包ヲ發見スルヲ得ズ、之ガ爲、該包ガ窃取セラレタルモノト考ヘタルモノナルベシ。而シテ被告人ハ、何人ニ其ノ刑事責任アルヤヲ知ラザリシヲ以テ、差シ當リ其ノ責任者ニ該當スルモノト見エタル者即チ被告人ノ主人ヲ告發シタルモノナリ。以上ノ事實ニ依レバ、被告人ノ告發ハ、重大ナ

ル過失ニ基クモノナルコトハ疑ナシト雖、刑法第六十四條ノ構成要件ヲ充タスモノニ非ズ。
尙裁判所ハ、刑法第八十六條ニヨリ本件行爲ヲ審査シタリ。然レドモ、被告人ニ對シテハ刑法第九
十三條ノ保護ヲ是認スベキモノトス。蓋シ被告人ハ、自己ノ權利上ノ利益ヲ保全スル爲、即チ自己ニ對シ
犯サレタリト想像セラレタル窃盜ヲ發見スル爲、該告發ヲ爲シタルモノナレバナリ。全然實體的ニ爲サレ
タル本件告發ノ方式ハ、未ダ以テ被告人ニ於テ「ヘドツイツヒ」夫妻ヲ誹毀スベキ意思ヲ有シタルモノナ
ルコトノ根據ト爲スニ足ラザルノミナラズ、被告人ガ該目的ヲ有シタルモノトスベキ事情ハ、之ヲ發見ス
ルコトヲ得ズ。

訴訟費用ノ負擔ハ刑事訴訟法第四百六十二條ニ則リ之ヲ定ムベキモノトス。

附錄 一

刑事記録者ニ對する注意書

ル過失ニ基クモノカレコトハ疑ナシト雖、刑法第六十四條ノ構成要件ヲ充タスモノニ非ズ
 尙哉判解ハ、刑法第八十六條ニヨリ本件行爲ヲ審査シタリ。然レドモ、被告人ニ對シテハ刑法第九
 十一條ノ保護ノ是認スベキモノトス。蓋シ被告人ハ、自己ノ權利上ノ利益ヲ保全スル爲、即チ自己ニ對シ
 犯サレタリト想像セラルル竊盜ヲ發見スル爲、該盜徒ヲ爲シタルモノナレバナリ。全然實體的ニ爲サレ
 タル本件告發ノ方式ハ、未タ以テ被告人ニ於テハドウイツヒ。夫妻ヲ誹毀スベキ意思ヲ有シタルモノナ
 ルトノ根據ト爲スニ足ラザルノミナラズ、被告人ガ該目的ヲ有シタルモノトスベキ事情ハ、之ヲ發見ス
 ルトヲ得ズ。

訴訟費用ノ負擔ハ刑事訴訟法第四百六十二條ニ則リ之ヲ定ムベキモノトス。

附錄 一

刑事記録者ニ對する注意書

緒言

この刑事記録者に對する注意書は、實務の焦眉の要求から作成されるに至つたものである。刑事記録者のために、例をあげて簡潔に説明し、遵守すべき規定を教示し、且、實務上しばしば侵される誤謬であつて概して重要な意義を有する誤謬について、特に注意を促すやうな、廉價であり有益である參考書は、未だ存しない。かやうな、常に繰り返へされる瑕疵を避けることは、單に司法の利益に役立つばかりでなく、特に、あらゆる公判の經過の詳細な描寫に對する被告人の正當にして緊切な要求に役立つものである。瑕疵のある記録は、常に必ずと斷言は出來ないが、しばしば、たとひ、一時的であるにせよ、被告人を堪へ難き方法に於て害し、且、上訴審をして不必要に活動させ、これがため、あらゆる關係人をして、しばしば、時と金とを浪費させる。優秀な記録は、判決の作成を容易ならしめ、控訴審に於ける證人の再喚問を無用ならしめるのに反して、證據調の結果の拙劣な描寫は、無益な偽誓手續又は再審手續を開始せしめる。

裁判並從來の稀少な著書を顧慮して、主として、注意書の實際的の目的に力を注いだ。かくて、長年第一、二審の刑事部長の職にあつた間に修習した、あらゆる審級に於ける實務上の經驗を利用した。刑事訴訟法に於て、その遵守について明文はなくとも、司法官試補及司法候補者に記録の記載を指導した際に、

明かとなつた實際上の必要に適した諸點は、いづれもこれを記述した。

ウツベルタール・エルベルフェルト及ブラウンスベルグ（東プロシヤ）、一九三二年一月。
ドクトル、ベルグマン・ウオルテリンク。

目次

（アラビヤ數字は注意書の號數を示す）

A	前註	二七
I	調書の意義	二七
1	證據力	二七
2	文書の性質	二七
3	法律上の不利益の保護	二七
4	控訴の手續	二七
5	偽誓及再審手續	二八
6	判決の作成	二八
II	調書の外形	二八
7	抹消及棒消	二八
8	欄外註及附録	二八
9	畧語	二九

10 話 法……………二九

11 明瞭性……………二九

Ⅲ 調書作成の準備……………三〇

12 法律上の規定……………三〇

13 調書の閲讀……………三〇

14 調書の豫め作成の不許……………三〇

B 調書の内容……………三一

I 前 文……………三一

15 公判の場所及日時……………三一

16 公 開……………三二

17 裁判所の構成……………三二

18 通事の採用……………三三

19 被告人の表示……………三三

20 犯罪行爲の表示……………三三

Ⅱ 公判の經過の描寫……………三三

21 出頭被告人の確定……………三四

22 辯護人及代理人並公訴參加人等の列記……………三五

23 公訴參加人の許可……………三五

24 被告人の不出頭……………三五

25 訊速手續……………三六

26 事件の併合……………三六

27 公開の禁止……………三七

28 證人及鑑定人の呼上……………三九

29 不出頭證人に對する秩序罰……………三九

30 事後に出頭又は申出の證人……………三〇

31 被告人の身許關係の訊問……………三〇

32 呼出期間の不遵守……………三二

33 裁判官の忌避……………三三

34 公判開始決定の朗讀……………三三

35 管轄違反移送の決定……………三三

36	法律上の見地の變更	二二三
37	他の行爲による言渡	二三四
38	事件に關する被告人の訊問	二三五
39	闕席の場合の代訊問	二三五
40	被告人の従前陳述の維持	二三六
41	被告人の陳述記載の朗讀	二三六
42	證人訊問	二三七
43	證人の身許關係	二三八
44	證言拒絶及供述拒絶	二三八
45	證人の不宣誓	二三九
46	證人の事後宣誓	二四〇
47	退廷後の證人の再訊問	二四一
48	前の宣誓の援用	二四一
49	宣誓の事後の諭示	二四二
50	宣約文	二四三

51	證言及宣誓拒絶の秩序罰	二四二
52	在廷證人	二四三
53	證人としての官公吏	二四三
54	黙秘義務の免脱	二四三
55	證人の従前供述の維持	二四四
56	證人の従前供述の朗讀	二四四
57	證人の供述記載	二四四
58	使用文句の確定	二四六
59	鑑定人訊問	二四六
60	檢 證	二四六
61	實地點檢	二四七
62	文書の朗讀	二四八
63	證據方法としての證書	二四八
64	調書の朗讀	二四九
65	證言及鑑定並證明書	二五〇

66	第一審の供述の朗讀	二五〇
67	存在の確定を目的の書類の朗讀	二五一
68	意見聴取	二五一
69	被告人の退廷	二五一
70	證人の退出	二五二
71	秩序罰	二五二
72	公判延期の申立	二五四
73	證據の申出	二五四
74	豫備的の證據申出	二五六
75	訴訟關係人の意見聴取	二五六
76	證據調の終結	二五七
77	證據調終結後の陳述	二六〇
78	證據調の再開	二六一
79	公判の延期及變更	二六一
80	最終陳述	二六二

81	判決の言渡	二六三
82	上訴の告知	二六四
Ⅲ 調書の完結及整理		
83	上訴權の拋棄	二六四
84	上訴の提起	二六五
85	勾留狀	二六五
86	條件附刑の執行猶豫	二六五
87	調書の整理	二六六
88	疑義ある場合の處置	二六六
89	變更及附加	二六七
90	更正	二六七
C	公の型	二六七

A 前 註

I 調書の意義

1 刑事訴訟法第二百七十四條によれば、公判について規定せられた形式の遵守は、ただ、調書のみによつて、これを證明することを得る。調書のこの形式に關する内容に對しては、偽造の證明のみが許されるに過ぎない。

2 この調書は裁判所の文書であつて、刑事訴訟法第二百七十一條によつて、裁判長並書記課の記録官に於て、これに署名すべきものである。記録官は、この署名によつて、調書の正確性並完全性について裁判長と共同の責任を負ふものである。

3 不正確な調書の作成は、訴訟關係人に對して法律上の不利益を招來せしめることがあり、判決の取消を來すことさへある。

4 第一審の優秀な調書は、通常、證人自身に關する心證又は對質に關係しない限り、控訴審に於て再

び證人を喚問することを不必要ならしめる。

5 證人の供述の記載は、場合によつては、偽誓手續並再審手續の基礎となる。

6 優秀な調書は、廣汎な事件に於ては、特に判決の作成を容易ならしめる。

II 調書の外形

外形も亦調書の上述の意義に添ふものでなくてはならない。

7 剃り消し、抹消の言葉を生かすためにする下點及貼り付けは許されない。棒消し並挿入は、なるべく、これを避くべきである。

8 欄外註は、裁判長並記録者の特別な署名を必要とする。事後の附記も同様である。

調書の附録は、附録として記載し、裁判長及記録者の署名を必要とする。附録は調書中にこれを引用す

べきである。

9 略語は、例へば „u.w.“ „St.B.“ のやうな、一般的に使用せられ且理解し易いものに限つて用ひられる。„und“ 又は „der Angeklagte“ の如き言葉は、その略語を用ふべきではない。被告人は常にその氏名を以て表示すべきであり、公訴狀等の順序による番號を以て表示してはならない。

10 文法上の正確な語法に注意すべきである。被告人は……と「陳述 (Angaben)」を爲し、證人は……と「供述 (Ausagen)」を爲し、とさふやうな場合には、これらは總べて直接語法、従つて第一人稱を以て、描寫すべきである。證人は宣誓を爲し、その供述は宣誓せられ、と記載すべきである。被告人を „der Angeklagte“ と表示しなすで „Angeklagter“ と表示するのは、不體裁である。又正しい句讀を打つことも、相當な注意を拂はねばならない。

11 訴訟關係人及證人の供述、又は宣誓に關する供述の場合には、行を下げて記載することによつて、明瞭性が促進せられる。主文の刑の程度を表はす數は、すべて文字を以て表現しなくてはならない。附加刑並費用に關する裁判は、別の項として記載すべきである。多數人の供述を一纏めにするには不適法で

ある。各供述は供述者を正確に表示して記載しなくてはならない。

証人訊問中に爲された文書の朗讀のやうな事實も亦、証人の供述の描寫中に區切りなく記載しないで、行を改めて記載すべきである。

III 調書作成の準備

12 公判に關する法律上の規定（刑事訴訟法第二二六條乃至第二七五條）、殊に調書に關する規定（刑事訴訟法第二七二條乃至第二七四條）及公の型の知識を必要とする。

13 記録は、なるべく、豫め閱讀すべきである。餘り簡単な事件でない場合には、記録の内容、少くとも公訴状の内容を知ることが、不可缺の必要事である。被告人の應訴（Einfassung）及證人並鑑定人の供述を描寫するに當つて、かかる知識を有する者のみが、初めて、如何なる事實が重要であり、如何なる事實が重要でないかを判斷し得るものである。

14 型の印刷用紙に文句の一部を豫め記入して置くことは、勸むべきことではない。何となれば、豫め

記入して置くと、往々、間違ひが起り、又は抹消を要することが起るからである。尤も特に呼び出された辯護人、公訴參加人、法律上代理人、證人、鑑定人等については、豫め別頁に記入せられて居るのが通例である。調書の冒頭に、呼び出された被告人を豫め列記して置くことだけは、便宜なことであり得る。

B 調書の内容

I 前文

この點に關する規定は、刑事訴訟法第二百七十二條である。

15 公判の場所と日時の記載。

次に裁判所の表示（第二參審裁判所、第一刑事部といふ如き）が、型の印刷用紙では、左上半分に爲されて居る。

場所又は日時の變更があつた場合には、その變更が何時あつたかを記載しなくてはならない。公判の重要な種類の中止も同様に記載しなくてはならないが、休憩時間又は訴訟關係人の演述を準備するための時間の如きものは、これを記載するを要しない。

16 公開の法廷で審問せられたこと又は公開が禁止せられたことの記載。
 裁判所構成法第六十九條に基いて、全部の審問が公開せられたやうな通常の場合には、型の印刷用紙の左前文の頁の、「公開の上」といふ印刷の文字そのまままで十分である。

少年裁判法第二十三條第一項に基いて、最初より最後まで公開を禁止して審問される少年事件に於ては、この文字を「非公開の上」と變更しなくてはならない。

審問の途中に於ける公開の禁止については、27を参照。

17 裁判所の構成については、判事、陪審員、參審員、檢事、記録官、附せられた通譯の氏名を記載しなくてはならない。

官吏については、その官職關係を記載することを要する。陪審員並參審員については、身分の後に、前名及住所を記載しなくてはならない(宣誓については、特別の型がある)。

尙ほ、立會つた補充判事、補充陪審員及補充參審員の氏名も亦これを記載することを要する(裁判所構成及三項)。

公判に於て檢事又は記録官の交替を生じた場合には、新らしく立會つた檢事又は記録官を、その交替の時に調書に記載する。次いで交替前に執務した記録官は、その採録した調書の部分を署名して完結しなくてはならない。

18 通事の採用及通事を採用するに至つた原因並通事の宣誓は、これを調書に記載しなくてはならぬ。通事の採用が全公判に互つて爲された場合には、通事が各箇の公判の行爲に關與したことは、特にこれを記載するを要しない。刑事訴訟法第二百五十九條の規定の遵守については、77の末尾を参照。

19 公判に呼び出された被告人の氏名の記載。被告人は、身分又は職業、前名又は異名、住所又は居所、出生の年月日、出生の場所を以て、これを表示しなければならない。

私訴事件に於ては、私訴原告(又は反私訴被告)及被告人(又は反私訴原告)も同様に表題に記載しなくてはならぬ。但し生年月日を記載することを要しない。

20 公訴又は公判開始決定による犯罪行爲の表示。この犯罪行爲の表示は、その刑罰法上の罪名を示し、又罪名のない場合には、その刑罰法規の條文を示すを以て十分である。

II 公判の經過及其重要な結果の描寫

この點については、刑事訴訟法第二百七十三條第一項及第二項に

調書ハ公判ノ経過及結果ノ要點ヲ記録シ、一切ノ主要ナル形式ヲ遵守シタルコトヲ明カナラシメ、朗讀セラレタル書類ヲ表示シ且審問ノ経過中ニ爲シタル申立、行ハレタル裁判並判決主文ヲ記載スルヲ要ス

其ノ外區裁判所判事及參審裁判所ノ面前ニ於ケル公判ニ在リテハ、訊問ノ主ナル結果ヲ調書ニ記載スルコトヲ要ス

と規定して居る。

公判に關する規定（刑事訴訟法第二二六條乃至第二七五條）によれば（この規定によつて型の印刷用紙が作成せられたのである）、調書の記載については、以下のことが問題である。

21 出頭被告人の確定。

この場合、如何なる被告人が勾留により引致せられたかを表示しなくてはならない。而かも同時に、被告人が當該事件について勾留せられて居るか又は他の事件について勾留せられて居るかを區別しなければならぬ。

被告人が勾引狀によつて引致せられた場合には、そのことを記載すべきである。被疑者 刑事訴訟法第二百十二條によつて任意出頭した場合又は假勾留によつて裁判所に引致せられた場合も、同様である。

22 次に、出頭した辯護人、法定代理人、代理人、輔佐人、公訴參加人及其の代理人を列記し、同時に、何人のために出頭したものであるかを表示する。不出頭の場合には、その爲された呼出を確定して記入しなければならぬ。必要的辯護人が出頭しないため、これに代つて他の辯護人が選任せられた場合も、同様である。

23 公判に於いて、公訴參加人が許可せられた場合には、調書には、書面による申立（それは附録として調書に添附せられる）がなされたこと及この申立について檢事に意見が求められたこと並某を公訴參加人として許可する旨の決定が言渡されたことを記載すべきである。

24 出頭しない被告人に對して勾引狀又は勾留狀が發せられた場合には、勾引又は勾留のなされるべきことを警告したところの適法にして適時な呼出が確定せられて居ること、を記載しなければならぬ。かゝる處分がなされなかつた場合には、場合により、被告人の不出頭に付免責事由があるか否か又は延期或は手續の分離がなされたか否かを記載すべきである。

被告人が刑事訴訟法第二百三十三條によつて、公判に出頭することを免除せられて居る場合には、次ぎのやうに記載する。

「……被告人出頭セズ。被告人ハ公判ニ出頭スルコトヲ免除セラレタリ。」

25 刑事訴訟法第二百二十二條による迅速手續の場合の裁判手續に付いては、特別の型がある（刑事訴訟法第三十九條乃至第四十一條）。

この場合には、呼出ノ内容ニ依レバ、其ノ者ガ嫌疑ヲ受ケ——「檢事ハ其ノ者ヲ公訴シタリ」との型の文句に従つて、公訴の主文を詳細に（又は公判開始決定の文言に従つて當該條文を附加して）記載しなければならぬ。既に存在する公訴狀を引用することは、その公訴狀が公訴として調書に記載せられて居り且そのことを指示すれば、適法である。勾留狀を引用することは、勾留狀が公訴として調書に記載されてゐない限り、妥當でないと思はれる。

26 事件の併合は、多くの場合、公判の開始に當つて爲される。多數の被告人及多數の出頭者を表示するには、記録の符合により事件を區別して記載し、調書の冒頭にこれ等の者を明かにする。

この場合、その決定は、例へば次ぎのやうになされる。

檢事及被告人（並其ノ辯護人）ノ意見ヲ聞キタル上、次ノ如ク決定セラレタリ。

「……ニ對スル窃盜被告事件（9 MIT/32）並……ニ對スル隱私被告事件（6 M 55/32）ハ牽連關係ア

ルニヨリ、同時公判ヲ爲ス爲之ヲ併合ス。」

27 公開禁止は、審理の開始に當つて

或は、その進行中如何なる時期に於いても、宣言せられ、又同様に、全審理に互つても或はその一部に付いても宣言することが出来る。この公開禁止の事實を記載するに當つては、裁判所構成法第七十四條により、以下のことを記載しなければならぬ。即ち、訴訟關係人の意見、その申立、裁判所構成法第七十四條第一項第三段の文言により理由を附した裁判所の決定並決定の施行を記載しなければならぬ。例へば

檢事ハ風俗（公安等）ヲ害ストノ理由ニヨリ公開禁止ヲ申立テタリ。

被告人及其ノ辯護人ハ其ノ意見ヲ求メラレタリ。

裁判所ハ次ノ如キ決定ヲ爲シタリ。

「公判ハ風俗ヲ害スル虞アルヲ以テ公開ヲ禁止ス。」

傍聽人ハ退廷セシメラレ、非公開ニ於テ審理ハ繼續セラレタリ。

公訴參加人が立會の権利を行使し、又は、特定人に在廷が許可せられた場合には、以下の如く記載する。

「公訴參加人ハ法廷ニ停リタリ。司法官試補 B ニ在廷カ許可セラレタリ。」

裁判所構成法第七十四條によれば、公開禁止に關する審理は、訴訟關係人の申立又は裁判所の命令に

より、非公開の法廷に於いてなすことを得る。然る後、公開禁止の決定は公開の法廷に於いて言渡されなければならぬ。尙ほ、國家の安寧を害するとの理由により、公開が禁止せられた場合には、裁判所は在席者に對し黙秘命令を課することが出来る。例へば

検事ハ國家ノ安寧ヲ害スルトノ理由ニヨリ公開禁止ヲ申立テ且非公開ノ法廷ニ於テ其ノ審理ノ爲サルベキコトヲ申立テタリ。

被告人及辯護人ハ該申立ニ同意シタリ。

茲ニ於テ、傍聽人ハ退廷ヲ命ゼラレ、非公開ノ法廷ニ於テ公開禁止ニ關スル審理ガ行ハレタリ。再ビ公開ヲ命ジタル後、以下ノ決定ガ告知セラレタリ。

「審理ハ國家ノ安寧ヲ害スル虞アルニヨリ公開ヲ禁止ス。」

傍聽人ハ退廷ヲ命ゼラレ、次デ以下ノ決定ガ告知セラレタリ。

公判又ハ公訴狀若クハ其ノ他訴訟上ノ公ノ文書ニ依リKノ築城工事ニ關スル事實ノ知識ヲ得ルニ至リタル在廷者ニ對シ黙秘義務ヲ課ス。

審理ハ非公開ノ法廷ニ於テ繼續セラレタリ。

裁判所構成法第七十三條第一項によれば、判決の言渡は、如何なる場合に於ても(例外——少年事件)公開の法廷に於いてなされなければならぬから、判決言渡の調書を取る前に公開禁止が解かれたことを記

載しなければならぬ。

されば、裁判所の型の印刷用紙に於ては、脚註によつて、特に氣がつくやうにしてある。同様に、判決理由又はその一部の言渡に付公開が禁止された場合には、訴訟關係人に豫め意見を求めたこと並裁判所構成法第七十三條第二項により特になされた決定を調書に記載しなければならぬ。

28 次いで、證人及鑑定人の呼上に關する記載がなされる。證人及鑑定人を呼出したが出頭しない場合には、出頭した者を列記し且相當な記載をなしてこれを表示すべきである。

29 これに次いで、多くの場合、出頭しない證人及鑑定人に對する秩序罰に關する處理がなされる。この場合、記載すべき事項は次ぎの如くである。即ち、適當な呼出がなされたことの確定及訴訟關係人の申立並理由を附した裁判所の決定がそれである。例へば

證人「カルル・ミュラー」ハ、郵便送達證書記載ノ如ク一九二五年一〇月一日同證人自身ニ對スル呼出狀ノ交付ニヨリ(24參照)適法ニ呼出サレタルモノナルコトガ確定セラレタリ。

檢事ハ三十マルクノ秩序罰ヲ科スベキ旨申立テタリ。

裁判所ハ次ノ如キ決定ヲ言渡シタリ。

「適法ナル呼出アルニ拘ラズ、本日ノ公判ニ、出頭義務免除ノ事由ナクシテ、出頭セザル」カール・ミュラー」ニ對シ、刑事訴訟法第五十一條ニ依リ、ソノ不參ニ因リ生ジタル費用ノ負擔ヲ命ジ且秩序罰三十マルクニ處ス。但同證人ニ於テ之ヲ支拂フコト能ハザルトキハ、三マルクヲ一日ニ換算シタル期間勾留ニ處ス。」

30 事後出頭した證人及鑑定人は、その届出をなした時刻にこれを記載すべきである。例へば

證人「ハインリッヒ・シユルツェ」ノ訊問中、證人「カール・ミユラー」ハ出頭届ヲ爲シ且其ノ遅刻ニ付免責事由ヲ證明シタリ。同證人ニ對シ確定セラレタル秩序罰ハ檢事ノ意見ヲ聞キタル上取消サレタリ。同證人ハ宣誓ノ諭示ヲ受ケタル後退廷シタリ。

證人又は鑑定人が被告人の呼出に基いて出頭し又は證人又は鑑定人が被告人によつて申出でられた場合には、そのことを特に記載すべきである。證人及鑑定人の呼出なく、又は、出頭しない場合には、公判用紙の「公判ハ證人又ハ鑑定人ノ呼上ヲ以テ開始セラレタリ」との印刷文字は、これを抹消すべきである。最後に、一般の宣誓諭示及證人の退廷に關する記入がなされる。

31 被告人の身元關係に關する訊問に付、被告人が従前と異つた陳述をなした場合には、特に注意して

これを記載しなければならぬ。このことは、前科に付いても同様である。

「被告人ハ身元關係ニ付訊問セラレ、云々ト供述シタリ。」との印刷文句を「被告人某ハ身元關係ニ付訊問セラレタリ」といふやうに簡單に書きかへることは妥當でない。寧ろ、印刷用紙に残された空白を、詳細な表示をなすために利用すべきである。被告人がその身元關係に付實に記録に記載せられてあると同一の陳述をなした場合には、例へば、次ぎのやうに記載する。

「私ノ身分ニ關スル陳述ハ、從來記録ニ記載セラレアル通り、正確ナリ。」或は

「被告人ハ其ノ身元關係ニ付訊問セラレタルニ本調書ノ冒頭ニ於ケルト同一ノ陳述ヲ爲シタリ。」と。

從來と異つた陳述は、これを記載すべきは勿論である。

「私ノ身元關係ニ關スル陳述ハ従前通り相違ナシ。尤モ、私ハ現在「エルベルフェルト、ノイシュトラ」セ」百番ニ居住シ且一九二五年七月以來「ミュラー」家出身ノマリヤト婚姻シテ居ル。」と。

被告人の前科又は無前科に付確定せられたことは、常に記載しなければならぬ。例へば

「犯罪名簿ノ抄本ニ登載セラレアル前科（當該）ハ正當ナリ。」

とか或は

「私ニハ前科ナシ。一九一八年八月四日「エルベルフェルト」參審裁判所ニ於テ横領罪ニ付罰金百マルクニ處セラレタルコトハ之ヲ知ラズ。」と。

少年事件の場合にあつては、出生證明書が提出せられたこと又はその他の方法により少年なることが確定せられたことを記載すべきである。

被告人が公判に出頭する義務が免除せられて居る場合には、通常、次ぎのやうに記載する。

被告人ノ身元關係ハ記録上明白ナリ。ソノ前科ハ犯罪名簿ノ抄本ニヨリ確定セラレタリ。と。

32 法定呼出期間が興へられなかつた場合に（刑事訴訟法第二百十七條）、被告人に公判延期を要求し得べき権利のあることが告げられ、被告人がこの延期を申立てたか又は即時に公判をなすことに同意したかは調書に記載しなければならぬ。

33 判事、陪審員、參審員及鑑定人の忌避申立がなされた場合には、これらの申立及その理由は忌避を申立てられた者の陳述と共に、これを調書に記載すべきである。次に、訴訟關係人の意見を聞いたこと並理由を附してなされた決定は、これを録取することを要する。かくて、忌避せられた鑑定人が公判から退去した場合には、その事實並他の鑑定人の入廷を記載する。裁判官、陪審員、參審員の忌避が決定を以て理由ありと宣言せられた場合には、當該公判調書は、この決定の記載を以て終結しなければならぬ。蓋し、爾後、新たに裁判所が構成せられて新しい公判が開始せらるべきものだからである。

34 公判開始決定が朗讀せられた場合には、通常さうされて居るやうに、印刷用紙にその日附を書込むべきである。朗讀されない場合には、その記載は抹消する。

35 印刷用紙中この記載のために設けられた餘白は、公判開始決定の或る種の補充又は訂正を記載するために利用せられる。

この場合には、又、刑事訴訟法第二百七十條によりなされた管轄違反及移送の決定を記載すべきである。事件が當該裁判所の管轄を超えるとの理由により、移送の決定がなされた場合には、上級裁判所は該決定と公判開始決定と同視し、且、調書にこれを記載しなければならぬ。

36 公判開始決定の朗讀の際には、往々にして、法律上の見地の變更に對する指示又は刑の加重事情の出現に對する指示（刑事訴訟法第二六五條第一、二項）がなされる。その指示が如何になされたかの方法は、調書の記載上明かでないならぬ。例へば、當該窃盜が重窃盜と看做されるとの指示を以てしては、不充分であつて、寧ろ問題となつた個々の加重事情の表示を必要とする。

被告人に對し、その變更せられた法律上の見地の變更に付、防禦の機會の興へられたことも亦記載せら

るべきである。更に、區裁判所の公判に於てではなく、參審裁判所並地方裁判所の違警罪又は私訴の公判に於て、被告人が、公判開始決定の引用するものは重い法律の適用を許すやうな事情又は可罰性を加重するやうな事情を争ひ、且防禦の準備が整つて居ないことを主張して公判の延期を申請したやうな場合には、刑事訴訟法第二百六十五條第三項により、これを調書に記載しなければならぬ。かくて、檢事の意見を聞いた後になされた決定も亦、これを記載すべきである。

同様に又、同條第四項により申立又は職權を以てなされた延期の決定も、これを録取するを要する。同條第一、二項の場合に於ける記載は、例へば、次のやうになさるべきであらう。

「被告人ニ對シ、被告が窃取シタル時計ヲ入質シタル範圍ニ於テ、其ノ行爲ハ、刑法第二百五十九條ノ意義ニ於ケル隠私罪トモ見ラレ得ルモノナルコトガ指示セラレタリ。被告人ハ此ノ方向ニ於テモ其ノ防禦ヲ爲スベキ機會ヲ與ヘラレタリ。」と。

37 刑事訴訟法第二百六十六條により、他の行爲に付判決がなさるる場合には、公判開始決定に従つて檢事のなした申立は、逐語的にこれを調書に記載しなければならぬ。尙ほ、被告人のその明示的同意は判決と共にこれを調書に記載すべきである。

38 次いでなさるべき被告人訊問に當つては、その陳述は、常に詳細に録取しなければならぬ。控訴審に於ても然り。被告人が事實を告白したか否かは、常に各個の行爲に付、これを記載すべきである。この場合、「私ハ嫌疑事實ヲ争フ」と謂ふやうな記載を以てしては充分でなく、寧ろ、「私ハ其ノ時計ヲ移動シタルコトハ認ムルモ、私ハ所有者ノ前々ノ言葉ニヨリ移動スベキ許可ヲ受クベキコトヲ信ジ居タリ」と謂ふやうに、如何なる點に争があるかを明かにすべきである。

被告人の自白した事實を記載するに當つては、被告人に課せられた犯罪行爲の法律上の要件並刑の加重輕減事情を充足する事實を記載しなければならぬ。この場合、單に客觀的事實のみならず、主觀的事實(故意、目的)も自白せられて居るか否かを注意すべきは勿論である。

39 被告人が公判に出頭する義務を免除せられて居る場合には、刑事訴訟法第二百三十三條第三項により、その裁判上の訊問に關する調書が朗讀せられて居ることの記載を怠つてはならぬ。例へば

「被告人ノ應訴ハ一九三〇年一月一六日附「ミュンヘン」區裁判所ニ於ケル調書ノ陳述ノ朗讀ニヨリ(記録二十四丁)明白ニセラレタリ。」と。

同様に、應訴と認めらるべき被告人のその他の言動も亦、調書に於いて明白にすべきである。刑事訴訟法第二百三十二條により、不出頭の被告人に對して審議がなされる場合には(刑事訴訟法第二

百四十三條第三項に規定せられた身元關係の訊問の代りに、曩に裁判所の調書中になされた被告人の陳述（刑事訴訟法第三十六條）が朗讀せられ又は出頭して居る辯護人が訊問せられ（DRZ. 27. Nr. 743）て居ることを調書に記載しなければならぬ。

40 被告人が從來の陳述を維持した場合には、この事實自體を録取する必要はない。しかし乍ら、被告人が目立つた、而かも不可解な矛盾した事實を陳述し又は責任問題の判斷に重要な陳述をなしたやうな場合には、この事實並かやうな矛盾した事實の表象に付被告人の與へた陳述は、重要な事實と看るべく且調書に記載しなければならぬ。

41 刑事訴訟法第二百五十四條により、裁判所の調書に記載せられた被告人の全陳述の朗讀はこれと異なる。かやうな調書の朗讀は、次ぎの場合に行はなければならぬ。

- (a) 自白に關する證據調の目的を以て、又は
 - (b) 訊問中に明かとなつた従前の陳述との矛盾が、公判を停止せずしては他の方法を以て、これを認定し又は除去することを得ないとき
- これ等の場合にあつては、裁判長の朗讀命令に對し異議が述べられた場合に限り、裁判所の決定がなさ

れる。朗讀自體は、刑事訴訟法第二百七十三條第一項により、申立がなくとも、常に、公判の重要な對象として調書に記載されなければならぬ。朗讀の原因も亦同法第二百五十四條の文言に従つて、常にこれを調書に記載すべきである。同法第二百五十五條によれば、朗讀の原因は、當事者の申立ある場合には、調書にこれを記載しなければならぬ。

自白の證明のためにする裁判所の調書の朗讀は、常に證據調である。このことは、證據文書及被告人の應訴の際に於ける文書（偽造文書又は證據書面）の朗讀に付いても、同様である。

被告人の應訴が未だ終了しない間になされるかやうな文書の朗讀に際しては、次のやうな記載を可とする。

「被告人ノ應訴ト共ニ……ノ文書ガ朗讀セラレタリ。」と。

被告人の應訴中に於ける朗讀に付いては、例へば

「被告人ノ訊問中ニ於テ、其ノ應訴ヲ會得セシムル爲、云々ノ文書ガ、其ノ内容ヲ確定スル目的ヲ以テ、……朗讀セラレタリ。」

と記載するのが妥當である。

42 被告人の應訴に次いで、通常、證人訊問に關する記載がなされる。

43 證人の身元關係、即ち、身分、年齢、住居等も、宣誓後の一般證人訊問に對する答として、記載せられなければならぬ。例へば

「證人「ミュラーハ」——證人宣誓ヲ爲シタル後——名前ハ「カルル・ミュラー」、年齢ハ五十歳、「エルベルフェルト」ナル地主ト答ヘタリ。」と。

親族姻族なりやに付いての所要の記載をなすに當つては

「兎モ角、否定的ニ述ヘタリ。」

とか又は

「何ハ兎モアレ、否定的ニ供述シタリ。」

とか或は

「コトニ依ルト親族又ハ姻族ナルカモ知レス。」

と謂ふやうな記載をなさないで、寧ろ

「當該被告人トハ親族又ハ姻族ノ關係ナシ。」

と記載すべきである。

44 證言拒絶 (Zeugnisverweigerung) の権利が問題となつて居る場合には (刑事訴訟法第五十五條の供

述拒絶權——*das Recht der Auskunftverweigerung*——と混同しないことを要する)、次の如く、即ち

「證人「エルンスト・マイエル」ハ——宣誓留保ノ下ニ——私ハ「エルンスト・マイエル」ト言ヒ、年齢ハ三十歳デ、「エルベルフェルト」ノ労働者デス。私ハ被告人「シュルツェ」ノ父 (夫、許婚者、被告人ノ妹ノ子、被告人ノ妻ノ弟、私ノ妻ハ被告人ノ妻ノ妹) デス、ト答ヘタリ。

同證人ハ證言拒絶權ヲ諭示セラレタルニ、供述シマス、ト述ベタリ。」

と記載する。

従つて、親族姻族關係は詳細に記載しなければならぬ。單に、「叔父」、「叔母」、「義兄弟」といふやうな表示を以てしては不充分である。

尙ほ、證言拒絶權の諭示並證言拒絶事由の表示をなすに當つては、刑事訴訟法 (第五十二條乃至第五十六條) の條文の文字を利用しなければならぬ。

證人自身又は親族若くは妻が刑事訴追を受ける危険に遇ふことを理由として、法律所定の間に對する供述拒絶權 (刑事訴訟法第五十五條參照) が問題となつて居る場合には、その供述拒絶の諭示は、同時にこれを記載すべきである。(これは、刑法第五十七條第二號に關し重要なことである)。

45 不宣誓の理由は、裁判所に豫め明かとなつて居る場合には、供述前に、然らざる場合には、供述後

に、記載すべきである。例へば

「夫タルガ故ニ宣誓セシメズ（又ハ被告人ノ婚約者ナルガ故ニ、或ハ親族姻族ナルガ故ニ、或ハ共犯ノ嫌疑アルガ故ニ、若クハ證人ハ理解力ノ薄弱ナルガ爲ニ宣誓ノ本質及意義ニ付充分ナル觀念ヲ持タヌモノト認めラルルガ故ニ」、

又は

「證人ハ父ナルガ故ニ（被告人ノ夫ナルガ故ニ、或ハ共犯ノ嫌疑アルガ故ニ宣誓セシメズ」、と。

不宣誓の理由は、如何なる場合に於いても、常に調書上明白となつてゐなければならぬ。單に、例へば、刑事訴訟法第五十七條第三號を引用するを以てしては充分でない。蓋し、かくするときは、當該證人が共犯の疑あるものと思料せられ又は庇護の嫌疑あるものと思料せられたか否かが、明瞭とならないからである。

不宣誓が裁判長の命令（異議なき）に基かないで、裁判所の決定に基いて居る場合には、この決定及その申立（申立がなされた場合には）は、これを調書に記載すべきである。このことは、屢々忘却されるところである。

46 證人が事後に宣誓せしめられた場合には、その供述が開始せらるる以前に、次の事柄が記載せらる

べきである。即ち

「宣誓保留ノ下ニ」、と。

かくて、訊問の後に於いて、次のやうに記載されなければならぬ。

「證人ハ次イデ法律ニ從ヒ宣誓セシメラタリ」、と。

裁判長が念のため事後に宣誓した證人をして

「私ハ唯今爲シタ宣誓ニ基キ當裁判所ヨリ求めラルタル陳述ヲ致シマス」

と供述せしめた場合には、この事實の記載は、これを怠つてはならぬ。

47 訊問前に宣誓せしめられた證人が、事後更に呼出されて供述せしめられた場合には、通常、特別な記載を必要としない。しかし、かやうな證人が事後宣誓せしめられた場合には、曩になされた宣誓が採用せられないと、その供述は宣誓がないものとなる。従つて、宣誓採用の記載は、如何なる場合に於いてもこれを怠つてはならぬ。もし萬一、裁判長がこの採用をなすことを看過した場合には、記録者に於いて、公判の終結前、法廷で、直ちに、裁判長に對しこれが採用を私かに注意するのが適當である。

48 以前になされた宣誓を援用する場合には、當該宣誓がなされた時及場所を記載すべきである。例へ

ば

證人ハ一九二五年六月一日當該事件ニ付判決裁判所ニ於テ爲シタル宣誓援用ノ下ニ（第一審ノ公判ニ於ケル宣誓援用ノ下ニ、或ハ、「エルベルフェルト」區裁判所ニ於ケル一九二五年三月二日ノ手續ニ於ケル宣誓援用ノ下ニ）本日ノ供述ノ正當性ヲ保證シタリ
と。

49 證人が一般宣誓諭示のなされた際（上述30末尾）、在廷せず又は事後出頭した際諭示せられて居なかつた場合には（30参照）、その訊問に當つては、證人に宣誓の意義が説示せられたことを明瞭に記載しなければならぬ（宣誓の意義が説示せられたことを前提とすることは勿論である）。

50 宣誓による宣誓文の使用及宣誓文の書取り及署名による宣誓並記號を以てする宣誓（刑事訴訟法第六十四條）は、いづれもこれを記載すべきである。

51 證言拒絶又は宣誓拒絶による秩序罰の負課（刑事訴訟法第七十條）に関する記載は、證人の不出頭により秩序罰が負課せらるる場合と同様に取扱ふべきである（29参照）。

52 裁判所内に現在する者が證人として訊問せらるる場合に、その訊問が事後に於いて決定せらるるときは、調書の記載は次ぎのやうにする。例へば

被告人ハ、自己ガ窃盜ノ夜「エルベルフェルト」ニ居ラサリシコトニ付、傍聽席ニ居ル「デュセルドルフ」生レノ労働者「フリードリッヒ・ミュラー」ノ證人訊問ヲ申出デタリ。

訴訟關係人ニ意見ヲ求メタルニ其ノ訊問ニ異議ナカリキ。

裁判所ハ「ミュラー」ヲ證人トシテ即時訊問スヘキ旨宣言シタリ。證人「ミュラー」ハ呼出サレ、宣誓諭示ノ後、以下ノ如ク訊問セラレタリ。

53 官公吏は、退職後と雖も、職務上の黙秘義務ある事實に付（刑事訴訟法第五十四條参照）訊問せらるる場合には、その上長廳から供述をなすべき同意を得た旨の確定（裁判長による）、又は證人によるその旨の陳述は、これを調書に記載しなければならぬ。

54 辯護人、辯護士及醫師の黙秘義務免脱に関する陳述（刑事訴訟法第五十三條）は、右（53）に準じて記載すべきである。

55 被告人訊問に付、40に於いて説明した従前陳述の維持及或る種の陳述は、證人に付準用せられる。

56 これに反し、刑事訴訟法第二百五十三條により許された警察その他これに類似する官廳に於ける従前陳述の朗讀又は證人の従前訊問に關する裁判所に於ける調書の朗讀は

次の場合に於いてのみなされる。即ち

(a) 證人が或る事實を最早思ひ出さぬと陳述したために、その記憶を助けるために
又は

(b) 訊問中に明かとなつた従前陳述との矛盾を、公判を停止することなくして他の方法を以て認定し
又は除去することを得ない場合
がそれである。

57 刑事訴訟法第二百七十三條第二項によれば、區裁判所、參審裁判所並少年裁判所に於ける公判に付ては、訊問の重要な結果は調書に記載せられなければならない。

その所謂重要なものが何であるかは、各個の場合に付それを論ずる外はない。

判決理由中の事實認定は、常に、調書のこれに該當する内容によつて證明せられなければならない。

犯罪行為の場所及日時もこれに屬する。もし證人が詳細な陳述をなさない場合には、例へば、以下のやうに記載するを以て足りるであらう。即ち

「今問題トナツタ……日時ニ私ハ近クデ……見タ等……」と。

證人の供述を描寫するに當つては、犯罪行為の個々の目安、特に刑の加重事情の見出される事實を記載し
なければならぬ。例へば、破壊窃盜の場合には、踰越又は損壞せられたこと及其の方法を記載しなければ
ならぬ。

主觀的要件の確定に必要な事實も亦、記載することを忘れてはならぬ。

被告人は、この場合、常に、氏名を以て記載すべし、平號を以て記載すべきではない。例へば

「私ハ被告人「シユルツェ」ガ窓カラ」包ノ布ヲ被告人「ミユラー」ニ手渡スノヲ見タ」

と記載すべきであつて

「一番ノ被告ガ二番ノ被告ニ……」

と記載すべきではない。

證人供述の重要な部分が記載せられたか否かを審査せんがために、口頭を以て告知せられた判決理由を
常に考慮しなければならぬ。

58 言動又は供述の文言を確定せんがために、特に重要な供述は、言葉通りにこれを記載すべきである。この場合、その記載の如何なる部分が言葉通りであるかを、明かにしなければならぬ。完全な記載並朗讀をなすべき旨の裁判長の命令は、刑事訴訟法第二百七十條第三項により、これを求めた申立と共に、これを調書に記載することを要する。調書には朗讀並その承認がなされたこと又は異議が申立てられたときはその異議を記載すべきである。調書が朗讀せられた當該部分に付、訴訟關係人の署名は必要でない。

59 鑑定人訊問に付いては、證人の場合と同様に、43乃至58の法則が妥當する。尤も、鑑定人宣誓のなされたことは常に記載すべきである。

鑑定人宣誓と同時に、證人宣誓のなされる場合が屢々起る。鑑定人の宣誓採用の場合には、次のやうに記載しなければならぬ。

「鑑定人「ドクトル、マイエル」ハ（——一度ニナサレタル鑑定人宣誓ノ採用ノ下ニ——）、私ハ「ドクトル、フリードリッヒ・マイエル」ト申シ、四十歳デ「エルベルフェルト」ノ醫師デス」と。

この宣誓がなされた時及場所は詳細に記載することを要しない。

60 檢證の場合には、如何なる目的物が裁判所によつて點檢せられたか又はそれは何人に屬するもので

あるか、それは異議なきものであるか、を調書に明かにしなければならぬ。

「證據物表中 Nr. 63/24ヲ以テ表示セラレタナイフガ持出サレ檢證セラレタリ。

被告人ハ該ナイフガ自己ニ屬スルモノナル旨陳述シタリ」と。

調書を組成すべき物が公判に於て提出せられた場合には、その種類を記載し、物が書面なる場合には、その作成者及日附を記載すべきである。尙ほ、後日返還すべき場合に間違を生じないために、何人がこれを提出したかを記載するを要する。

提出せられた文書は、裁判長及記録者兩者の署名をなした上、調書の附録としてこれを明かにしなければならぬ。

61 場所が點檢せらるる場合には、次の如く記載すべきである。即ち

「全訴訟關係人ハ次イデ證人……ト共ニ犯罪場所タル……ニ赴キタリ。

犯罪場所ハ點檢セラレタリ。

訴訟關係人ハ陳述ヲ爲スヘキ機會ヲ與ヘラレタリ。

尙ホ、後ニ訊問セラルヘキ證人ヲ退場セシメタル上、以下ノ證人某々が訊問セラレタリ……。證人 X、Y、Zハ現場ニ於テソノ陳述ヲ説明シタリ。

爾後ノ審理ハ前述ノ訴訟關係人全部在廷ノ下ニ繼續セラレタリ」と。

62 公判に於ける文書の朗讀に付いては、特別の注意を拂はなければならぬ。蓋し、それは特定の場合に於てのみ適法であり且その記載に關しては異なつた規定が存在するからである。

朗讀は常に調書に記載されなければならぬ、といふことは、一般的に言へる。この場合、朗讀せられた書面は、場所、日附、作成人、受領者に付詳細に記載されなければならぬ。又、記録の如何なる場所にあるかを頁數を以て示さなければならぬ。附加記録の場合には、その記録の記號を附することを忘れぬやうにすべきである。個々の點に付いて謂ふならば、41乃至56で説明した朗讀の外に、書面が責任の證明のために朗讀せられたものであるか又は單に當該内容を有する書面が存在するものなることを確定するため朗讀せられたものであるか否かを、特に注意しなければならぬやうな場合が問題となる。

63 1(a) 證書 (Urkunden) 及刑事訴訟法第二百四十九條により證據方法として役立つその他の書面 (Schriftstücke) (それにより證書中に包含せられて居る事實が正當と認められる) の朗讀。

證書の朗讀の場合には、例へば

被告人「シュルツェ」ガ一九二四年三月七日「ゾリンゲン」ニ於テ證人「ミュラー」ノ爲メニ作成シ

タル受領書 (記録三十一丁) ガ偽造ノ證明ノ爲メニ朗讀セラレタリ。同證書ハ公判ニ持出サレ訴訟關係人ニヨリ檢證セラレタリ。被告人「シュルツェ」ハ該證書ヲ記載シタル旨自白シタリ」と。

64 (b) 曩になした證人、鑑定人又は共同被疑者の訊問に關する裁判所の調書の朗讀 (刑事訴訟法第二百五十一條による)。

この場合には、調書には、常に、次の事項を記載しなければならぬ。

α. なされ且言渡された決定の理由

β. その決定の實施

γ. 訊問せられた者の宣誓がなされたか否かの確定

例へば

檢事、被告人、辯護人ノ意見ヲ聞キタル上、次ノ決定ガ言渡サレタリ。

「一九二〇年二月十一日附證人「カルル・ミュラー」ノ裁判所ニ於ケル訊問調書 (記録百八十丁) ハ、該證人が死亡シタルヲ以テ (精神病ナルヲ以テ又ハ不在ニシテ其ノ居所ガ判明セサルヲ以テ) 朗讀セラ
ルヘキモノトス」

該決定ハ施行セラレ且同證人カ宣誓セシメラレ居ルコトヲ明カニシタリ」と。

刑事訴訟法第二百五十一條第二項の場合には、決定理由は、次のやうになされることもある。

「……。當該證人ノ公判ヘノ出頭ハ病氣ノ爲メ長期間不能ナリ（當該證人ノ公判ヘノ出頭ハ極メテ遠隔ノ地ニ居住スルヲ以テ特ニ困難ナリ）、トノ本朗讀ヲ爲スニ至リタル理由ハ、現在尙ホ存続スルヲ以テナリ」と。

65 (c) 證言及官公署の鑑定並醫師の證明書の朗讀（刑事訴訟法第二百五十六條による）。この場合には、單に、當該書面を詳細に表示して朗讀の事實を記載するを以て足る。

66 (d) 第一審公判に於いて訊問せられた證人の供述並控訴審に於ける鑑定人の供述に關する各調書の朗讀。

刑事訴訟法第三百二十五條によりこの朗讀がなされた場合には、調書にこれを記載しなければならぬ（DRZ. 27 Nr. 338）。朗讀が證據調の範圍に於てなされたものであるか、又は報告の範圍内に於てなされたものであるかは、これを區別することを要しない。證人の供述の朗讀は、たとひ、それが報告に關係があるとしても、常に、それ自體公判の進行中外部に對し明かにされ且調書に包含せらるべき證據調の一行爲である。

67 II 他の原因によつて提出せられたる書類の朗讀。例へば

記録第六丁ノ狀袋中ニ存在スル證人「ミュラー」宛「ミヘル」商會ノ一九二九年十二月六日及七日附ノ手紙（又ハ被告人若クハ商人「ミュラー」ヨリ提出セラレタル手紙）ハ、其ノ手紙ノ存在及内容ヲ確定スル爲、總ヘテ關係人ノ同意ノ下ニ朗讀セラレタリ、と。

68 各證人、各鑑定人及各共同被告人の訊問後になされる被告人の意見聴取（從つて單に質疑を發するだけではなく）並各書類の朗讀後になされる被告人の意見聴取は、刑事訴訟法第二百五十七條によつて、型の印刷用紙中に相當の記載をなして、これを確定しなければならない。

69 然し乍ら、刑事訴訟法第二百四十七條の場合には、被告人の意見聴取に關して特別の記載をなさなくてはならない。即ち、裁判所は

(a) 被告人が在廷するならば、共同被告人又は證人がその訊問を受けるとき、眞實を語らない懸念がある場合、又は

(b) 裁判所が、被告人に不當行狀があるため、被告人を一時法廷より退出させることを命じた場合

(c) 裁判所が、少年裁判法第三十三條第二項によつて、各箇の辯論が被告人に不利益な影響を及ぼす虞

があるため、辯論中被告人に退廷を命じた場合

には、被告人を退廷させることが出来るのであるが、これらの場合に於ては、先づ第一に申立、次に訴訟関係人、殊に被告人の意見聴取、その次に(a)(b)(c)の理由を附した決定、最後にその處分の實施を記載すべきである。

かくて、被告人が法廷に復歸した場合には、その事實並被告人の退廷中に供述せられ又は實施せられた事柄の要領を被告人に告知したことを記載しなくてはならない。

70 裁判長は、公判終結前、既に訊問した證人及鑑定人の退廷を命ずることが出来る。この記載をする場合には、刑事訴訟法第二百四十八條によつて、豫め檢事及被告人の意見を聴取したことを附記しなくてはならない。

71 公判中になされる裁判所構成法第七十八條による秩序罰を確定する場合並裁判所構成法第七十七條による處分の命令を爲す場合には、豫め、通常、その被處分者の意見を聴取すべきである。この意見が聴取せられた場合には、これを調書に記載しなければならない。同様に、その理由を附した裁判所構成法第八十二條によつて、これを調書に記載しなくてはならない。この場合、その秩序罰の確定の原因を

なした事實が決定の理由中に説明せられて居ること並その決定が調書に記載せられあることを以ては、十分でない。むしろ、問題となつて居る當該事實を調書に明確にせねばならない。調書上、被處分者自身の表示が詳細に明かとなつて居らない場合には、調書にこれを詳記しなければならない。例へば

裁判長ノ静止アルニ拘ラズ、傍聽席ニ在ル一人ガ、證人「ハインリッヒ・マイエル」ノ訊問中、「大嘘ダ」ト大聲ヲ發シタリ。檢事ハ三十マルクノ秩序罰、但支拂不能ノ場合ニ於ケル拘留ヲ二日トスル科罰ヲ申立テタリ。其ノ被處分者ハ、呼出サレ、氏名ハ「フリーゴ・ミユラー」、職業ハ番頭、一九一一年一月一日「エーベルフェルト」生レ、同所「アイゼンストラッセ」一〇番ニ居住セル旨陳述シタリ。同人ハ檢事ノ申立ニヨリ訊問セラレ、次ニ裁判長ハ以下ノ如キ決定、即チ

「エーベルフェルト、アイゼンストラッセ」一〇番ナル番頭「フリーゴ・ミユラー」ヲ裁判所ニ於ケル不當行狀ニヨリ秩序罰三十マルク、但支拂不能ノ場合ニハ二日ノ拘留ニ處ス。蓋シ同人ハ、證人「ハインリッヒ・マイエル」ノ訊問中、不行狀ニモ「大嘘ダ」ト大聲シ、法廷ノ秩序ヲ紊シタルヲ以テナリ。被處分者ハ、抗告權ヲ告知セラレタリ（この記載は、裁判所構成法第七十七條による處分を命ずる場合には、問題とならない。何となれば、その場合には、法律は抗告權を規定して居らないからである）。

72 證據調の場合には、申立並刑事訴訟法第二百四十六條による決定の記載が問題となる。

この記載は、例へば、次の如くになすべきである。

検事ハ訊問セラルベキ證人（鑑定人）「カルル・ミューラー」ノ指名ガ非常ニ遅カリシタメニ、又ハ證セラルベキ事實ノ陳述ガ非常ニ遅カリシ故ニ、取調ヲ爲スニ必要ナル時間ナカリシヲ以テ、調査ノタメ公判ノ延期ヲ申立テタリ。

該申立ニ付テハ被告人ノ意見ヲ求メタリ。

次イデ以下ノ如キ決定ガ言渡サレタリ。

「検事ノ公判延期ヲ求ムル申立ハ之ヲ却下ス」と。

該決定には理由を附することを要しない。

73 證據の申出は、證據事實並證據方法を詳細に示して、これを記載しなければならぬ。この場合、書面によつてなされた調書の附録となるべき證據の申出を引用することが出来る。これを引用した場合に、その申出が朗讀せられたことを調書に記載すべきである。蓋し、然らずんば、その申立がなかつたこととなるからである。

證據の申立が許可せられ且例へば證人の呼出が命せられたやうな場合には、相手方の意見を豫め聞いた

旨の記載と共に、その決定を調書に記載しなければならぬ。この場合、決定の理由及證せらるべき事實の表示は、これを必要としない。

證據申立の却下は、刑事訴訟法第二百四十四條第二項により、裁判所の決定のみを以てこれをなすことを得るに過ぎない。證據に關する行爲を實施するに付、公判の延期を必要とする場合も同様である。この決定及理由は、これを調書に記載するを要する。

證據申出却下の決定に付いては、特に、次のやうな理由が問題となる。

- (i) 證せらるべき事實又はその反對事實が裁判上顯著なることを理由とするとき
- (ii) 證せらるべき事實が既に證明されてゐるか又は被告人の利益のために眞實なるものとせられてゐるとき
- (iii) 證せらるべき事實が責任又は刑罰問題の判斷に對し全然重要でないことを理由とするとき
- (iv) 證據方法が不適法なことを理由とするとき
- (v) 證據方法がその目的を達し得ないことを理由とするとき
- (vi) 證據方法が既に一度申出でられたものであることを理由とするとき
- (vii) 證すべき事實又は證據方法が表示せられて居ないことを理由とするとき
- (viii) 證據申出が訴訟遅延を目的としてなされたか、又は、證據申出人に於てこれを眞面目に考へず、

寧ろ、判決の言渡を延ばす目的を以てなされたことを理由とするとき

(ix) 裁判所が證據申出を事實闡明に必要なならずと思料することを理由とするとき（一九三二年八月九

日の勅令により區裁判所、參審裁判所、控訴審刑事部並特別裁判所の公判のみに付）

決定の理由に於ては、尙ほ、裁判所が、その申出を法律上又は事實上の關係に於て、不適法又は重要な
らずと考へたか否か、を各別に特記しなければならぬ。

申出が事實上の理由からして却下せられた場合には、却下の理由となつた事實を摘記すべきである。

74 豫備的證據の申出とは、證せらるべき事實を裁判所に於て眞實と思料せざるか、又は既に他の理由
により申出人に不利益な判断をなすやうな場合に對してのみ、申出でられるものをいふ。この申出も亦調
書に記載しなければならぬ。この申出に付なされた裁判亦然り。裁判が公判中になされないうで、判決理由
の中に於てなされた場合には（判決理由中に於いてなすのは固より適法である）、調書にこれを記載する
を要しない。

75 尙ほ、一般に、以下の事項を注意しなければならぬ。

公判に於ける裁判は、すべて、訴訟關係人の意見を聞いた後になされるものである。その裁判がなされ

た場合には、これを調書に記載すべきは勿論である。或る申立がなされなければならぬ場合、又は、裁判
長により、申立がなされたか否か、質された場合に、當該訴訟當事者に於てその申立をなさなかつたとき
は、以下のやうに記載する。

辯護人（被告人）ハ何等ノ申立ヲ爲サス

とか或は

辯護人（被告人）ハ何等ノ申立ヲ爲サザル旨陳述シタリ

と記載する。

この場合、特に検事の意見を求めたならば、必ず常に、在廷せる公訴參加人又はその代理人の意見も亦
これを求めなければならぬ、といふことを注意すべきである。このことは、検事の地位に立つ私訴原告及
その代理人に付いても同様である。

76 證據調の終結に關する記載をなすに當つては、以下のことを注意しなければならぬ。

(a) 存在し又は申出でられた全證據方法の終了により證據調が終り且他に證據申出がない場合には、次
のことを記載する（裁判長の訴訟指揮に關する處分）。即ち

證據調手續ハ終結シタリ、と。

證據方法が調べ盡されないので、訴訟關係人に於てその餘の證據調を抛棄した場合には、以下のやうに記載する。即ち

檢事、被告人及辯護人ハ其ノ餘ノ證據調ヲ抛棄シタリ

仍テ證據調ハ終結シタリ、と。

又、簡単に、以下の如く記載することも出来る。即ち

證據調ハ全訴訟關係人ニ於テ異議ナク、終結シタリ、と。

又は、決定がなされた場合には、次のやうに記載する。

全訴訟關係人ニ於テ異議ナカリシ爲メ左ノ如キ決定ガ言渡サレタリ

「證據調ヲ終結ス」と。

(b) これに反し、證據方法が全部調べ盡されない以前に、又は、その餘の證據方法が抛棄せられない以前に、或は、證據方法が尙ほ存在するに拘はらず、證據調が終結せられた場合には、刑事訴訟法第二百四十五條により、それは如何なる裁判所に於てなされたものであるかを區別して考ふべきである。

a. 第一審の刑事部、陪審裁判所、控訴院並大審院に於ける公判中、裁判所が證據調を終結すべき決定をなす場合ならば、公判に於て檢事、被告人、辯護人の異議なきときに限る。従つて、申出でら

れた證法方據に付いては、抛棄の存在を必要とする。尙ほ、他に證據申出が残存する場合には、裁判所は、全然、假の裁判をなし得るに過ぎない（決定又は裁判長の命令を以て）。その結果は調書に記載せられる。而して、その裁判に付いては

「證據調ハ一時終結シタリ」と記載せられる。

β. 區裁判所、參審裁判所並地方裁判所控訴審部の公判にあつては、裁判所は、刑事訴訟法第二百四十五條第二項及一九三二年六月十四日の勅令の第一部 § 1 Art. 3 I Kap. — RGBl. I S. 285 — により、申出、抛棄又は既になされた決定に拘束せられることなく、證據調の範圍を定め得る。即ちこの場合に於いては、申出でられた證據方法が調べ盡されて居るか又は尙ほ他に證據申出が残存して居るかを考慮することなく、裁判所は證據調終結に關し終局的な決定をなし得る。従つて、次のやうに記載せられる。

訴訟關係人ノ意見ヲ聴取シタル後、左ノ如キ決定ガ言渡サレタリ。

「證據調ヲ終結ス」

とか又は、例へば

左ノ如キ決定ノ言渡アリタリ。

「爾餘ノ證據調ハ事案ノ闡明ニ必要ナラザルヲ以テ證據調ヲ終結ス」と。

この場合、決定は、常にこれを要するも、當事者の意見聴取は必要ではない。もし、當事者の意見が聴取せられなかつた場合には、單に、次のやうに記載するを以て足りる。

「次デ左ノ如キ決定ガ言渡サレタリ。

證據調ヲ終結ス」と。

尤も、かやうな記載をなしたからとて、記録者は、なされた抛棄は證據申出並理由を附した却下等を調書に記載すべき義務を免れるものではない。かやうな公判に於いては、證據方法の明示的却下は常になされるものではない。蓋し、證據調を終結する決定中に、既に、證據申出の却下が含まれて居るからである。

證據調が、事案の闡明に必要な場合は、證據調を却下し得る特別裁判所の手續に付いても（一九三二年八月九日の勅令）、同様なことが妥當する。

77 證據調の終結後なされる訴訟當事者の陳述に關する記載をなすに當つては、刑事訴訟法第二百五十八條の規定を遵守しなければならぬ。印刷用紙には、第二百五十八條が記載されて居る。この場合になされた申立は、これを記載することを要するが、檢事、公訴參加人、被告人、その辯護人並その代理人の陳述の要領は、これを記載するを要しない。

通事を附した場合並聲者たる被告人の場合にあつては、證據調終結後の陳述に於てなされた申立の告知は、刑事訴訟法第二百五十九條により、これを記載しなければならぬ（18 参照）。

78 證據調終結後の陳述がなされた後、更に證人が訊問せられ、又は、宣誓をなし、或は、證據調終結後の陳述に於てなされた際、證據申出が却下せられ、若くは、法律上の見地の變更の指示がなされたこと等は、屢々起る事柄である。これ等の事實により、證據調は再開せられる。調書には以上のやうな事實を記載する以前に、再開の事實を記載すべきである。かくて、刑事訴訟法第二百五十八條の規定が更に適用せられる。従つて、かやうな場合には、例へば、次のやうな記載をなすべきである。

更ニ證據調手續ガ開始セラレ、證人「カルル・ミュラー」ハソノ供述ニ付法定ノ宣誓ヲ爲シタリ。

次デ、檢事並辯護人ハ新ニソノ陳述ニ付發言ヲ許可セラレタリ。檢事、辯護人ハ從來ノ陳述ヲ繰返ヘシタリ。被告人ハ最終陳述ノ許可ヲ受ケタリ、と。

79 近次日に續行するために、公判が延期せられた場合には（刑事訴訟法第二百二十九條、一九三二年六月十四日の勅令第一部の § 1 Art. 6 Kap. I——RGBl. I S. 285——）、次のやうに記載する。

「事件ハ……日ニ公判ヲ續行スル爲ニ延期セラレタリ」と。

事件が、更に完全に公判を繰返へすために、延期せられた場合には、次のやうに記載する。

「事件ハ……ニ延期セラレタリ」と。

80 次の印刷用紙に記載をなすに當つては、最終陳述に付、時として疑を生ずる。

大體、三個の場合を區別して考へることが出来る。

(a) 被告人が辯護人をもたなかつた場合
かゝる場合には、次のやうに記載する。

「被告人ハ最終陳述ヲ許可セラレタリ」と。

(b) 被告人自身は在廷しないが辯護人により適法に代理せられて居る場合
この場合には

「代理人ハ最終陳述ヲ許可セラレタリ」と記載する。

(c) 被告人及代理人が孰れも在廷して居る場合

この場合には

「被告人ハ被告人自身自己ノ辯護ノ爲尙ホ陳述スベキコトアリヤ否ヤヲ尋ネラレタルニ、ナシ(又

ハ新シキ重要ナルモノナシ)ト答ヘタリ、と。

「被告人——辯護人——ハ最終陳述ヲ許可セラレタリ」との言葉は抹消すべきである。何となれば、前記の文字により、被告人が最終陳述を許可せられたことは自ら明かだからである。以上の文字を以つてして、最終陳述に關する法律上の要件が具備せられて居るか否かに付疑ありとする者は、印刷文字に代へ、次のやうな記載をなせばよい。「被告人ハ最終陳述ヲ許可セラレタリ」と。

「被告人ハ……シタリヤ否ヤニ付訊問セラレタルニ、左ノ如ク陳述シタリ」との言葉の後に残されて居る印刷用紙の餘白を、線を引いて補充することは許されない。

81 かくて、印刷用紙に従つて、判決の言渡を記載する(場合によつては、公開に復した後に——27参照)。

判決主文自體の記載に付いては、11参照。

判決主文の記載は、常に、文字通りに記録しなければならぬ。この場合、附屬書類の引用又は刑事訴訟法第二百六十八條第二項により確定せられた判決の引用さへ許されない。

拘留事件に在つては、上訴が許されない限り、判決言渡の時刻を詳細に記載すべきである(例へば、特別裁判所の判決の場合、尙ほ、上述83参照)。

82 有罪判決が下された場合には、判決の言渡後、被告人に上訴提起に付諭示しなければならぬ（この點に付しては、Ziffer IV der AV. d. Pr. JM. v. 1. 7. 1932—JMBL. S. 135—）。これが調書の記載は、例へば、次のやうになす。

「上訴提起ニ付被告人ニ諭示セラレタリ」と。

この上訴提起の諭示は、例へば、特別裁判所の判決のやうに、上訴が許されてゐない場合には、問題とならない。

III 調書の完結及整理

83 被告人が、上訴の抛棄をなした場合には、この意思表示は調書にこれを記載しなければならぬ。その記載をなすに當つて、例へば、「被告人はその判決を既判力あるものとして承認した」といふやうな文體を用ひない場合には、「承認」なる言葉（例へば、「被告人はその判決を承認した」といふやうな）の使用は、これを避くべきである。蓋し、この承認なる言葉は種々な解釋を生ずる虞があるからである。

「被告人ハ上訴ノ提起ヲ抛棄シタリ」

といふやうな明確な文體を妥當とする。

被告人の法定代理人が在廷してゐた場合には、その抛棄の意思表示も亦調書に記載しなければならぬ。

拘留事件に在つては、上訴抛棄の時刻は、分及時に依つて記載すべきである。殊に上訴をなし得ないやうな場合に於ける判決言渡の時刻も、同様に記載しなければならぬ。

尤も、かやうな記載は法律の規定するところではない。しかし、それは、執行を受くべき又はなほ執行を受くべき刑を正確に計算し得るから、實際上の要求に適ふものである。

例へば

「ソノ判決ハ十三時四十五分ニ言渡サレタリ。」

被告人及検事ハ十四時五分上訴提起ヲ抛棄シタリ」と。

84 上訴を提起するとの被告人の意思表示は、調書に記載すべき事項には屬しないし、又調書に記載しても法律上の效力を生ずるものではない。尤も、公判終結後、書記に於てかやうな上訴提起の調書を作成し、且被告人に於てこれに署名した場合のみは適法である。

85 判決言渡後に拘留状が發せられ又は取消された場合には、そのことを調書に記載し、拘留状の告知の際に異議権が告示せられたことも同時に調書に記載しなくてはならない。

86 條件附刑の執行猶豫の裁判が言渡された場合には、これを記載することを要し、同時に、證據終結後の陳述の場合に、その申立が記載せられて居らないときには、この申立も常にこれを記載しなくてはな

らない。もしその裁判が口頭で言渡された場合であるならば、これも調書に記載しなければならない。決定せられた刑の執行猶豫の告示のみが爲され、その決定が後に至つて判決の作成に當つて書面を以て作成せられる場合が、しばしばある。

87 調書の整理は公判の終結と同時に爲すやうに努力すべきであるが、このことは、調書に記載すべき重要な訊問の結果が存しないやうな場合に、達し得る事柄である。複雑な事件並長時間に亘る公判に於ては、公判の終結と同時に調書を整理することは不可能なことである。かやうな場合には、供述については、特別な記載方法、殊に速記を以て記載し、公判後に調書を整理するのが得策である。記載の正確と明瞭とは、これによつて促進せられる。この記載は、後に至つて生ずる疑を明かにするために利用し得られるから、これを保存して置くことは便宜である。

88 公判に於ける事柄又は記載方法に疑がある場合には、記録者は、出鱈目なことを書きなぐらないで、適当な時機に公判の妨げとならないやうに、裁判長に對し説明又は指示を乞ふべきである。同様に、記録者に於て裁判長に對し、補正し得べき訴訟上の形式、例へば宣誓を要する證人の未宣誓、尙ほ決定せられてゐない證據申出の決裁等について注意を促す場合には、裁判長がこれを嫌がらないやうに適當な時機を見計らつて爲すべきである。

89 裁判長が、提出せられた調書に重要な變更又は重要な附加を爲すやうな場合には、記録者の承認を得べきである。例へば、その形式は、次の如く、即ち

裁判長ノ上記ノ附加並變更ハ記録者ニ於テ之ヲ承認ス

エーベルフェルト一九三〇年二月一日

署 名

とすべきである。

その理由は、調書の正確に關する推定が問題となり得るからである。

90 尙ほ、調書の訂正並補充は、職権によつても訴訟當事者の申立によつても、これを爲すことが出来る。然し乍ら、調書が既に完結したものととして書記課に交付せられ、關係人に公にせられた場合には、變更は許されない。明白な不一致の場合に於て、裁判長及記録者が、事後、事實の正當な説明を與へるやうな特別な附記を爲すこと、例へば調書の欄外又は欄下に附記を爲すことは、毫も妨げないところである。

C. Amtlicher Vordruck

für das Protokoll über die Hauptverhandlung vor der grossen Strafkammer.
Öffentliche Sitzung

der grossen Strafkammer.

,den 19

(gegenwärtig:

In der Strafsache

1.....

als Vorsitzender,

gegen

2.....

d

3.....

als beisitzender Richter,

4.....

5.....

wegen

als Schöffien

.....

als Beannter d. Staatsanwaltschaft,

erschien bei Aufruf der Sache

.....

d Angeklagte

als Urkundsbeamter der Geschäftsstelle,

(.....

als Dolmetscher,

welcher unter Berufung auf den von — Die Verhandlung begann mit dem Aufrufe de Zeug — ihm ein für allemal geleisteten Dolmetschereid verspricht, dass er treu und gewissenhaft übertragen werde.)

und Sachverständigen. — Es meldete sich: —

D Zeug entfernte sich zunächst aus dem Sitzungssaale, nachdem mit dem (gegenstande der Untersuchung und der Person de Angeklagten bekannt gemacht und auf die Bedeutung des Eides sowie insbesondere darauf hingewiesen worden war, dass der Eid sich auch auf die Beantwortung solcher Fragen beziehe, welche dem Zeugen über seine Person und die sonst im § 68 der Strafprozessordnung vorgeseheneu Umstände vorgelegt würden.

D Angeklagte, über die persönlichen Verhältnisse vernommen, gab an:

Der Beschluss vom über die Eröffnung des Hauptverfahrens wurde verlesen.

D Angeklagte, befragt, ob etwas auf die Beschuldigung erwidern wolle, erklärte:

(Der Rammersparnis halber ist hier der Vordruck des Einlagebogens abgedruckt.)

D Zeng wurde hierauf — einzeln — vorgeladen, und — in Abwesenheit der später abzuhörenden Zeuge 1 —, wie folgt, vernommen:

1. Zeng
Ich heiße
bin Jahre alt,
in

— Nach der Vernehmung eines jeden — Zeugen — Sachverständigen — und Mitangeklagten — sowie nach der Vorlesung eines jeden Schriftstücks — wurde

d Angeklagte befragt, ob etwas zu erklären habe. —

Die Staatsanwaltschaft und sodann d Angeklagte und

d Verteidiger — erhielten zu ihren Ausführungen das Wort Die Staatsanwaltschaft beantragte:

D Angeklagte — d Verteidiger — beantragte

— D Angeklagte — d Verteidiger — hatte das letzte Wort.

— D Angeklagte, befragt, ob selbst noch etwas zu

Verteidigung anzuführen habe, erklärte:

Es wurde das Urteil*)

durch Verlesung der Eidesformel und durch mündlich Mitteilung des wesentlichen Inhalts der Urteilsgünde dahin verkündet:

*) Hier ist in Fällen, in denen die Öffentlichkeit ausgeschlossen war, die Wiederherstellung der Öffentlichkeit zu vermerken.

(Vierte Seite des Protokollvordrucks.)

附錄二

關係條文

- 一 刑事訴訟法
- 二 裁判所構成法
- 三 少年裁判所法
- 四 刑法

一 刑事訴訟法

第三四條 上訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ裁判並申立ヲ却下スル裁判ニハ理由ヲ附スヘシ

第三六條 送達若クハ執行ヲ必要トスル裁判ハ檢事ニ交付スルコトヲ必要トスルモノトシ、檢事ニ於テ所要ノ處置ヲ爲スコトヲ要ス。專ラ裁判所ノ内部ノ服務又ハ法廷ニ於ケル秩序ニ關スル裁判ニハ此ノ規定ヲ適用セス

豫審判事及區裁判所判事ハ各種ノ送達並決定及命令ヲ直接執行スルコトヲ得

第四〇條 公判ヘノ召喚狀ノ未ダ送達セラレサリシ被疑者ニ對スル送達カ規定ノ方法ニ依リテハ獨逸國內ニ於テ行フコトヲ得ス、且外國ニ於ケル送達ニ關スル規定ノ遵守カ實行不可能ナルカ又ハ效果ヲ收ムル

コト能ハサルモノト豫見セラルトキハ、送達スヘキ書類ノ内容ヲ獨逸若クハ外國ノ新聞ヲ通シテ公告シ、且此ノ新聞ノ發行以來二週間ヲ經過シタルトキ又ハ送達スヘキ書類カ第一審裁判所ノ掲示板ニ二週間貼付セラレタルトキハ、送達セラレタルモノト看做ス

此ノ新聞ノ選擇ハ送達ヲ爲ス官吏ノ權限ニ屬ス

公判ヘノ召喚狀カ既ニ被告人ニ送達セラレタリシ場合ニ於テ、爾後ノ送達カ規定ノ方法ニ依リ獨逸國內ニ於テ行フコト能ハサルトキハ、此ノ被告人ニ對スル爾後ノ送達ハ、送達スヘキ書類カ第一審裁判所ノ掲示板ニ二週間貼付セラレタル限り行ハレタルモノト看做ス、判決及決定ニ付テハ其ノ主文ノミヲ貼付ス

第四一條 檢事ニ對スル送達ハ送達スヘキ書類ノ原本ヲ提出スルコトニ依リ之ヲ爲ス

期間ノ進行カ送達ヲ以テ開始スルトキハ檢事ニ於テ提出ノ日附ヲ原本ニ記載スヘシ

第五一條 適法ニ召喚ヲ受ケタル證人出頭セサルトキハ、不出頭ニ因リテ生シタル費用ノ賠償並秩序罰金ヲ言渡スヘク、之ヲ徵集スル能ハサルトキハ六週間以下ノ拘留ノ罰ヲ言渡スヘシ、尙證人ノ強制引致ヲ許ス、反復シテ出頭セサルトキハ更ニ一度罰ヲ言渡スコトヲ得

證人ノ不出頭カ充分辯解セラレタルトキハ、刑罰及費用ノ賠償ヲ言渡サス、後ニ至リ充分ナル辯解カ爲サレタルトキハ、證人ニ對シテ既ニ爲シタル處分ヲ取消ス

前二項ノ處分ヲ爲ス權限ハ豫審判事、公判前ノ手續ニ於ケル區裁判所判事及受命判事並受託判事ニモ屬ス

軍人軍屬ハ軍憲ニ於テ之ヲ引致ス

第五二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ證言ヲ拒ムノ權ヲ有ス

- (1) 被疑者ノ許婚者
 - (2) 被疑者ノ配偶者、婚姻ノ成立セサル場合ニ在リテモ然リトス
 - (3) 被疑者ト直系ニ於テ血族姻族タリ又ハ養子縁組ニ因リ結合セラレ、又ハ傍系ニ於テ三親等内ノ血族タリ二親等内ノ姻族タル者、婚姻關係ヲ設定スル婚姻ノ成立セサル場合ニ在リテモ尙然リトス
- 前項記載ノ者ニ對シテハ、之ヲ訊問スルニ先立テ證言ヲ拒ムノ權ヲ諭示スヘシ 是等ノ者ハ訊問中ニ於テモ此ノ權利ノ拋棄ヲ取消スコトヲ得

第五三條 前條ニ記載セル者ノ外左ノ者ハ左ノ場合ニ於テ證言ヲ拒ムノ權ヲ有ス

- (1) 僧侶教誨ヲ執行スルニ當リ自己ニ對シ打明ケラレタル事項ニ關スルトキ
- (2) 被疑者ノ辯護人其ノ辯護人トシテノ資格ニ於テ打明ケラレタル事項ニ關スルトキ
- (3) 辯護士及醫師其ノ職業ヲ執行スルニ當リテ打明ケラレタル事項ニ關シ
- (4) 定期刊行物ノ編輯人、發行及印刷人並印刷物ノ技術的製作ニ從事シタル者ハ印刷物ノ編輯人カ犯人

トシテ處罰セララルトキ、又ハ其ノ處罰ニ法律上ノ障礙ノ反對ナルモノ存セサルトキ罪トナル内容ノ公表物ノ著作人若クハ投書人ノ人物ニ關シ（一九二六年一月二七日改正）

第二號第三號ニ記載シタル者ハ默秘ノ義務ヨリ解放セラレタル場合ニ在リテハ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

第五四條 官公吏ハ其ノ職ニ在ラサル場合ニ於テモ自己ノ職業上ノ默秘義務ノ關スル事情ニ付テハ、其ノ上級服務監督廳又ハ其ノ最後ノ上級服務監督廳ノ許可アルニ非レハ、證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス

邦政府ノ閣員ニ付テハ邦政府ノ許可ヲ必要トス（一九三〇年三月二七日改正）

前項ノ許可ハ國若クハ聯邦中ノ一邦ノ福祉ニトリ不利益ヲ醸ス虞アル場合ニ非レハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

國政府ノ閣員ニ付テハ一九三〇年三月二七日ノ國務大臣法ノ規定ヲ適用ス（一九三〇年三月二七日改正）

國ノ大統領並聯邦中ノ大統領ハ前項ノ條件ノ下ニ證言ヲ拒ムコトヲ得 前ニ大統領タリシ者ニ付テモ其ノ職務ノ執行中ニ起リタル事項ニ關スル限り又ハ其ノ職務執行ノ結果知ルニ至リタル事項ニ關スル限り本條ノ規定ヲ適用ス

第五五條 何レノ證人モ自己自身若クハ第五二條第一號乃至第三號ニ記載シタル親族ノ一人ニ刑事裁判上

ノ訴追ヲ招來スル虞アル間ニ付イテハ其ノ供述ヲ拒ムコトヲ得

第五六條 證人カ第五一條第五三條及第五五條ノ場合ニ於テ證言拒絕ノ根據トナシタル事實ハ、請求アリタルトキハ、之ヲ説明スヘシ 説明ハ證人ノ宣誓保證ヲ以テ足ル

第五七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ無宣誓ヲ以テ訊問スヘシ

(1) 訊問ノ當時滿十六歳ニ達セサル者、又ハ知能ノ發達充分ナラサルノ故ヲ以テ若クハ知能耗弱ノ故ヲ以テ宣誓ノ性質ト意義トニ付充分ナル觀念ヲ有セサル者

(2) 刑罰法規ノ規定上證人トシテ宣誓ノ上訊問ヲ受クルノ能力ヲ有セサル者

(3) 訊問ノ客體ヲ成ス犯罪ノ故ヲ以テ共犯庇護者若クハ贓物授受者トシテノ嫌疑ヲ受ケ又ハ既に有罪ヲ言渡サレタル者

第六四條 宣誓ハ宣誓句ヲ掲ケタル宣誓文ヲ文字通りニ復誦シ又ハ之ヲ朗讀シテ之ヲ爲スモノトス 宣誓者ハ宣誓ヲ爲スニ當リ右手ヲ舉クヘシ

文字ヲ書クコトヲ得ヘキ啞者ハ宣誓句ヲ掲ケタル宣誓文ヲ書取リ且之ニ署名シテ宣誓ヲ行フモノトス 文字ヲ書クコトヲ得サル啞者ハ通事ノ助ニ依リ記號ヲ以テ宣誓ヲ行フモノトス

第七〇條 證人カ法律上ノ事由ナクシテ證言若クハ宣誓ヲ拒ミタルトキハ拒絕ニ因リテ生シタル費用ノ賠償並秩序罰金及其ノ徵收不能ノ場合ニ於ケル六週間以下ノ拘留ヲ言渡スヘシ

尙證言ヲ強制スル爲拘留ヲ命スルコトヲ得但當該審級ニ於ケル手續ノ終了時以後ニ及ヒ若クハ六月以上ニ亙ルコトヲ得ス 違警罪ノ場合ニ在リテハ六週間ヲ超ユルコトヲ許サス

豫審判事公判前ノ手續ニ於ケル區裁判所判事並受命判事受託判事モ亦前項ノ處分ヲ爲ス權限ヲ有ス 本條ノ處分ノ全部ヲ盡シタルトキハ同一ノ手續又ハ同一ノ犯罪ヲ客體トスル他ノ手續ニ於テハ一度課シタル處分ヲ反覆スルコトヲ得ス

第七七條 鑑定ヲ爲ス義務アル者出頭セス又ハ鑑定ヲ拒ムトキハ之ニ費用ノ辨償及秩序罰金ヲ言渡ス 不從順ノ反覆セラルル場合ニハ更ニ秩序罰ヲ言渡スコトヲ得

第一三六條 最初ノ訊問ヲ開始スルニ當リテハ罪トナル如何ナル行爲カ其ノ責任タラシメラルモノナリヤヲ被疑者ニ説明スルヲ要ス

被疑者ニ對シ歸罪ニ付辯解スヘキモノアリヤ否ヤヲ問フヘシ

訊問ニ於テハ被疑者ニ對シ其ノ受ケタル嫌疑事由ヲ排除シ且其ノ利益トナルヘキ事實ヲ主張スル機會ヲ與フヘシ

初メテ被疑者ヲ訊問スルニ當リテハ尙其ノ身元關係ヲ調査スルコトヲ念頭ニ置クヘシ

第一四五條 辯護ヲ必要トシ又ハ第一四一條ニ從ヒ辯護人ノ選任ヲ爲シタル場合ニ於テ辯護人公判ニ出頭セス不適時ニ退廷シ又ハ辯護ヲ爲スコトヲ拒ミタルトキハ裁判長ハ被告人ノ爲直ニ別ノ辯護人ヲ選任ス

ルコトヲ要ス 但裁判所ハ決定ヲ以テ公判ヲ延期スルコトヲ得

新ニ選任シタル辯護人カ辯護ヲ準備スル爲ニ必要ナル時間ノ餘裕ナキコトヲ陳述シタルトキハ公判ヲ停止又ハ延期スヘシ

辯護人ノ責ニ因リ延期ヲ必要トスルニ至リタルトキハ之ニ因リテ生シタル費用ヲ其ノ辯護人ニ負擔セシムヘキモノトス 但服務上ノ罰ハ之ヲ留保ス

第一五七條 本法ニ於テ被訴追者 (Angeschuldigter) トハ公訴ノ提起セラレタル被疑者 (Beschuldigter) ヲ謂ヒ被告人 (Angeklagter) トハ公判開始ノ決定ノ目的トナリタル被疑者又ハ被訴追者ヲ謂フ

第一六九條 判事ノ審問ニ對スル檢事ノ關與ニ付テハ豫審ニ關スル規定ヲ適用ス

被疑者カ被疑者トシテ訊問ヲ受ケ又ハ未決勾留中ナルトキハ被疑者其ノ辯護人及被疑者ノ指名シタル鑑定人ニ付亦同シ

第二〇〇條 公訴狀ニハ被訴追者ノ責ニ歸スヘキ行爲、其ノ法律ノ目安及刑罰法規ヲ舉示シ且證據方法並公判裁判所ヲ記載スヘキモノトス

大審院控訴院又ハ陪審裁判所ニ於テ審理スヘキ刑事事件ニ付テハ前項ニ記載シタル事項ノ外爲サレタル搜查處分ノ重要ナル結果ヲモ公訴狀中ニ記載スヘシ 參審裁判所又ハ區裁判所ニ於テ審理スヘキ刑事事件ニ付重罪カ公判ノ客體タルトキ (一九二六年二月二七日改正) 又ハ豫審ノ行ハレタルトキ亦同シ

其ノ他ノ事件ニ付テハ捜査處分ノ重要ナル結果ヲ公訴狀中ニ記載スルコトヲ得

第二〇七條 公判ヲ開始スル決定中ニハ被訴追者ノ責ニ歸スヘキ行爲、其ノ法律上ノ目安並適用スヘキ刑罰法規ヲ舉示シ且公判ヲ爲スヘキ裁判所ヲ記載スヘシ

裁判所ハ同時ニ職權ヲ以テ未決勾留ノ命令又ハ其ノ繼續ニ付決定スルコトヲ要ス

第二一〇條 被告人ハ公判ヲ開始スル決定ニ對シ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

公判手續開始ヲ拒絕スル決定又ハ檢事ノ請求ニ反シ下級裁判所ヘノ移送ヲ言渡ス決定ニ對シテハ檢事即時抗告ヲ申立ツルコトヲ得

第二一二條 區裁判所又ハ參審裁判所ニ於テ被疑者カ任意ニ出頭セルカ又假勾留ノ結果トシテ裁判所ニ引致セラレタルトキ又ハ被疑者カ違警罪ニ因リテノミ訴追セラルルトキハ書面ヲ以テ起訴スルコトナクシテ且公判手續ノ開始ニ關スル裁判ヲ俟タスシテ公判ノ審理ニ入ルコトヲ得 公訴ノ主タル内容ハ任意出頭又ハ引致ノ場合ニ於テハ公判調書中ニ其ノ他ノ場合ニ於テハ被疑者ノ召喚狀中ニ之ヲ記載スヘシ

第二一七條 召喚狀ノ送達(第二一六條)ト公判期日トノ間ニハ一週間以上ノ期間ヲ存スルコトヲ要ス

此ノ期間ノ遵守セラレサルトキハ公判手續ノ開始ニ關スル決定ノ朗讀ヲ開始セサル間ハ被告人ハ公判ノ延期ヲ請求スルコトヲ得

第二二六條 公判ハ判決發見ノ任務ヲ有スル者及檢事並裁判所書記ノ間斷ナキ在席ノ下ニ之ヲ行フ

第二二七條 數名ノ檢事及數名ノ辯護人ハ公判ニ協力シ且互ニ其ノ事務ヲ分擔スルコトヲ得

第二二八條 公判延期ノ申立ニ付テハ裁判所之ヲ裁判ス短期間ノ中止ハ裁判長之ヲ命ス

被告人ハ辯護人ノ障礙ニ因リ公判ノ延期ヲ求ムル權ナキモノトス但第一四五條ノ規定ノ效力ヲ妨クルコトナシ

第二一七條第一項ノ期間カ遵守セラレサリシトキハ裁判長ハ被告人ニ對シ公判ノ延期ヲ求ムル權アルコトヲ通知スヘシ

第二二九條 中止シタル公判ハ遅クモ中止後四日目ニハ之ヲ續行スヘキモノトス 之ニ反スルトキハ手續ヲ更新スヘシ

第二三〇條 出頭セサル被告人ニ對シテハ公判ヲ行ハス

被告人カ不出頭ヲ充分ニ辯解セサルトキハ引致ヲ命シ又ハ勾留狀ヲ發スヘシ

第二三一條 出頭シタル被告人ハ公判ヨリ退去スルコトヲ得ス 裁判長ハ退去ヲ阻止スル爲適當ナル處置ヲ爲スコトヲ得且公判中止中被告人ヲ抑留セシムルコトヲ得

前項ノ處置ヲ執リタルニモ拘ラス被告人カ退去シタル場合又ハ中止シタル公判ノ續行ノ際被告人出頭セサル場合ニ於テ、公訴ニ關スル訊問カ終リ且裁判所カ爾後被告人ノ在席ヲ必要ト認メサルトキハ被告人不在席ノ儘公判ヲ終結スルコトヲ得

第二三二條 公判ノ客體ヲ爲ス行爲カ單一ナル又ハ併科シタル罰金拘留又ハ沒收刑ニ該ルトキニ限り被告人闕席ノ儘公判ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ斯ノ如キ手續カ許サルヘキモノナルコトヲ召喚狀中ニ明記シテ被告ニ指示スルコトヲ要ス

第二三三條 區裁判所及參審裁判所ノ手續ニ於テハ被告人ハ申請ニヨリ公判ヘノ出頭義務ヲ免ルルコトヲ得 單ニ累犯タル故ヲ以テノミ重罪タルニ非ル重罪タル事件ニ付テハ前段ノ規定ヲ適用セス

被告人公判ヘノ出頭ヲ免レタル場合ニ於テ公判前ノ手續ニ於テ既ニ判事ノ訊問ノ行ハレサルトキハ受命判事又ハ受託判事ニ依リ公訴ニ關スル訊問ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ訊問ヲ爲ス目的ヲ以テ定メラレタル期日ハ豫メ檢事及辯護人ニ通知スヘシ訊問ノ際是等ノ者ノ立會ヲ要セス 訊問ニ關スル調書ハ公判ニ於テ朗讀スヘシ

第二三四條 被告人ノ在席ナクシテ公判ヲ爲シ得ル場合ニ限り被告人ハ委任狀ヲ有スル辯護人ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第二三五條 被告人ノ在席ナクシテ公判ヲ行ヒタルトキハ被告人ハ判決ノ送達後一週間内ニ期間懈怠ト同一ノ條件ノ下ニ判決ニ對シ原狀回復ヲ申立ツルコトヲ得但被告人ノ申請ニヨリ公判ニ出頭スル義務ヲ免レ又ハ自己ヲ代理セシムルノ權ヲ行ヒタルトキハ原狀回復ノ申立ヲ許サス

第二三六條 裁判所ハ何時ニテモ被告人自身ノ出頭ヲ命シ又ハ勾引狀勾留狀ニ依リ之ヲ強制スルノ權ヲ有ス

第二三七條 裁判所ハ其ノ裁判所ニ繫屬シタル數個ノ刑事々件ノ間ニ牽連關係存スルトキハ其ノ牽連關係カ第三條ニ記載シタルモノニ非ル場合ニ於テモ同時ニ公判ヲ爲サンカ爲事件ノ併合ヲ命スルコトヲ得

第二三八條 公判ノ指揮被告人ノ訊問並證據調ハ裁判長之ヲ爲スモノトス

公判ニ關係シタル者カ訴訟指揮ニ關スル裁判長ノ命令ニ對シ不適法トシテ異議ヲ申立テタルトキハ裁判所之ヲ裁判ス

第二三九條 檢事及被告人ノ指名シタル證人及鑑定人ノ訊問ハ檢事及辯護人ノ一致シタル申立アリタルトキハ裁判長ニ於テ之ヲ檢事及辯護人ニ委任スヘシ 檢事ノ指名シタル證人及鑑定人ニ在リテハ檢事最初ニ訊問シ、被告人ノ指名シタル證人及鑑定人ニ在リテハ辯護人最初ニ訊問スヘキ權ヲ有ス

裁判長ハ此ノ訊問後ト雖事件ヲ解明スルニ必要ナルモノト認メタル間ヲ證人及鑑定人ニ爲スヘシ

第二四〇條 裁判長ハ陪席判事ノ請求アルトキハ之ニ證人及鑑定人ニ問ヲ發スルコトヲ許スヘシ

裁判長ハ檢事被告人辯護人陪審員並參審員ニモ前項ノ行爲ヲ許スヘシ

第二四一條 裁判長ハ第二三九條第一項ノ場合ニ於テ訊問權ヲ濫用スル者ニ對シ訊問權ヲ奪フコトヲ得

第二三九條第一項及第二四〇條第二項ノ場合ニ於テ裁判長ハ不當ノ問又ハ事件ニ關係ナキ問ヲ拒ムコト

ヲ得

第二四二條 問ノ許否ニ關スル疑義ニ付テハ總ヘテ裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第二四三條 公判ハ證人及鑑定人ノ氏名ノ呼上ヲ以テ始マル

證人及鑑定人ノ氏名ノ呼上ニ續イテ被告人ノ身元關係ニ關スル訊問及公判開始ニ關スル決定ノ朗讀ヲ行フ

次ニ第一三六條ニ從ヒ被告人ニ對スル其ノ他ノ訊問ヲ行フ

決定ノ朗讀及被告人ノ訊問ハ訊問セラルヘキ證人ノ不在席ノ法廷ニ於テ之ヲ行フ

第二四四條 被告人ヲ訊問シタル後證據調ヲ行フ

證據調ノ申出ヲ却下スルトキ又ハ證據調ニ關スル行爲ノ實施カ公判ノ延期ヲ必要ナラシムルトキハ裁判所ノ決定ヲ要ス

裁判所ハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ證人及鑑定人ノ召喚並其ノ他ノ證據方法ノ取寄ヲ命スルコトヲ得

第二四五條 證據調ハ召喚シタル證人及鑑定人並取寄セタル其ノ他ノ證據方法ニ互ルコトヲ要ス 但訴訟

遅延ノ目的ヲ以テ證據調ノ申出アリタルトキハ此ノ限リニ非ス(一九二六年一月二七日) 證人若クハ鑑定人ノ召喚及出頭又ハ其ノ他ノ證據方法ノ取寄カ公判ニ於テ初メテ行ハレタル場合ニ於テモ前段ノ規定ヲ適用ス 檢事及被告人ノ同意アルトキハ若干ノ證據調ヲ見合ハスコトヲ得

區裁判所判事參審裁判所並地方裁判所ニ於ケル公判ニ於テハ裁判所ハ申立ノ拋棄又ハ前ニ爲シタル決定ニ拘束セラルルコトナクシテ證據調ノ範圍ヲ定ム但地方裁判所ニ付テハ公判カ違警罪ニ係リ若クハ私訴ニ因リ行ハルルトキニ限ル

第二四六條 證據調ハ證據方法又ハ證スヘキ事實カ時機ニ遅レテ提出セラレタル故ヲ以テ之ヲ拒ムコトヲ得ス但訊問スヘキ證人及鑑定人ノ指名カ甚シク時機ニ遅レ又ハ證スヘキ事實ノ提出カ甚シク時機ニ遅レタル爲相手方ニ調査ヲ爲スニ必要ナル時間ヲ有セサラシメタルトキハ相手方ハ證據調ノ終了スル迄調査ノ爲公判ノ延期ヲ申立ツルコトヲ得

檢事及被告人ハ裁判長及裁判所ノ命令ニヨリ召喚シタル證人及鑑定人ニ關シ前項ノ權限ヲ有ス 前二項ノ申立ニ付テハ裁判所ハ自由ナル裁判ニ依リ之ヲ裁判ス

第二四七條 裁判所ハ共同被告人又ハ證人ヲ訊問スルニ當リ被告人カ在廷スルニ於テハ是等ノ者カ眞實ヲ述ヘサル虞アルトキハ其ノ訊問中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但裁判長ハ被告人ヲ入廷セシメタルトキハ其ノ不在廷中供述セラレタル事項又ハ其ノ他取調ヘラレタル事項ノ要旨ヲ告クヘシ

裁判所カ被告人ノ秩序違反ノ行爲ニ因リ一時之ヲ退廷セシメタル場合ニ於テモ亦同シ

第二四八條 訊問セラレタル證人及鑑定人ハ裁判長ノ許可又ハ指圖アルニ非レハ退廷スルコトヲ得ス 許

可又ハ指圖ヲ爲ス前檢事及被告人ニ意見ヲ聞クヘシ

第二四九條 證書及其ノ他證據方法トナルヘキ書類ハ公判ニ於テ之ヲ朗讀ス 此ノ規定ハ既ニ言渡サレタル刑事判決犯罪登錄教會名簿戶籍簿ニ適用ス 判事ノ檢證調書ニ付亦同シ

第二五〇條 事實ノ證明ニシテ人ノ經驗ニ基クモノナルトキハ公判ニ於テ此ノ者ヲ訊問スヘシ 訊問ハ曩ニ爲シタル訊問ヲ錄取シタル調書又ハ書面上ノ陳述ノ朗讀ヲ以テ此ノ訊問ニ代フルコトヲ得ス

第二五一條 證人鑑定人若クハ共同被疑者カ死亡シタルトキ又ハ精神病トナリタルトキ又ハ其ノ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ前ニ爲シタル判事ノ訊問調書ヲ朗讀スルコトヲ得 既ニ有罪ノ言渡サレタル共同被疑者ニ付亦同シ

第二二三條ニ記載シタル場合ニ於テハ前ニ爲シタル訊問カ公判手續ノ開始後ニ爲サレタルカ又ハ公判前ノ手續ニ於テ第一九三條ノ規定ヲ遵守シテ行ハレタル以上其ノ訊問調書ヲ朗讀スルコトヲ許ス

朗讀ハ裁判所ノ決定ニ依リテノミ之ヲ命スルコトヲ得決定ノ理由ハ之ヲ告知シ且訊問セラレタル者ノ宣誓カ行ハレタリヤ否ヤヲ述フルコトヲ要ス但之カ爲宣誓ノ必要ニ付テノ規定ハ再度ノ訊問ヲ爲シ得ヘキ場合ニ於テ變更ヲ受クルコトナシ

第二五二條 公判前訊問ヲ受ケタル證人カ公判ニ於テ初メテ證言拒絶ノ權ヲ行使シタルトキハ供述ハ之ヲ朗讀スルコトヲ得ス

第二五三條 證人及鑑定人カ最早事實ヲ記憶セサル旨陳述シタルトキハ前ニ爲サレタル訊問調書中之ニ關係アル部分ヲ其ノ記憶喚起ノ爲朗讀スルコトヲ得

訊問中明カトナリタル前供述トノ矛盾カ公判ヲ中止スルコトナクシテハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ確定シ又ハ除去スルコト能ハサルトキハ前項ト同一ノ處置ヲ爲スコトヲ得

第二五四條 判事ノ訊問調書中ニ記載セラレタル被告人ノ供述ハ自白ニ關スル證據調ノ目的ヲ以テ之ヲ朗讀スルコトヲ得

第二五五條 前二條ノ場合ニ於テ檢事ノ請求又ハ被告人ノ申立アリタルトキハ朗讀並其ノ事由ヲ調書ニ記載スヘシ

第二五六條 素行證明書ヲ除ク外證言又ハ鑑定ヲ記載シタル官公署ノ陳述書又ハ重傷害ニ屬セサル傷害ニ關スル醫師ノ診斷書ハ之ヲ朗讀スルコトヲ得

合議制官署ノ鑑定ヲ徵シタルトキハ官署ニ對シ其ノ構成員ノ一人ニ公判ニ於ケル其ノ鑑定ノ主張ヲ命シ之ヲ裁判所ニ通告スヘキコトヲ囑託スルコトヲ得

第二五七條 證人鑑定人又ハ共同被告人ノ訊問後並各書類ノ朗讀後被告人ニ對シ陳述スヘキコトアリヤ否ヤヲ問フヘシ

第二五八條 證據調ヲ終リタルトキハ先ツ檢事ニ次ニ被告人ニ陳述並申立ノ爲發言ヲ許ス

檢事ハ答辯ノ權ヲ有シ被告人ハ最終ニ發言スル權ヲ有ス
被告人ニ對シテハ被告人ノ爲辯護人ニ於テ發言シタル場合ト雖尙其ノ辯護ノ爲自ラ陳述スルコトアリヤ
否ヤヲ問フヘシ

第二五九條 裁判所用語ニ通セサル被告人ニ對シテハ證據調終結後ノ供述中少クモ檢事ノ請求及辯護人
ノ申立ハ通事ニ依リ之ヲ通告スヘキモノトス

聾者タル被告人ニ付書面ニ依リ之ヲ理解セシムルコト能ハサルトキ亦同シ

第二六〇條 公判ハ判決ノ言渡ヲ以テ終了ス 判決ハ無罪又ハ有罪若クハ手續中止ノ言渡以外ニ之ヲ爲ス
コトヲ得ス

中止ノ言渡ハ告訴ヲ俟チテ訴追スヘキ犯罪ニ付必要ナル告訴ナキコト判明シタルトキ又ハ適時ニ告訴ノ
取下ケアリタルトキ之ヲ爲ス

第二六一條 裁判所ハ審理ノ全體ニ因リテ得タル自由ナル心證ニ從ヒ證據調ノ結果ニ付裁判ス

第二六二條 行爲ノ可罰性カ民事ノ權利關係ノ判斷ニ依リ定マルトキハ刑事裁判所ハ此ノ關係ニ付テモ刑
事ノ手續及證據ニ關スル規定ニ從ヒ之ヲ裁判ス但裁判所ハ審理ヲ延期シ當事者ノ一方ニ民事訴訟提起ノ
爲期間ヲ定メ又ハ民事裁判所ノ判決ヲ待ツノ權ヲ有ス

第二六三條 苟クモ被告人ニトリ不利益ナル裁判ニシテ責任問題又ハ刑ノ量定ニ關スルモノニ付テハ三分
ノ二以上ノ多數意見ヲ必要トス

責任問題ハ刑罰法規ノ特ニ定メタル可罰性ノ阻却又ハ刑ノ輕減加重ノ事情ヲ包含ス

責任問題ハ累犯又ハ時効ノ條件ヲ包含セサルモノトス

第二六四條 判決發見ノ客體ハ公訴狀中ニ記載セラレタル行爲ニシテ審理ノ結果分明トナリタルモノトス
裁判所ハ公判開始決定ノ基礎タル行爲ノ判斷ニ羈束セラレルコトナシ

第二六五條 被告人ニ對シ豫メ法律上ノ見地ノ變更ヲ特ニ指示シテ辯護ノ機會ヲ與ヘタルニ非レハ公判開
始決定ニ記載シタル刑罰法規以外ノ規定ニ基キ被告人ニ有罪判決ヲ言渡スコトヲ得ス、

審理中初メテ刑罰法規上特ニ規定セラレタル刑ノ加重事情カ主張セラレタルトキ亦同シ

被告人カ辯護ノ準備ヲ充分ニ爲シ得ヘカラサルコトヲ主張シテ公判開始決定ニ記載シタルヨリモ重キ刑
罰法規ヲ適用シ得ヘキ新事情又ハ第二項記載ノ事情ヲ争ヒタルトキハ其ノ申立ニ依リ公判ヲ延期スヘ
シ

其ノ他ノ場合ニ在リテモ狀況變動ノ結果公訴又ハ辯護ノ準備ヲ充分ナラシムル爲必要ナリト認ムルトキ
ハ申立又ハ職權ヲ以テ公判ヲ延期スルコトヲ要ス

第二四五條第二項記載ノ審理ニハ本條第三項ヲ適用セス

第二六六條 被告人カ公判ノ進行中自己ニ對シ公判手續ノ開始セラルル原因トナリタル行爲以外ノ行爲ニ付更ニ嫌疑ヲ受クルニ至リタルトキハ檢事ノ請求ニヨリ且被告人ノ承諾ヲ得テ此ノ行爲ヲ同シ裁判ノ目的タラシムルコトヲ得

行爲カ重罪ナルトキ又ハ當該裁判所ノ管轄ヲ超越スルトキハ本條ノ規定ヲ適用セス

第二六七條 被告人ニ有罪ノ言渡ヲ爲スヘキトキハ判決理由中ニハ證明セラレタリト認メラレ且罪トナルヘキ行爲ノ法律ノ目安ヲ包含スル行爲ヲ開示スルコトヲ要ス 證據カ他ノ事實ニ基キ推論セラルルトキハ其ノ事實ヲモ開示スヘシ

審理中ニ於テ刑罰法規ノ特ニ規定シタル可罰性ヲ阻却シ輕減又ハ加重スル事情カ主張セラレタルトキハ判決理由ニハ其ノ事情ヲ確認スルヤ否ヤヲ示スコトヲ要ス

其ノ外有罪判決ノ理由ニハ適用シタル刑罰ヲ表示スルコトヲ要シ刑ノ量定ニ付標準トナリタル事情ヲモ列擧スヘシ 刑罰法規ニ於テ輕キ刑ノ適用ヲ一般輕減事情ニ繋ラシムル場合ニハ判決理由ニハ之ニ付爲シタル裁判ヲ掲クヘシ但其ノ事情ノ存在ヲ是認シタルカ又ハ審理中ニ爲シタル申立ニ反シテ其ノ存在ヲ否認シタルトキニ限ル

總ヘテノ不服申立權者カ上訴ノ拋棄ヲ爲シタルトキハ證據ニ依リ認メラレタル犯罪行爲ノ法律上ノ目安ノ發見セラルル事實及適用シタル刑罰法規ヲ開示スルヲ以テ足ル 此ノ場合ニハ公判開始決定ヲ引用ス

ルコトヲ得

被告人ニ無罪ヲ言渡ストキハ判決理由ニハ被告人ニ犯罪行爲ナシト認メタルカ又ハ證明セラレタリト認メタル行爲ヲ如何ナル理由ニヨリ罰セラルヘキモノニ非スト認メタルカヲ明カニスルヲ要ス

第二六八條 判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀及判決理由ノ開示ニ依リ公判ノ終結シタルトキ又ハ遅クトモ公判終結後一週間内ニ之ヲ爲スヘシ 判決理由ノ開示ハ其ノ要領ヲ朗讀シ又ハ之ヲ告ケテ爲ス(一九二六年一月二七日改正) 何レノ場合ニ在リテモ判決主文ノ朗讀ハ判決理由ノ告知ニ先立ツコトヲ要ス

判決ノ言渡ヲ延期シタルトキハ言渡ニ先立テ書面ヲ以テ判決理由ヲ確定スヘシ
(一九二六年一月二七日改正) 被告人カ在席シ且判決ニ對シ上訴ヲ許スモノナル場合ニハ判決ノ言渡ヲ爲ス際上訴ノ提起ニ付被告人ニ教示スヘシ

第二六九條 裁判所ハ事件カ下級裁判所ニ屬スヘキ理由ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヲ得ス

第二七〇條 審理ノ結果被告人ノ責ニ歸スヘキ行爲カ其ノ裁判所ノ管轄ヲ超ユルモノナルコト明カトナリタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ヲ言渡シ且事件ヲ管轄裁判所ニ移送ス

此ノ決定ハ公判開始決定ノ效力ヲ有シ且公判開始決定ノ要件ニ從フコトヲ要ス

第一項ノ決定ニ對スル不服ノ能否ハ第二一〇條ノ規定ニ依リ定マル

區裁判所判事又ハ參審裁判所此ノ決定ヲ爲シタル場合ニ於テ豫審カ行ハレサリシトキハ

被告人ハ此ノ決定ノ告知ニ際シテ指定セラルヘキ期間内ニ公判前各個ノ證據ヲ施行センコトヲ申立ツルコトヲ得 此ノ申立ニ付テハ事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ノ裁判長之ヲ裁判ス

第二七一條 公判ニ付テハ調書ヲ作成シ裁判長及裁判所書記之ニ署名ス

裁判長差支アルトキハ之ニ代リ古參ノ判事署名ス 裁判長單獨判事ナルトキハ裁判所書記ノ署名ヲ以テ足ル

第二七二條 公判調書ニハ左ノ諸件ヲ掲クルコトヲ要ス

- (1) 審理ノ場所及日時
- (2) 判事、陪審員、參審員、檢事、裁判所書記並立會ハシメタル通事
- (3) 公訴狀ニ依リ罪トナルヘキ行為ノ表示
- (4) 被告人、辯護人、私訴原告、公訴參加人、法定代理人、委任代理人並輔佐人ノ氏名
- (5) 審理ヲ公開シタルヤ又公開ヲ禁止シタルヤノ記載

第二七三條 調書ニハ公判ノ經過及結果ノ要領ヲ錄取シ且一切ノ必要ナル法式ノ遵守セラレタルコトヲ明シシ、朗讀シタル書類・審理中ニ爲シタル申立・言渡シタル裁判・及判決主文ヲ掲クヘシ

區裁判所及參審裁判所ノ公判ニ於テハ前項ノ外尙訊問ノ重要ナル結果ヲ調書ニ記載スヘシ

公判ニ於テ發生シタル事實又ハ供述若クハ發言ノ字句ノ確定ヲ重要トスルトキハ裁判長ハ其ノ完全ナル

記載及朗讀ヲ命スヘシ 調書ニハ朗讀ヲ爲シテ承認ヲ得タルコト又ハ如何ナル異議ノ申立アリタルヤヲ記載スヘシ

第二七四條 公判ノ爲定メラレタル法式ノ遵守ハ調書ヲ以テノミ之ヲ證明スルコトヲ得

此ノ方式ニ關スル調書ノ内容ニ對シテハ偽造ノ證明ニ限り之ヲ許ス

第二七五條 理由ヲ附シタル判決ハ告知後一週間内ニ之ヲ記録ニ添付スヘシ但調書中ニ既ニ完全ナル記載アルトキハ此ノ限ニ非ス

判決ニハ裁判ニ關與シタル判事之ニ署名ス

判事其ノ署名ヲ爲スニ付差支アルトキハ裁判長其ノ理由ヲ判決ニ附記シ裁判長差支アルトキハ古參ノ陪席判事之ヲ附記ス 參審員及陪審員ノ署名ハ之ヲ要セス

開廷ノ年月日及開廷ニ關與シタル判事、陪審員、參審員、檢事、裁判所書記ノ氏名ハ判決ニ之ヲ記載スルヲ要ス

判決ノ正本及抄本ニハ裁判所書記署名シ裁判所ノ印ヲ押捺スヘシ

第二八〇條 公判ニ於テハ辯護人ハ被告人ニ代リ出廷スルコトヲ得 被告人ノ親族ハ委任ヲ要セスシテ代理人タルコトヲ許サルヘキモノトス

第二八二條 第二八〇條ニ記載シタル者ハ被疑者ニ屬スル上訴權ヲ行使スルコトヲ得

第二九八條 被疑者ノ法定代理人、被疑者ノ夫ハ被疑者ノ爲ニ進行スル上訴期間内ニ被疑者ノ爲スコトヲ得ヘキ上訴權ヲ獨立シテ行使スルコトヲ得

第三〇一條 檢事ノ提起シタル上訴ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ被疑者ノ利益ノ爲ニ變更若クハ取消スコトヲ得ル效力ヲ有ス

第三二五條 報告並證據調ヲ爲スニ當リテハ書類ヲ朗讀スルコトヲ得 第二五一條第二五三條ノ場合ヲ除ク外、第一審裁判所ノ公判ニ於テ訊問セラレタル證人及鑑定人ノ訊問調書ハ、證人又ハ鑑定人カ再度呼出サレタルトキ又ハ被告人カ公判前遲滯ナク其ノ呼出ヲ申立テタルトキハ、檢事及被告人ノ承諾アルニ非レハ之ヲ朗讀スルコトヲ得ス

第三二六條 證據調カ終了シタルトキハ檢事、被告人及其ノ辯護人ノ論述並申立ヲ聽クヘク、特ニ上訴人ノ陳述ハ最初ニ之ヲ聽クヘシ 被告人ハ最終ニ發言權ヲ有ス

第三二七條 判決ハ不服申立ノ限度ニ於テ裁判所ノ審理ヲ受ク

第三二八條 控訴ヲ理由アリト認メタルトキハ、控訴裁判所ハ判決ヲ取消シ自ラ本案ニ於ケル判決ヲ爲スコトヲ要ス

判決カ手續規定ニ違背シタル爲上告ノ理由トナルヘキ瑕疵ヲ有スルトキハ、控訴裁判所ハ判決ヲ取消シ且事件ノ狀況ニヨリ之ヲ必要トスル限り事件ヲ第一審ニ差戻スコトヲ得

第一審裁判所カ不當ニ管轄ヲ認メタルトキハ、控訴裁判所ハ判決ヲ取消シ事件ヲ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得

第三二九條 公判開始ニ當リ、被告人出頭セス、代理人ノ出頭カ許サルルニ拘ラス代理人モ出頭セス且闕席ノ辯解充分ナラサルトキハ、被告人ノ控訴ハ直ニ之ヲ棄却シ、檢事ノ控訴ニ付テハ審理シ又ハ被告人ノ勾引勾留ヲ命スヘシ

被告人ハ判決送達後一週内ニ第四四條及第四五條所定ノ條件ノ下ニ原狀回復ヲ申立ツルコトヲ得

第三三八條 判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法律ニ違背シタルモノトス

- (1) 判決裁判所カ法規ニ從ヒ構成セラレサリシトキ
- (2) 法律ニ依リ職務執行ヨリ除斥セラレタル判事、陪審員、參審員カ判決ニ參與シタルトキ
- (3) 判事、陪審員、參審員カ偏頗ノ虞アリトシテ忌避セラレ其ノ忌避申立カ理由アリト言渡サレタルカ又ハ不法ニ棄却セラレタルニ拘ラス判決ニ參與シタルトキ
- (4) 裁判所カ不當ニ管轄ヲ認メタルトキ
- (5) 檢事又ハ法律上立會ヲ要スル者ノ不在ノ儘公判ヲ爲シタルトキ
- (6) 公開手續ノ規定ニ違反シタル口頭辯論ニ基キ判決ヲ言渡シタルトキ
- (7) 判決ニ理由ヲ掲ケサリシトキ

(8) 裁判ノ爲重要ナル點ニ付テノ辯護カ裁判所ノ決定ニヨリ不當ニ制限セラレタルトキ
第三四〇條 控訴ノ代リニ上告ヲ提起シタル場合(第三三五條)ニ於テハ、第三五八條ノ規定ニ違背スル
トキニ限り訴訟手續ニ關スル法令違背ヲ理由トスル上告ヲ爲スコトヲ得

第三五二條 上告裁判所ノ取調ハ爲サレタル上告申立ニ限り及手續ノ瑕疵ヲ理由トスル上告ニ於テハ上告
申立ニ記載シタル事實ニ限り之ヲ爲ス

第三五三條 上告ヲ理由アリト認ムル限度ニ於テ不服ヲ申立テラレタル判決ヲ取消スヘシ
判決ノ基礎トナリタル認定ハ判決取消ノ理由トナル法律違背ニ關係スル部分ニ限り同時ニ之ヲ取消スヘ
シ

第三五六條 判決ノ言渡ハ第二六八條ノ規定ニヨリテ之ヲ爲ス

第三七〇條 再審ノ申立ハ申立ニ記載セラレタル主張ニ信憑スヘキ充分ナル理由ヲ發見シ得サルトキ又ハ
第三五九條第一號及第二號又ハ第三六二條第一號及第二號ノ場合ニ於テハ事件ノ狀況ニ從ヒ同條ノ規定
ニ掲ケタル行爲カ裁判ニ影響ヲ及ホシタルモノト認メ得サルトキハ口頭辯論ヲ經スシテ理由ナシトシテ
之ヲ棄却スヘキモノトス

其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判所ハ再審及公判ノ再開ヲ命ス

第三八三條 裁判所ハ被告ノ表示ノ到達シタル後又ハ期間ノ滿了シタル後公判ヲ開始スヘキカ又ハ訴ヲ棄

却スヘキカニ付、檢事カ直接提起シタル公訴ノ場合ニ付適用スヘキ規定ニ從ヒ裁判ス

第三八四條 爾後ノ手續ハ提起セラレタル公訴手續ノ爲定メラレタル規定ニ從フモノトス

陪審裁判所ニ於テハ公訴ニ基キ繫屬セル事件ト同時ニ私訴事件ヲ審理スルヲ得ス

第三八九條 裁判所ニ於テ審理ノ結果確定シタルモノト認ムヘキ事實カ本章ニ於テ規定セラレタル手續ヲ
適用スヘカラサル犯罪行爲ト思料セラルルトキハ判決ヲ以テ手續ノ中止ヲ言渡スヘシ但判決ニハ確定シ
タリト認ムヘキ事實ヲ記載スルコトヲ要ス

此ノ場合ニ於テハ審理調書ヲ檢事ニ通知スヘシ

第三九七條 公訴參加人ハ參加ヲ爲シタル後私訴原告ト同一ノ權ヲ有ス

第四〇四條 償金言渡ノ申立ハ第一審判決言渡ニ至ル迄之ヲ爲スコトヲ得

第四三〇條 刑法第四二條又ハ其ノ他ノ法律上ノ規定ニ依リ物件ノ沒收、滅却又ハ廢棄處分ヲ爲ス言渡ヲ
獨立シテ爲スコトヲ得ル場合ニ於テ其ノ申立ハ、本案ノ判決ト關連シテ裁判セサルトキニ限り、檢事又
ハ私訴原告ニ於テ特定人ノ訴追ニ付裁判權ヲ有スル裁判所ニ之ヲ爲スヘシ

參審裁判所ヲ以テ陪審裁判所ニ代フ

第四四五條 未決勾留ノ命令ハ急速ヲ要スル嫌疑事實ノ存スル場合ニハ軍紀ヲ維持スルニ必要ナル時ト雖
之ヲ許ス

此ノ場合ニ在リテハ（一九二六年一月二七日改正）勾留審査手續（第一一五a）ハ一ヶ月ノ經過シタル後之ヲ行フ 未決勾留ノ期間ハ全部之ヲ本刑ニ算入スヘシ

第四五一條 刑ノ執行ハ裁判所書記ニ於テ付與スヘキ執行力ノ證明ヲ具備スル判決主文ノ認證アル謄本ニ基キ檢事之ヲ行フ

區裁判所檢事ハ邦司法省カ刑ノ執行ヲ委任シタル限度ニ於テノミ刑ノ執行權ヲ有ス
區裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニ付テハ邦司法省ノ命令ニ依リ區裁判所判事ニ刑ノ執行ヲ委任スルコトヲ得

第四五九條 言渡アリタル罰金ヲ徵集スルコトヲ得ス且此ノ場合ニ付開始セラルル自由刑ノ確定モ行ハレサルトキハ裁判所ハ後ニ至リ罰金ヲ自由刑ニ換刑スヘシ

第四六四條 判決、刑罰命令並審理中止ノ裁判ニハ手續ノ費用ヲ負擔スヘキ者ヲ確定スヘシ
費用ノ額及當事者カ他ノ當事者ニ償還スヘキ立替金ノ額ハ當事者ノ申立ニヨリ裁判所書記之ヲ定ム
手續及裁判ノ執行ニハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第四六五條 被告人カ有罪ヲ言渡サレタルトキハ公判準備及刑ノ執行ニ因リテ生シタル費用ハ被告人之ヲ負擔ス

第四六六條 數個ノ罪トナルヘキ行爲ヲ包含スル審理ニ於テ、被告人カ是等ノ行爲ノ一部ニ付テノミ有罪

ノ言渡ヲ受ケタルニ止マルトキハ、其ノ他ノ刑事々件ヲ審理スルニヨリ特別ノ費用ヲ生スルモ、被告人ハ此ノ費用ノ負擔ヲ免ル

同一ノ行爲ニ付有罪ノ言渡ヲ受ケタル共同被告人ハ立替金ニ付連帶債務者トシテ責ヲ負フ 刑ノ執行又ハ未決勾留ニヨリ生シタル費用ニ付テハ前段ノ規定ヲ適用セス

第四六七條 無罪又ハ免訴ヲ言渡サレタル被告人ハ其ノ責ニ歸スヘキ懈怠ニヨリ生シタル費用ノミヲ負擔セシムヘキモノトス

第四六九條 假令裁判外ノ手續タリトモ、良知ニ反シテ行ハレタルカ又ハ重大ナル過失ニ由來スル告發ニヨリ惹起セラレタルトキハ、裁判所ハ告發者ノ意見ヲ聞キタル上告發者ヲシテ邦金庫又ハ被疑者ニ生シタル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

裁判所カ未タ事件ニ着手セサルトキハ公判手續ニ付管轄ヲ有スル裁判所ハ檢事ノ申立ニヨリ前項ノ裁判ヲ爲ス

前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第四七一條 私訴ニ因リ開始セラレタル手續ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ私訴原告ニ生シタル必要ナル立替金ヲ償還スルヲ要ス

私訴原告ノ申立ノ一部ノミカ認容セラレタルトキハ、裁判所ハ手續中ニ生シタル費用及私訴原告及被疑

者ニ生シタル必要ナル立替金ヲ相當ナル割合ヲ以テ分擔セシムルコトヲ得
被疑者カ免訴又無罪ノ言渡ヲ受ケタルトキ若クハ手續ノ中止アリタルトキハ手續ノ費用並被疑者ニ生シ
タル必要ナル立替金ハ私訴原告ノ負擔トス

數名ノ私訴原告ハ連帶債務者トシテ責ヲ負フ 私訴原告ニ生シタル必要ナル立替金ニ對スル數名ノ被疑
者ノ償還義務ニ付亦同シ

本條ノ規定ニヨリ償還スヘキ立替金ハ必要ナル旅行又ハ必要ナル期日ノ遵守ニヨリ生シタル時間空費ニ
對スル賠償ヲモ包含シ證人ニ對スル賠償ノ規定ヲ準用ス 賠償義務ヲ負フ當事者ノ相手方カ辯護士ヲ聘
用シタル場合ニ在リテハ辯護士ノ手数料及立替金ハ民事訴訟法第九一條ノ規定ニヨリ敗訴ノ當事者勝訴
ノ當事者ニ償還ヲ爲ス限度ニ於テノミ之ヲ賠償ス

第四七二條 第一七五條ノ場合ニ於テ被告人カ免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケ若クハ手續ノ中止カ言渡サレタ
ルトキハ告訴人ニ對シ第四一條第二項乃至第五項ノ規定ヲ準用ス但裁判所ハ事情ニヨリ告訴人ニ費用ノ
全部又ハ一部ノ負擔ヲ免スルコトヲ得

告訴人カ公訴參加人トシテ行動スルノ權ヲ有シタルニ非ルトキハ費用ノ裁判ヲ爲スニ先立テ告訴人ノ意
見ヲ聞クヘシ

第四七三條 取下ケタル上訴又ハ其ノ效ナカリシ上訴ノ費用ハ上訴申立人ノ負擔トス 檢事カ上訴ヲ提起

シタルモノナルトキハ被疑者ニ生シタル必要ナル立替金ハ邦金庫ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得 上
訴カ一部其ノ效アリタルトキハ手数料ヲ減額シテ生シタル立替金ヲ相當ニ分擔セシムルコトヲ得

確定判決ヲ以テ終結シタル裁判手續ノ再審請求ニ因リ生シタル費用ニ付亦同シ
原狀回復ニヨリ生シタル費用ハ其ノ申立人ノ負擔ス但相手方ノ理由ナキ異議ニヨリ生シタル費用ハ此
ノ限ニ非ス

二 裁判所構成法

第一七三條 判決ノ言渡ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ公開ス

判決理由又ハ其ノ一部ノ言渡ニ付テハ國家ノ安寧ヲ害スル虞アルトキ又ハ風俗ヲ害スル虞アルトキハ裁
判所ハ特別ノ決定ヲ以テ公開ヲ禁止スルコトヲ得

第一七四條 公開禁止ニ關スル審理ハ當事者ノ申立アリタルトキ又ハ裁判所適當ト思料シタルトキハ非公
開ノ法廷ニ於テ之ヲ行フ公開禁止ノ決定ノ言渡ハ之ヲ公開スヘキモノトス 其ノ言渡ヲ爲スニ當リテハ
公開禁止カ公ノ秩序ヲ害スルノ虞アルヲ理由トシ特ニ國家ノ安寧ヲ害スル虞アルヲ理由トシテ行ハルル
モノナリヤ將又風俗ヲ害スル虞アルヲ理由トシテ行ハルルモノナリヤ明カニスルヲ要ス

國家ノ安寧ヲ害スル虞アルコトヲ理由トシテ公開ヲ禁止シタルトキハ裁判所ハ在廷者ヲシテ審理又ハ公訴狀ニ依リ若クハ其ノ他ノ訴訟上ノ書類ニ依リ知ルニ至リタル事實ニ付默秘義務ヲ負ハシムルコトヲ得其ノ決定ハ公判調書ニ錄取スヘシ 此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ許ス但抗告ハ停止ノ效力ヲ有セス

第一七七條 裁判所ハ秩序維持ニ付發セラレタル命令ニ從ハサル當事者、被疑者、證人、鑑定人又ハ審理ニ關係ナキ者ヲ決定ニ依リ法廷ヨリ退去セシムルコトヲ得ヘク又ハ之ヲ勾引シ決定ニ於テ定ムル時間中ニ之ヲ留置スルコトヲ得但其ノ時間ハ二十四時間ヲ超ユルヲ得ス

第一七八條 裁判所ハ法廷ニ於テ不當ノ行狀ヲ爲シタル當事者、被疑者、證人、鑑定人又ハ審理ニ關係ナキ者ヲ刑事裁判所ノ訴追ヲ留保シテ科料又ハ三日以内ノ拘留ニ處シ直ニ之ヲ執行スルコトヲ得

第一九二條 裁判ニハ法定ノ員數ヲ以テスル判事ニ非レハ之ニ關與スルヲ得ス

長期ニ互ル審理ニ付テハ裁判長ハ補充判事ノ關與ヲ命スルコトヲ得 補充判事ハ審理ニ立會ヒ判事差支アルトキハ之ニ代ルモノトス

前二項ノ規定ハ參審員及陪審員ニ之ヲ適用ス

第一九八條 參審員及陪審員ハ合議及評決ノ際ニ於ケル經過ニ付默秘義務ヲ負フ

三 少年裁判法

第一條 本法ニ於テ少年ト稱スルハ十四歳以上十八歳未滿ノ者ヲ謂フ

第三條 罪ヲ犯シタル少年ニシテ行爲ノ當時、其ノ精神上又ハ道義上ノ發育カ當該行爲ノ違法ナルコトヲ認識シ又ハ此ノ認識ニ從ヒ自己ノ意思ヲ決定スルニ足ラサル場合ニハ之ヲ罰セス

第五條 少年カ罪ヲ犯シタルトキハ裁判所ハ感化處分ヲ必要トスヘキヤ否ヤヲ審査スルコトヲ要ス

裁判所カ感化處分ヲ必要ナルモノト認メタル場合ニ於テハ自ら其ノ處分ヲ命シ若クハ感化處分ヲ必要トスル旨ヲ宣告スルコトヲ要ス但其ノ選擇及命令ハ後見裁判所ニ之ヲ委任ス

此ノ場合ニ於テ後見裁判所ハ感化處分ヲ命スルコトヲ要ス 裁判所ハ第一審ニ於テ刑事手續外ニ在リテモ其ノ權限ヲ有スル場合ニ限り自ら保護感化ヲ命スヘシ

前項ノ規定ハ裁判所カ第三條ニヨリ犯人ヲ罰セサル場合ニ於テモ亦之ヲ適用ス

第六條 裁判所ハ感化處分ヲ以テ充分ナリト認メタルトキハ刑ヲ科スヘカラス

第七條 左ニ掲クル處分ハ感化處分トシテ之ヲ爲スコトヲ得

(1) 譴責

(2) 感化權者又ハ學校ニ委託シテ爲ス訓練

- (3) 特別義務ノ賦課
- (4) 保護收容
- (5) 保護監督
- (6) 保護感化

其ノ他ノ感化處分ト雖國政府ハ參議院ノ同意ヲ得テ亦之ヲ許可スルコトヲ得
 保護監督及保護感化ニ關スル要件、執行取消並消滅ハ國少年福利法ニ從ヒ之ヲ定ム 其ノ他ノ感化處分
 ニ關シテハ國政府ハ參議院ノ同意ヲ得テ所要ノ規定ヲ定ムルコトヲ得 感化處分ハ十八歳ノ滿了後ト雖
 成年ノ到來迄ハ之ヲ執行スルコトヲ得

第八條 裁判所ハ判決ニ先立チ感化及保護ニ關スル假處置ヲ爲スコトヲ得 裁判ニ先立チ少年局ノ意見ヲ
 求ムルコトヲ要ス 遲延ノ虞アル爲意見ヲ求ムルコト能ハサル場合ニ於テハ之ヲ求メサルモ妨ケナシ但
 此ノ場合ニ於テハ後日少年局ノ意見ヲ求ムルコトヲ要ス
 裁判所ハ判決ニ於テ假處分ハ之ヲ解除スヘキヤ又ハ感化處分ノ命令ニ關スル終局ノ決定アル迄之ヲ存續
 スヘキヤヲ宣告スルコトヲ要ス

第九條 少年カ罪ヲ犯シタルトキハ刑ノ量定ニ付左ノ規定ヲ適用ス
 死刑又ハ終身懲役ニ付テハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ終身要塞禁錮ニ付テハ一年以上十年以下ノ要

塞禁錮ニ處ス

其ノ他ノ刑ヲ科スル場合ニ於テハ其ノ刑ハ適用セラルヘキ刑種ノ法定ノ最短期又ハ最寡額若クハ科セラ
 ルヘキ刑ノ最長期又ハ最高額ノ二分ノ一ノ限度ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ要ス 懲役ニ處スル場合ニ於テ
 ハ禁錮ヲ以テ之ニ代フルコトヲ要ス

犯罪カ輕罪又ハ違警罪ニ該當シ特ニ輕微ナル場合ニ於テハ之ヲ處罰セサルコトヲ得
 公權ノ全部若クハ一部ノ喪失、州警察官署ニ對スル引渡並警察監視ノ許可ハ之ヲ言渡スコトヲ得ス

第一〇條 裁判所ハ受刑者ヲシテ刑ノ執行猶豫期間内ニ於ケル善良ナル指導ニヨリテ特赦ヲ受ケシメンカ
 爲判決ニ於テ自由刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得但此ノ場合ハ直ニ刑ヲ執行スルニ於テハ感化處分ノ執行
 ヲ妨クル虞アルトキニ限ル

刑ノ執行ヲ猶豫セサル場合ニハ判決理由ニ於テ刑ヲ執行スル旨又ハ猶豫ノ決定ヲ留保スヘキモノナル旨
 ヲ表示スルコトヲ要ス

第一三條 受刑者カ其ノ猶豫期間内ニ更ニ刑ノ言渡ヲ受ケタルトキハ裁判所ハ新ナル判決ニ於テ前ニ言渡
 シタル刑ハ之ヲ執行スヘキヤ又ハ之ヲ猶豫スヘキヤヲ決定ス 受刑者カ新ナル罪ヲ犯シタルトキ既ニ少
 年ニ非リシ場合ト雖新ナル刑ハ亦其ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得 新ナル判決カ自由刑ニ關スルモノナル
 トキハ新ナル刑ニ付テモ同一ノ裁判アリタル場合ニ限り前ニ言渡シタル刑ノ執行猶豫ノ取消又ハ存續ヲ

定ムルコトヲ得

裁判所カ新ナル判決ニ於テ前ニ言渡シタル刑ヲ執行スヘキヤ又ハ之ヲ猶豫スヘキヤヲ定メサリシ場合ニ於テハ後日之ヲ裁判ス 此ノ場合ニ於テハ新ナル刑ノ執行猶豫ニ關スル判決ハ之ヲ變更スルコトヲ得 裁判所カ自由刑ヲ言渡ササル場合ニ於テハ裁判所ハ前ニ言渡シタル刑ヲ執行スヘキヤ又ハ之ヲ猶豫スヘキヤニ關スル判決ヲ留保スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ第一二條第四項ヲ適用ス

前ニ言渡サレタル刑カ猶豫セラレサリシ場合ニハ新ナル判決ニ於テ其ノ執行猶豫ヲ追認スルコトヲ得 (第一一條) 第二項及第四項ノ規定ハ之ヲ準用ス

處罰命令ハ亦之ヲ前項ノ規定ニ所謂判決ト看做ス

第二三條 判決裁判所ニ於ケル審理ハ判決ノ言渡ト共ニ之ヲ公開セス

被告人ノ法定代理人、被害者及其ノ法定代理人並少年局ニ對シテハ在席ヲ許ス 成年ニ達シタル被告人ノ親族(刑法第五二條第二項)、少年カ保護ニ服スル場合ニ於テハ選任セラレタル監督人其ノ他少年保護事業ニ從事スル團體ノ代表者ニ對シテハ原則トシテ在席ヲ許ス 尙其ノ他ノ者ニ對シテモ在席ヲ許スコトヲ得

職務上ノ監督ヲ行フ司法行政官廳ノ官吏ハ在席スルノ權利ヲ有ス

第三三條 少年事件ノ公判ハ被告人カ成年ノ被告人ト接觸スルコトヲ避ケ得ヘキ方法ヲ以テ他ノ公判ヨリ

之ヲ分離スルコトヲ要ス

各個ノ審理ニ付テモ被告人ニ對シ不利ナル影響ヲ及ホス虞アルトキハ裁判所ハ審理中被告ノ退廷ヲ命スルコトヲ得 被告人カ復席シタルトキハ裁判長ハ退廷中ノ審理ノ要領ヲ被告人ニ告知スルコトヲ要ス

第四一條 第六條及第九條第四項ニ依リ刑ヲ科セラレサル被告人ト雖費用負擔ノ義務ニ付テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル被告人ニ同シ

四 刑 法

第二〇條 此法律ニ於テ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キコトヲ規定シタルトキハ犯罪行為カ廉耻ヲ破ルノ意ニ出テタルトキニ非サレハ懲役ニ處スルコトヲ許サス

第二一條 八月ノ懲役ハ一年ノ禁錮、八月ノ禁錮ハ一年ノ禁獄ニ同シ

第二七條 罰金ハ重罪及ヒ輕罪ニ於テハ三「マーク」以上トシ、違警罪ニ於テハ一「マーク」以上トス

第二八條 納完セサル罰金ハ禁錮ニ換フ、違警罪ニ因ル罰金ナルトキハ拘留ニ換フ

輕罪ニ因リ罰金ノミニ處シ又ハ罰金ヲ本刑トシ若クハ拘留ト共ニ撰擇ニヨリ罰金ニ處ス可キ場合ニ於テ其罰金六百「マーク」以下ニシテ六週日以内ノ自由刑ニ換フ可キトキハ其罰金ヲ拘留ニ換フルコトヲ

得
若シ罰金カ懲役ト共ニ宣告セラレタルトキハ其罰金ニ換フ可キ禁錮ハ第二一條ノ例ニ照シ之ヲ懲役ニ換
フ
刑ノ宣告ヲ受ケタル者換刑セラレタル刑期内ニ於テ其殘餘ノ刑期ニ相當スル罰金ヲ納完スルトキハ其刑
ヲ免ス

第二九條 重罪又ハ輕罪ニ因ル罰金ハ三「マーク」以上十五「マーク」以下ヲ、違警罪ニ因ル罰金ハ一「マ
ーク」以上十五「マーク」以下ヲ各一日ノ自由刑ニ換フ

罰金ヲ換刑スルトキハ拘留ハ一日以上六週日以下、禁錮ハ一日以上一年以下トス。但シ罰金又ハ自由刑
ノ一ニ處ス可キ場合ニ於テ罰金ヲ宣告シタルトキハ其換刑ノ期限カ六週日又ハ一年ニ滿タサルトキト雖
モ其規定セル本刑タル自由刑ノ期限ヲ超ユルコトヲ許サス

第三二條 死刑又ハ懲役ニ處スルトキハ共ニ公權ノ剝奪ヲ宣告スルコトヲ得但禁錮ニ處スルトキハ其刑期
三月以上ニシテ法律ニ於テ特ニ公權ヲ剝奪スルコトヲ規定シ、又ハ減輕ノ情狀アルニ因リ懲役ヲ禁錮ニ
減輕ス可キコトヲ宣告セルニ非サレハ公權ノ剝奪ヲ宣告スルコトヲ得ス

公權剝奪ノ期間ハ有期懲役ニ於テハ二年以上十年以下、禁錮ニ於テハ一年以上五年以下トス

第三八條 自由刑ニ處シタル者ニ對シテハ法律ニ定メタル場合ニ於テ監視ニ付スル宣告ヲ爲スコトヲ得

地方警視廳ハ此宣告ニ因リ監獄署ノ意見ヲ聞キ其宣告ヲ受ケタル者ヲ五年以下監視ニ付スルコトヲ得
此期間ハ自由刑カ滿期ト爲リ、時効ニ罹リ、又ハ免刑セラレタル日ヨリ起算ス

第四〇條 故意ノ重罪輕罪ヲ犯シタルニ因リ生シタル物件、又ハ故意ノ重罪輕罪ヲ犯サンカ爲メ使用シ又
ハ使用セントシタル物件ハ犯人又ハ其共犯者ノ所有ニ係ルトキ之ヲ沒收ス
沒收ハ判決ヲ以テ之ヲ宣告ス

第四二條 第四〇條第四一條ノ場合ニ於テハ一定ノ人ニ對シ訴追又ハ宣告ヲ爲ス能ハサルトキト雖モ各條
ニ掲ケタル處分ヲ言渡スコトヲ得

第四四條 重罪輕罪ノ未遂罪ハ既ニ遂ケタルモノヨリ其刑ヲ減輕ス
死刑又ハ無期懲役ヲ以テ罰ス可キ重罪ノ未遂罪ハ三年以上ノ懲役ニ處ス、尙監視ニ付スルコトヲ宣告ス
ルコトヲ得

無期禁獄ヲ以テ罰ス可キ重罪ノ未遂罪ハ三年以上ノ禁獄ニ處ス
其他ノ場合ニ於テハ既ニ遂ケタル重罪又ハ輕罪ノ自由刑ノ最短期又ハ罰金ノ最寡額ノ四分ノ一マテニ輕
減スルコトヲ得。若シ輕減シタルニ因リ一年以下ノ懲役ニ處ス可キトキハ第二二條ノ例ニ照シ之ヲ禁錮
ニ換フ

第四七條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行スルトキハ正犯トシ各自ニ之ヲ罰ス

第四八條 贈與、結約、強迫、威權、錯誤ノ誘起増進、又ハ其他ノ方法ニヨリ故意ニ人ヲシテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ教唆者トシテ之ヲ罰ス

教唆者ノ刑ハ其教唆シタル犯罪ニ適用ス可キ法律ニ照シ之ヲ定ム

第四九條 重罪又ハ輕罪ヲ犯スコトヲ知り助言又ハ行爲ヲ以テ之ヲ幫助シタル者ハ從犯トシテ之ヲ罰ス

從犯ノ刑ハ其幫助シタル犯罪ニ適用ス可キ法律ニ照シ之ヲ定ム、但未遂罪ニ付定メタル例ニ從ヒ之ヲ減輕ス

第五一條 行爲ヲ爲ス時知覺ノ喪失又ハ疾病ニ因ル精神障礙ニヨリ意思ノ自由ヲ有セサルトキハ犯罪ナシ

第五三條 正當防衛ニヨリ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セス

正當防衛トハ自己又ハ他人ニ對スル現在ノ不正ノ侵害ヲ排斥スル爲メニ必要ナル防禦ヲ謂フ

正當防衛ノ程度ヲ超ユルト雖モ行爲者ノ狼狽、恐怖、驚愕ノ爲メ遂ニ防禦ノ範圍ヲ脱シタルモノナルト

キハ之ヲ罰セス

第五七條 滿十二歳以上十八歳ニ滿タサル者是非ノ辨別アリテ罪ヲ犯シタルトキハ左ノ例ニ依ル

第一、死刑、又ハ無期懲役ヲ以テ罰スヘキ罪ナルトキハ三年以上五年以下ノ禁錮ニ處ス

第二、無期禁獄ヲ以テ罰スヘキ罪ナルトキハ其刑ノ最低額以上最高額ノ二分ノ一以下ニ處ス

若シ懲役ニ處ス可キモノト定メタルトキハ其刑期ニ等シキ期間之ヲ禁獄ニ換フ

第四、輕微ナル輕罪、又ハ違警罪ナルトキハ譴責ニ處ス

第五、公權ノ全部又ハ一部ヲ剝奪シ、及ヒ監視ニ付スルノ宣告ハ之ヲ爲スコトヲ得ス、幼者ニ對スル自由刑ハ幼者ノ爲メ設ケタル獄内又ハ場所ニ於テ之ヲ執行ス

第五八條 癡啞者は非ノ辨別ナクシテ罪ヲ犯シタルトキハ其罪ヲ論セス

第五九條 罪トナル可キ事實、又ハ刑ヲ加重セラル可キ事實ヲ知ラスシテ犯シタルトキハ其事實ニヨリ其罪ヲ論スルコトヲ得ス

過失ノ犯罪ヲ處罰ス可キトキハ其事實ヲ知ラサルコトカ過失ニ出テサリシトキニ於テノミ前項ノ規定ヲ適用ス

第六〇條 未決勾留ノ日數ハ判決ヲ爲ストキ其本刑ノ全部又ハ一部ニ之ヲ通算ス

第七三條 同一ノ行爲カ二箇以上ノ罪名ニ觸ルルトキハ其重キニ從ツテ處斷シ若シ刑罰ヲ異ニスルトキハ其重キ刑ニ從ツテ處斷ス

第七四條 數箇ノ行爲ニヨリ數箇ノ異ナル重罪輕罪又ハ數箇ノ同一ナル重罪輕罪ヲ犯シ數箇ノ有期ノ自由刑ヲ科ス可キトキハ其最モ重キ刑ヲ加重シタル併合刑ニ處ス

異ナリタル自由刑ヲ以テ罰ス可キ數箇ノ行爲カ俱發シタルトキハ刑ノ加重ハ其最モ重キ刑名ニ基キ之ヲ定ム

併合刑ノ限度ハ其科ス可キ各刑ノ總額以下トス但懲役ハ十五年、禁錮ハ十年、禁獄ハ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス

第一一三條 法律、行政官廳ノ命令若クハ處分、及ヒ裁判所ノ判決若クハ處分ノ執行ヲ委任セラレタル官吏ニ對シ暴行強迫ヲ以テ其職務ノ正當ナル執行ニ抗拒シ、又ハ其職務ノ正當ナル執行ニ際シ暴行ヲ以テ之ヲ侵害シタル者ハ十四日以上二年以下ノ禁錮ニ處ス

減輕ス可キ情狀アルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ一千「マーク」以下ノ罰金ニ處ス

其官吏ノ補助者、軍隊、町村衛兵、守備兵、市民兵ノ職務執行ニ對シ第一項ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第一一四條 暴行又ハ強迫ヲ以テ官廳若クハ官吏ニ對シ強テ其職務上ノ行爲ヲ行ハシメ又ハ行ハサラシメシコトヲ企テタル者ハ三月以上ノ禁錮ニ處ス

減輕ス可キ情狀アルトキハ二年以上ノ禁錮ニ處ス

第一一五條 第一一三條第一一四條ニ規定セル罪ヲ共同シテ犯サンカ爲メ公然其徒黨ニ與シタル者ハ暴動ノ罪トシ六月以上ノ禁錮ニ處ス

暴動ノ首魁、及第一一三條及ヒ第一一四條ニ規定セル行爲ヲ爲シタル暴動者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス、尙監視ニ付スルコトヲ得。減輕ス可キ情狀アルトキハ六月以上ノ禁錮ニ處ス

第一二三條 不法ニ他人ノ住宅、職業場、邸園又ハ公務ニ使用スル構内ニ侵入シ、又ハ權利ナクシテ其内ニ滯留シ權利者ノ勸誘ヲ受ケ退去セサル者ハ家安妨害ノ罪ニヨリ三月以下ノ禁錮又ハ三百「マーク」以下ノ罰金ニ處ス

本條ハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

兇器ヲ持シ又ハ二人以上共同シテ犯シタルトキハ一週日以上一年以下ノ禁錮ニ處ス

第一二五條 多衆聚合シ共ニ他人若クハ物件ニ對シ暴行ヲ爲シタルトキハ其行爲ニ干與シタル者ヲ公安妨害ノ罪ニヨリ三月以上ノ禁錮ニ處ス

首魁、及ヒ他人ニ暴行ヲ加ヘ、又ハ物件ヲ劫掠シ、滅失シ若クハ毀壞シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス、尙監視ニ付スルコトヲ得。減輕ス可キ情狀アルトキハ六月以上ノ禁錮ニ處ス

第一三一條 國家ノ制規又ハ政府ノ處分ヲ蔑視スルノ目的ヲ以テ虛偽又ハ附會ノ事實タルコトヲ知リ公然唱道シ、又ハ流布シタル者ハ六百「マーク」以下ノ罰金又ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第一三七條 官廳若クハ官吏ニ典物ト爲シ又ハ其差押ヲ受ケタル物件ヲ故意ニ藏匿シ、破棄シ、又ハ其他ノ方法ニ依リ之ヲ脱漏シタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第一五二條 偽造又ハ變造ノ貨幣及ヒ第一五一條ニ記載セル物件ハ一定ノ人ニ對シ訴追又ハ宣告ヲ爲ス能ハサルトキト雖モ之ヲ沒收ス

第一五三條 宣誓ノ要求若クハ其反對要求ヲ受ケタル者、又ハ宣誓ヲ命セラレタル者情ヲ知リテ虛偽ノ宣

誓ヲ爲シタルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第一五四條 宣誓ヲ爲ス可キ官廳ニ於テ情ヲ知リテ不實ノ證言若クハ鑑定ヲ宣誓ニヨリ確實ナラシメ、又ハ已ニ爲シタル宣誓ニ違背シテ不實ノ證言若クハ鑑定ヲ爲シタル者亦前條ニ同シ

刑事事件ニ關シ被告人ヲ害スル爲メ不實ノ證言若クハ鑑定ヲ爲シタル場合ニ於テ被告人之レカ爲メ死刑、懲役又ハ五年以上ノ自由刑ニ處セラレタルトキハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第一五六條 宣誓ニ代ハル可キ保證ヲ爲ス可キ官廳ニ於テ情ヲ知リテ虚偽ノ保證ヲ爲シ、又ハ其保證ヲ爲スニ際シ不實ノ陳述ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ禁錮ニ處ス

第一五七條 證人又ハ鑑定人、偽證(百五十四條百五十五條)又ハ虚偽保證ノ罪ヲ犯シ左ノ場合ニ該當スルトキハ其刑ヲ本刑ノ四分ノ一以上二分ノ一以下ニ減輕ス

第一、眞實ヲ陳述スルニ於テハ自己ニ對シ重罪輕罪ノ訴追ヲ招ク可キ虞アルトキ
第二、陳述ヲ拒絕スル權利アル者其權利ヲ告知セラレスシテ其關係アル人ヲ曲庇スル爲メ不實ノ陳述ヲ爲シタルトキ

若シ一年以下ノ懲役ニ處ス可キトキハ第二十一條ノ例ニ照シ之ヲ禁錮ニ換フ

第一五八條 偽證又ハ虚偽保證ノ罪ヲ犯シタル者其告發ヲ受ケス且其審問ヲ開カレス、及ヒ不實ノ陳述ニヨリ他人ニ損害ノ生セサル前其陳述ヲ爲シタル官廳ニ於テ之ヲ取消シタルトキハ前條ト同シク其刑ヲ減

輕ス

第一五九條 他人ヲシテ虚偽ノ宣誓ヲ爲サシメ之ヲ誘惑セント企ツル者ハ五年以下ノ懲役ニ處シ、他人ヲシテ宣誓ニ代ハル可キ虚偽ノ保證ヲ爲サシメンカ爲メ之ヲ誘惑セント企ツル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第一六一條 第一五八條及ヒ第一五七條ノ場合ノ外偽證ノ罪ニヨリ處刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ公權ヲ剝奪ス、尙終身證人又ハ鑑定人トシテ宣誓ヲ爲ス能力ヲ剝奪ス

第一五六條乃至第一五八條ノ場合ニ於テハ禁錮ノ外公權ヲ剝奪スルコトヲ得
第一六三條 過失ニヨリ第一五三條乃至第一五六條ニ規定セル罪ヲ犯シタルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者其告發ヲ受ケス、若クハ其審問ヲ開カレス、及ヒ其不實ノ陳述ニヨリ他人ニ損害ヲ生セサル前其陳述ヲ爲シタル官廳ニ對シ之ヲ取消シタルトキハ其刑ヲ免ス

第一六四條 不實ナルコトヲ知リテ他人カ犯罪又ハ職務上ノ義務ニ違背スル行爲ヲ爲シタルコトヲ官廳ニ告發シタル者ハ一月以上ノ禁錮ニ處ス、尙公權ヲ剝奪スルコトヲ得

告發ニヨリ開始セル裁判手續ノ繫屬中ハ誣告ニ對スル審問及ヒ判決ヲ爲スコトヲ得ス
第一六五條 誣告ノ罪ニヨリ刑ニ處スルトキハ犯人ノ費用ヲ以テ其判決ヲ公告スルヲ得可キコトヲ被害者ニ宣告スルコトヲ得、其公告ノ方法及ヒ期間ハ判決ニ之ヲ定ム

其判決ノ正本ハ犯人ノ費用ヲ以テ被害者ニ交付ス可シ

第一七六條 左ニ掲クル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第三、十四歳ニ滿タサル幼者ニ對シ淫行ヲ爲シタル者、又ハ猥褻ノ行爲ヲ爲サシメ若クハ之ヲ肯ンセシムル爲誘惑シタル者、減輕ス可キ情狀アルトキハ六月以上ノ禁錮ニ處ス

第一八五條 人ヲ誹毀シタル者ハ六百「マーク」以下ノ罰金、又ハ拘留、又ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス、若シ暴行ヲ以テ犯シタルトキハ千五百「マーク」以下ノ罰金又ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第一八六條 他人ニ對シ之ヲ蔑視ス可キ事實、又ハ公衆ヨリ輕侮ヲ受ク可キ事實ヲ唱道シ、又ハ流布シタル者其事實ノ眞實ナルコトヲ證明スル能ハサルトキハ誹毀ノ罪トシ六百「マーク」以下ノ罰金、又ハ拘留、又ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス、若シ公然文章、圖畫、若クハ記事ヲ頒布シテ之ヲ犯シタルトキハ一月以上ノ禁錮ニ處ス

減輕スヘキ情狀アルトキハ一日ノ禁錮ニ下シ又ハ九百「マーク」以下ノ罰金ニ處スルコトヲ得

第一九三條 學術、技藝、若クハ營業ノ成績ニ對スル批評、又ハ權利ノ實行若クハ防衛又ハ正當ノ利益ノ保護ニ對スル發言、竝ニ長官ノ屬僚ニ對スル諭告及ヒ譴責、官吏ノ職務上ノ告發、裁判、其他之ニ類スル處分ハ其方法又ハ狀況ニヨリ誹毀ノ意ニ出タルコト明カナルトキニ非レハ之ヲ罰セス

第一九八條 相互ニ誹毀ヲ爲シタル場合ニ於テ一方カ告訴ヲ爲シタルトキハ他ノ一方ハ遅クトモ第一審ノ

裁判手續ノ終結前ニ告訴ヲ爲スニ非サレハ其權利ヲ失フ。但シ其終結前ニ於テ三ヶ月ヲ經過スルモ尙告

訴ヲ爲スコトヲ得

第一九九條 誹毀セラレタル者之ニ依リ直チニ其誹毀ヲ爲シタル者ヲ誹毀シタルトキハ裁判官ハ其雙方又

ハ一方ニ對シ免刑ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

第二〇〇條 公然文書、圖畫、若クハ記事ヲ以テ誹毀シタル罪ニヨリ刑ニ處ス可キトキハ被害者ニ犯人ノ費用ヲ以テ其有罪ノ判決ヲ公告スルヲ得ルコトヲ宣告ス可シ。其公告ノ方法及ヒ期間ハ判決ヲ以テ之ヲ定ム

新聞紙又ハ雜誌ニヨリ誹毀ヲ爲シタルトキハ被害者ノ請求ニヨリ有罪ノ判決ノ主文ヲ公告ス可シ、但其公告ハ成ル可ク同一ノ新聞紙又ハ雜誌ノ誹毀ノ文字ヲ掲載セルト同一ノ部分ニ於テ同一ノ書體ヲ以テ爲ス可シ

犯人ノ費用ヲ以テ被害者ニ其判決ノ正本ヲ附與ス可シ

第二一三條 過失ニ因ラスシテ自己又ハ親族ニ對シ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルニヨリ直チニ怒リヲ發シ人ヲ故殺シタルトキ、其他減輕スヘキ情狀アルトキハ六月以上ノ禁錮ニ處ス

第二一四條 罪ヲ犯スニ方リ其實行ノ妨害ヲ除去スル爲メ、又ハ其ノ現行犯ノ逮捕ヲ免ルル爲人ヲ故殺シ

タル者ハ十年以上ノ懲役又ハ無期懲役ニ處ス

第二一六條 明白且誠意ナル請求ヲ受ケ自殺人ノ爲メニ手ヲ下シタル者ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第二一八條 懐胎ノ婦女墮胎ヲ爲シ又ハ其胎兒ヲ殺シタルトキハ五年以上ノ懲役ニ處ス、減輕ス可キ情狀アルトキハ六月以上ノ禁錮ニ處ス

婦女ノ承諾ヲ得テ墮胎若クハ其胎兒殺害ノ方法ヲ實施セシメ、又ハ施用シタル者亦前項ニ同シ

第二二二條 過失ニヨリ人ヲ死ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

官職、職業又ハ營業上、爲ス可キ義務アル注意ヲ怠リタルニヨリ人ヲ死ニ致シタルトキハ其刑ヲ五年以下ノ禁錮ニ加重スルコトヲ得

第二二三條 故意ニ他人ノ身體ヲ傷害シ、又ハ其健康ヲ害シタル者ハ身體傷害ノ罪ニヨリ三年以下ノ禁錮又ハ一千「マーク」以下ノ罰金ニ處ス

血族ノ尊屬親ニ對シテ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一月以上ノ禁錮ニ處ス

第二二三條^a 兇器特ニ匕首、其他危険ヲ及ホス可キ器具ヲ使用シ、又ハ偽計ヲ用ヒテ之ヲ襲撃シ、又ハ數人共同シ、又ハ生命ニ危害ヲ及ホス可キ方法ニヨリ身體傷害ノ罪ヲ犯シタルトキハ二月以上ノ禁錮ニ處ス

第二二四條 身體傷害ノ罪ヲ犯シ因テ一肢以上ノ使用ヲ不能ナラシメ、一目若クハ兩目ノ視能聽能語能ヲ

喪失セシメ、陰陽ヲ不能ナラシメ、其他廢疾、篤疾、白痴、癲癩ニ致シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一年以上ノ禁錮ニ處ス

第二二五條 前條ニ掲ケタル危害ヲ生セシムル目的ヲ以テ身體傷害ノ罪ヲ犯シタル者ハ二年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二二六條 身體傷害ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ三年以上ノ禁錮又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二三〇條 過失ニヨリ人ヲ傷害シタル者ハ九百「マーク」以下ノ罰金又ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第二三二條 輕キ身體傷害ノ罪及ヒ過失傷害ノ罪(第二二三條第二三〇條)ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス、但官職、職業又ハ營業上ノ義務ヲ爲ササルニヨリ人ヲ傷害シタル者ニ對シテハ此限ニアラス

第二三三條 輕キ身體傷害ヲ加ヘタル者ニ對シ直チニ同一ノ傷害ヲ加ヘ、誹毀シタル者ニ對シ直ニ輕キ身體傷害ヲ加ヘ、又ハ同一ノ傷害ヲ加ヘタル者ニ對シ誹毀ヲ爲シタルトキハ裁判官ハ其方法又ハ限度ニ從ヒ其雙方又ハ一方ニ對シ科ス可キ刑ヲ減輕シ、又ハ之ヲ全免スルコトヲ得

第二四一條 他人ニ對シ重罪タル可キ行爲ヲ爲サンコトヲ強迫シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百「マーク」以下ノ罰金ニ處ス

第二四二條 他人ニ屬スル動産ヲ不正ニ所有スル意思ヲ以テ奪取シタル者ハ竊盜ノ罪ニヨリ禁錮ニ處ス
本條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二四三條 左ノ場合ニハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第一、禮拜ノ爲メ設ケタル建造物内ニ於テ禮拜ノ爲メ奉獻セル物件ヲ盜取シタルトキ

第二、建造物又ハ門戸墻壁ヲ損壞シ、踰越シ、破開シテ建造物又ハ邸園内ヨリ盜取シタルトキ

第三、建造物又ハ邸園内ノ入口又ハ其内部ニ施セル門戸又ハ鎖鑰ヲ開カンカ爲メ偽鑰其他ノ器具ヲ用ヒ

盜取シタルトキ

第四、公道、街衢、公園、鐵道若クハ郵便用ノ建造物内、及ヒ其邸園内、又ハ鐵道停車場構内ニ於テ結

締若クハ包装ヲ切斷若クハ解放シ、又ハ偽鑰其他ノ器具ヲ用ヒ、荷物其他運送ス可キ物件ヲ盜取シタ

ルトキ

第五、盜取者又ハ其共犯者カ其行爲ヲ爲スニ方リ兇器ヲ持シタルトキ

第六、強盜又ハ竊盜ヲ繼續シテ行ハンカ爲メ二人以上同盟シ共ニ竊盜ヲ爲シタルトキ

第七、竊盜ノ意思ヲ以テ人ノ住居セル建造物内ニ忍入り、又ハ潜伏シ、夜間竊盜ヲ爲シタルトキ、但犯

罪ノ時住居者現在セサルトキト雖モ亦同シ。人ノ住居セル建造物ニ附屬セル邸園、又ハ其邸園内ニ存

スル建造物及人ノ住居スル船舶ハ之ヲ人ノ住居セル建造物ト看做ス

減輕ス可キ情狀アルトキハ三月以上ノ禁錮ニ處ス

第二四六條 他人ニ屬スル動産ヲ占有シ、又ハ保管スル者不正ニ之ヲ自己ノ所有ト爲シタルトキハ横領ノ

罪トシ三年以下ノ禁錮ニ處ス、若シ委託ヲ受ケタル物件ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

減輕ス可キ情狀アルトキハ九百「マーク」以下ノ罰金ニ處スルトコトヲ得

本條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二五七條 重罪輕罪ノ處刑ヲ免レシメンカ爲メ、又ハ其重罪輕罪ニ依リ利益ヲ保全セシメンカ爲メ其情

ヲ知り其正犯、又ハ其犯者ヲ幫助シタル者ハ犯罪庇護ノ罪ニヨリ六百「マーク」以下ノ罰金又ハ一年以

下ノ禁錮ニ處ス、若シ自己ノ利益ノ爲メ幫助シタルトキハ禁錮ニ處ス、但其幫助シタル犯人ノ刑ヨリ之

ヲ重クスルトコトヲ得ス

正犯又ハ共犯者ノ親族、其處刑ヲ免カレシメンカ爲メ犯罪庇護ノ罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ罰セス、犯罪

行爲ヲ行フ前其行爲者ニ對シ犯罪ノ庇護ヲ爲スコトヲ約束シタル者ハ從犯トシテ之ヲ罰ス。此規定ハ親

族ニ亦之ヲ適用ス

第二五九條 犯罪ニヨリ得タルノ情ヲ知り又ハ其狀況ニヨリ之ヲ知ラサル可ラサル物件ヲ自己ノ利益ノ爲

メ寄藏シ、故買シ、典物トシテ收受シ、其他之ヲ領得シ、又ハ共ニ之ヲ販賣シタル者ハ隱私者トシテ禁

錮ニ處ス

第二六三條 自己又ハ第三者ニ對シ不正ニ財産上ノ利益ヲ得セシムル爲メ他人ヲ欺罔シ又ハ事實ヲ變改隱

蔽シテ錯誤ヲ誘起又ハ増進セシメ、因テ他人ノ財産ニ對シ損害ヲ加ヘタル者ハ詐欺ノ罪ニヨリ禁錮ニ處

ス、尙三千「マーク」以上ノ罰金ヲ附加シ、及ヒ公權ヲ剝奪スルコトヲ得
減輕ス可キ情狀アルトキハ罰金ニ處ス

本條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

親族、後見人、教育者ニ對シ詐欺ノ罪ヲ犯シタル者ハ告訴ヲ待チテ其罪ヲ論ス。但告訴ハ之ヲ取下クル
コトヲ得

第二六七條 權利ヲ害スル意ヲ以テ内國、又ハ外國ノ公證書、若クハ權利又ハ法律關係ノ證明ニ重要ナル
私證書ヲ偽造、又ハ變造シ、及ヒ詐欺ノ目的ヲ以テ之ヲ行使シタル者ハ文書偽造ノ罪ニヨリ禁錮ニ處
ス

第二六八條 自己又ハ他人ニ對シ財産上ノ利益ヲ得セシメ又ハ他人ニ損害ヲ加ヘンカ爲メ文書偽造ノ罪ヲ
犯シタルトキハ左ノ例ニヨリ處斷ス

第一、私證書ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス、尙三千「マーク」以下ノ罰金ヲ附加スルコトヲ得

第二、公證書ナルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス、尙六千「マーク」以下ノ罰金ヲ附加スルコトヲ得
輕減ス可キ情狀アルトキハ私證書偽造ノ罪ニアリテハ一週日以上、公證書偽造ノ罪ニアリテハ三月以上
ノ禁錮ニ處ス。禁錮ニ處スルトキハ三千「マーク」以下ノ罰金ヲ附加スルコトヲ得

第二七〇條 偽造又ハ變造シタル文書タルノ情ヲ知リ詐欺ノ目的ヲ以テ之ヲ行使シタル者ハ文書偽造ノ罪

ヲ以テ論ス

第二八八條 強制執行ヲ受クル際債權者ニ對スル辨濟ヲ不能ナラシムル爲メ其財産ノ一部ヲ讓渡シ、又ハ
脱漏シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

本條ノ罪ハ債權者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第二九二條 狩獵ノ權利ナキ場所ニ於テ狩獵ヲ爲シタル者ハ三百「マーク」以下ノ罰金又ハ三月以下ノ禁
錮ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者狩獵ノ權利アル者ノ親族ナルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス、但告訴ハ之ヲ取下ク
ルコトヲ得

第二九三條 銃砲、獵犬ヲ用ヒシテ鳥獸ヲ捕獲センカ爲メ係蹄、網罟、陷阱、其他ノ裝置ヲ施シタルト
キ、又ハ法律上ノ狩獵禁止期ニ於テ、森林ニ於テ、夜間ニ於テ、二人以上共同シテ犯シタルトキハ其刑
ヲ六百「マーク」以下ノ罰金又ハ六月以下ノ禁錮ニ加重スルコトヲ得

第二九四條 許可ヲ得スシテ狩獵ヲ營業トスル者ハ三月以上ノ禁錮ニ處ス、尙公權ヲ剝奪シ及ヒ監視ニ付
スルコトヲ得

第二九五條 狩獵ニ關スル罪ニ因リ罰ス可キトキハ不正ノ狩獵ノ爲メ使用セル銃砲、獵具、獵犬、係蹄、
網罟、陷阱、其他ノ裝置ハ犯人ニ屬スルト否トヲ問ハス之ヲ沒收ス

第三〇四條 故意ヲ以テ不正ニ國內ノ教會ノ寶物、禮拜ノ爲メ奉獻セル物件、墓碑、公ケノ記念碑、博物館ニ保存陳列セル學術技藝營業ニ關スル物件、公共ノ使用ニ供シ又ハ公道公園若クハ公共ノ建設物ノ裝飾ニ供セル物件ヲ毀損シ、又ハ破壊シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千五百「マーク」以下ノ罰金ニ處ス
禁錮ニ處スルトキハ公權ヲ剝奪スルコトヲ得

本條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三〇八條 故意ニ建造物、船舶、屋舎、鑛坑、倉庫、集積セル公園ノ商品、農産物、材木、燃料、田野ノ産物、森林、又ハ泥炭採掘所ヲ燒燬シタル者ハ其物件他人ノ所有ナルトキ、又ハ自己ニ屬スルモ其性質及ヒ位置ニヨリ第三〇六條第一乃至第三ノ場所若クハ他人ノ前ニ掲ケタル物件ニ延燒ス可キモノナルトキニ於テ放火ノ罪ニヨリ十年以下ノ懲役ニ處ス
減輕ス可キ情狀アルトキハ六月以下ノ禁錮ニ處ス

第三一〇條 犯人未タ發覺セス及ヒ放火ノ用ニ供セル物件ノ外他ニ損害ヲ生セサル以前之ヲ防止シタルトキハ之ヲ罰セス

第三二三條 故意ヲ以テ船舶ヲ難破、又ハ覆沒セシメテ他人ノ生命ニ關スル危難ヲ生セシメタル者ハ五年以上ノ懲役ニ處シ、因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ十年以上ノ懲役又ハ無期懲役ニ處ス

第三三〇條 建築ヲ指揮シ又ハ之ヲ施行スルニ方リ一般ニ承認セラレタル建築規則ニ違背シ之ニ因リ他人

ニ危難ヲ生セシメタル者ハ九百「マーク」以下ノ罰金又ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第三三二條 官吏、其職務又ハ義務ニ違背スル行爲ヲ爲ス爲メ贈物其他ノ利益ヲ收受シ、若クハ要求シ、又ハ之ヲ約諾セシメタル者ハ賄賂ノ罪ニヨリ五年以下ノ懲役ニ處ス
減輕ス可キ情狀アルトキハ千五百「マーク」以下ノ罰金ニ處スルコトヲ得

第三五〇條 官吏、其職務上受領シ又ハ保管セル金錢其他ノ物件ヲ横領シタルトキハ三月以上ノ禁錮ニ處ス、尙公權ヲ剝奪スルコトヲ得

本條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三五四條 郵便官吏、郵便ニ委託セラレタル信書、若クハ包裝セル物件ヲ法律ニ定メタル場合以外ニ之ヲ開披シ、若クハ藏匿シ、又ハ他人ヲシテ開披、藏匿ヲ爲サシメ、又ハ之ヲ幫助シタル者ハ三月以上ノ禁錮ニ處ス

第三五九條 此法律ニ於テ官吏ト稱スルハ終身ナルト、有期ナルト、臨時ナルトヲ問ハス、又職務上ノ宣誓ヲ爲シタルト、否トヲ問ハス、帝國ノ職務又ハ聯邦國ノ直接若クハ間接ノ職務ヲ奉スル總テノ者、及ヒ公證人ヲ云フ、但代言人、辯護士ヲ包含セス

第三六一條 左ニ掲クル者ハ拘留ニ處ス

第一、監視ニ付セラレタル後其制規ニ違背シタル者

- 第二、聯邦領域又ハ聯邦國ノ一領域ヲ追放セラレタル後許可ナクシテ歸來シタル者
- 第三、浮浪者トシテ徘徊スル者
- 第四、乞丐ヲ爲シ、又ハ幼兒ニ乞丐ヲ勸誘シ、又ハ乞丐ヲ爲サシメ、又ハ自己ノ權力及ヒ監督ニ服從セ
ル家族ノ乞丐ヲ爲スヲ制止セサル者
- 第五、博奕、飲酒又ハ遊蕩ニ耽リ自己ノ生活又ハ自己ニ於テ養育スヘキ者ノ生活ニ對シ官廳ノ媒介ニヨ
リ他人ノ救助ヲ要スルニ至ラシメタル者
- 第六、警察ノ監督ヲ受ケテ猥褻ノ行爲ヲ常業トスル婦女、其行爲ニ關シ健康、秩序、風俗ノ保全ノ爲メ
發シタル警察規則ニ違背スル者、及ヒ警察ノ監督ヲ受ケサル婦女、猥褻ノ行爲ヲ常業トシタル
者
- 第七、公然救貧金ニヨリ扶助ヲ受クルニ拘ハラヌ官廳ヨリ指定サレタル體力相當ノ勞役ニ就クコトヲ拒
ミタル者
- 第八、職業ヲ失ヒタル後管轄官廳ノ定メタル期限内ニ他ノ職業ニ就カス且之ニ盡力シタルモ之ヲ求ムル
能ハサリシコトヲ證明シ能ハサル者
- 第九、幼兒、其他自己ノ權力及ヒ監督ニ服從セル家族カ竊盜ノ罪ヲ犯シ又ハ關稅、租稅ニ關スル規則又
ハ森林、田野、狩獵、漁獵ニ關スル規則ニ違背スル罪ヲ犯スヲ制セサル者、但、此規定ハ行爲者ニ科

ス可キ罰金其他ノ徵收金ニ對スル責任ニ變更ヲ及ホサス

第十、扶養ノ義務アル者ヲ扶養ス可キ情態ニ在ルニ拘ハス其扶養義務ヲ忌避シ之カ爲メ官廳ノ媒介ニヨ
リ他人ノ救助ヲ受クルニ至ラシメタル者

第九、第十、ノ場合ニハ拘留ニ代ヘ百五十「マーク」以下ノ罰金ニ處スルコトヲ得

第三六二條 第三六一條第三乃至第八ニヨリ處刑セラレタル者ハ監獄内ニ於テ、又ハ他ノ自由勞役者ト離
隔スルトキハ獄外ニ於テ其體力及ヒ性質ニ相當スル勞役ニ就カシムルコトヲ得

拘留ニ處スルトキハ共ニ刑期滿限後其犯人ヲ地方警察署ニ交付ス可キ宣告ヲ爲スコトヲ得

第三六一條第四ノ場合ニ於テハ犯人三年内同一ノ罪ニヨリ二回以上確定判決ヲ受ケタルトキ、又ハ人ヲ
強迫シ、若クハ兇器ヲ持シテ乞丐ヲ爲シタルトキニ限ル

地方警察署ハ其交付ニヨリ其犯人ヲ二年ニ至ラサル期間勞役場ニ收容シ、又ハ公共ノ勞役ニ使用スルコ
トヲ得。第三六一條第六ノ場合ニ於テハ地方警察署ハ其犯人ニ對シ勞役場ニ代ヘ懲治場、教育場又ハ避
隱場ニ收容スルコトヲ得、若シ處刑ノ時十八歳ニ滿タサルトキハ勞役場ニ收容スルコトヲ得ス

外國人、交付ノ宣告ヲ受ケタルトキハ地方警察署ハ勞役場ニ收容スルニ代ヘ聯邦領域外ニ追放スルコト
ヲ得

第三六五條 酒舖若クハ公ノ娯遊場ニ於テ主人、若クハ其代理人、又ハ警察官吏ヨリ退去スヘキ勸誘ヲ受

クルニ拘ハラス警察署ニ定メタル制禁時間後尙在留シタル者ハ十五「マーク」以下ノ罰金ニ處ス
 主人、其制禁時間後其顧客ノ在留ヲ肯シタル者ハ六十「マーク」以下ノ罰金又ハ十四日以下ノ拘留ニ處ス

第三六六條 左ニ掲クル者ハ六十「マーク」以下ノ罰金又ハ十四日以下ノ拘留ニ處ス

第七、石塊、又ハ堅硬若クハ不潔ナル物件ヲ人馬、其他引曳若クハ積載ニ供セル獸類、他人ノ住宅、建造物、墻壁、園圃、邸園ニ投棄シタル者

第三六七條 左ニ掲クル者ハ百五十「マーク」以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十、自己ノ過失ニヨラスシテ受ケタル格闘若クハ襲撃ニ於テ兇器、殊ニ匕首、其他危害ヲ及ホス可キ器具ヲ使用シタル者

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正 10.11	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	10.11	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	11.1	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	11.1	米國ノ家庭裁判所
第五號	11.1	獨逸ニ於ケル検事局及司法警察
第六號	11.1	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	11.1	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	11.1	英國及ラエトスノ警察
第九號	11.1	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	11.1	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	11.1	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	11.1	英國ノ判事及ますたト論
第一三號	11.1	英佛ノ辯護士法制
第一四號	11.1	獨逸ノ辯護士法制
第一五號	11.1	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一六號	11.1	獨逸國調停法案及同理由書
第一七號	11.1	英國監獄制度
第一八號	11.1	獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文
第一九號	大正 11.1	獨逸國少年裁判所法案及同理由書
第二〇號	11.1	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	11.1	労働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及討論(附)統一労働法編纂委員會起草労働裁判法私案
第二二號	11.1	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	11.1	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁棟ノ社會政策的立法概観
第二四號	11.1	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	11.1	獨逸國ニ於ケル賃率契約、労働者及用人委員會並ニ労働争議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	11.1	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	11.1	短期自由刑論
第二八號	11.1	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	11.1	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	11.1	獨逸國労働裁判所法案及理由書
第三一號	11.1	獨逸國少年裁判所法
第三二號	11.1	司法制度改良論
第三三號	11.1	獨逸新經濟法
第三四號	11.1	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

ケルニ拘ハラス警察署ニ定メタル制禁時間後尙在留シタル者ハ十五 マーク 以下ノ罰金ニ處ス
主人、其制禁時間後其顧客ノ在留ヲ肯シタル者ハ六十 マーク 以下ノ罰金又ハ十四日以下ノ拘留ニ處ス

第六六條 左ニ掲ケル者ハ六十 マーク 以下ノ罰金又ハ十四日以下ノ拘留ニ處ス

第七、石垣、又ハ堅硬若クハ不潔ナル物件ヲ入馬、其他引曳若クハ積載ニ供スル馬頭、他人ノ住宅、建

造物、塋壁、園圃、埋圯ニ投棄シタル者

第六七條 左ニ掲ケル者ハ百五十 マーク 以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十、自己ノ過失ニヨラスシテ受ケタル格闘若クハ襲撃ニ於テ兇器、殊ニ匕首、其他危害ノ及ホス可キ

器具ヲ使用シタル者

一號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、三	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル検事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエリノ警務
第九號	二、七	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、〇	英國ノ判事及ますた一論
第一三號	二、一	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、二	獨逸ノ辯護士法制
第一五號	二、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一六號	二、四	辯護士倫理
第一七號	二、五	獨逸國調停法案及同理由書
第一八號	二、六	英國監獄制度
	二、七	獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文
第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁採ノ社會政策的立法概観
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用者委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸國ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、〇	獨逸國勞働裁判所法案及理由書
第三一號	三、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、一	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

第三五號 大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)	第四九號 大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號 一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國之部)	第五〇號 一、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第三七號 一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及寸二つとらんとニ於ケル刑事手續	第五一號 一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號 一、二	佛國借家借地法	第五二號 一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及検屍官裁判所ノ組織)
第三九號 一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號 一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號 一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號 一、〇	佛國商事裁判制度
第四一號 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號 一、〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)	第五六號 一、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號 一、二	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文
第四四號 一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號 一、三	米國少年裁判法
第四五號 一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第六〇號 一、四	不定期刑言渡ノ制度
第四六號 一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	六一號 一、四	改善不能性犯人ノ處遇
第四七號 一、六	瑞西辯護士法	六二號 一、四	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第四八號 一、七	露西亞事情	六三號 一、四	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)

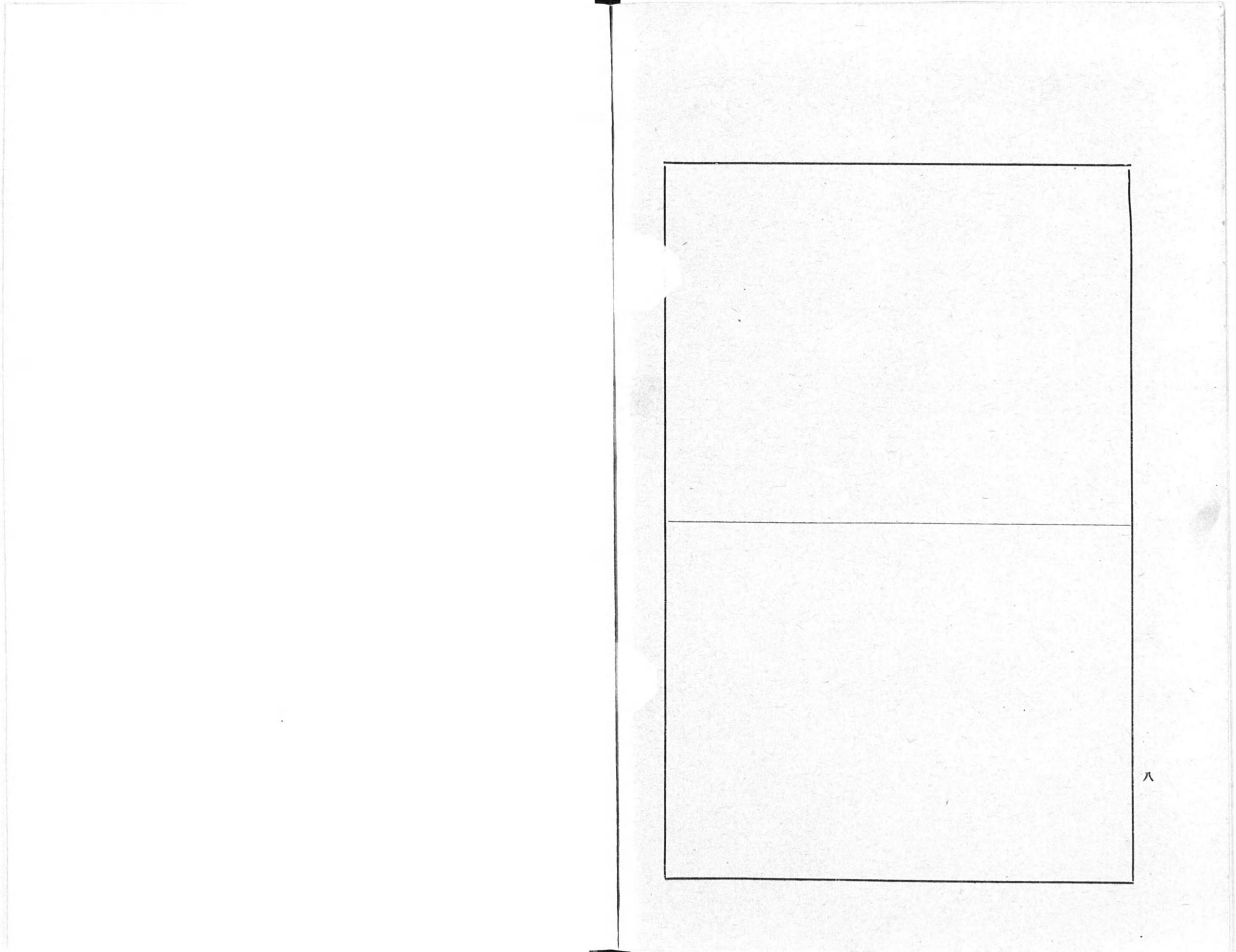
第六四號 大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號 大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號 一、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號 一、五	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號 一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號 一、五	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號 一、四	假釋放	八三號 一、五	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號 一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セザル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録	八四號 一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論)
第六九號 一、五	諸國ノ刑法草案	八五號 一、五	陪審制度視察報告書集(附) がるそん教授速陪審制度論
第七〇號 一、六	英國司法警察論	八六號 一、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號 一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號 一、六	正義と貧民(其一)
七十二號 一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號 一、七	正義と貧民(其二)
七三號 一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附) 金山檢察官野村判事視察報告書	八九號 一、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號 一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號 一、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號 一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號 一、八	英國に於ける警察裁判所
七六號 一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附) 秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號 一、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)
七七號 一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號 一、九	刑罰に關する制度(其六) 完
七八號 一、〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概観)	九四號 一、〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號 一、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號 一、〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
		九六號 一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
		九七號 一、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)

第九八號	大正二、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號	昭和	三、八	チエツコ・スロウアキア共和国の刑法草案及同理由書(總則篇)
第九九號	二、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號	昭和	三、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號	昭和三	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號	昭和	三、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號	〇、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號	昭和	三、〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號	〇、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號	昭和	三、〇	チエツコ・スロウアキア共和国の刑法草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號	〇、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第一二〇號	昭和	三、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號	〇、三	司法ニ關スル法制	第一二一號	昭和	三、二	賭博に關する調査
第一〇五號	〇、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號	昭和	三、三	佛國の檢察制度
第一〇六號	〇、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號	昭和	三、三	フレデリック・バイウオターリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號	〇、四	保安處分	第一二四號	昭和	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號	〇、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號	昭和	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號	〇、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號	昭和	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號	〇、六	グート・ウエプスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號	昭和	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號	〇、六	單獨判官と司法官制	第一二八號	昭和	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號	〇、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號	昭和	三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一一三號	〇、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號	昭和	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號	〇、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察				

第一三一號	昭和	三、九	ソヴィエット露西亞の法制(前篇)	第一五一號	昭和	五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號	〇、一〇	ソヴィエット露西亞の法制(後篇)	第一五二號	昭和	五、五	佛國民商事裁判管轄	
第一三三號	〇、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號	昭和	五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務	
第一三四號	〇、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號	昭和	五、七	獨逸刑法及び行刑法施行法草案	
第一三五號	〇、三	治安判事論	第一五五號	昭和	五、八	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書	
第一三六號	〇、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號	昭和	五、九	國際行刑會議報告書集 五	
第一三七號	〇、二	刑の量定(前篇)	第一五七號	昭和	五、〇	國際行刑會議報告書集 六	
第一三八號	〇、三	刑の量定(後篇)	第一五八號	昭和	五、二	國際行刑會議報告書集 七	
第一三九號	〇、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號	昭和	五、三	德川禁令考後聚(第三帙)	
第一四〇號	〇、四	陪審裁判手續に關する間(前篇)	第一六〇號	昭和	六、一	少年保護司指針	
第一四一號	〇、四	陪審裁判手續に關する間(後篇)	第一六一號	昭和	六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査	
第一四二號	〇、四	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號	昭和	六、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)	
第一四三號	〇、四	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號	昭和	六、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)	
第一四四號	〇、四	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號	昭和	六、八	佛國司法制度(前篇)	
第一四五號	〇、四	ソヴィエット露西亞民法(前篇)	第一六五號	昭和	六、九	佛國司法制度(後篇)	
第一四六號	〇、二	ソヴィエット露西亞民法(後篇)	第一六六號	昭和	六、〇	德川禁令考後聚(第四帙)	
第一四七號	〇、三	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號	昭和	七、一	支那歷代刑事法制の思想(上卷)	
第一四八號	〇、一	ソヴィエット露西亞刑法	第一六八號	昭和	七、二	支那歷代刑事法制の思想(下卷)	
第一四九號	〇、二	ソヴィエット露西亞裁判所構成法刑事訴訟法 行刑法					
第一五〇號	〇、三	英米獨佛の手形法及小切手法					

第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件起按小手引
第一七二號	七、一〇	ソヴェート法の理論
第一七三號	七、三	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の栞
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一)
第一七八號	八、一〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二)
第一七九號	八、二	捜査事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の覺書)
第一八五號	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、九	德川民事慣例集(人事ノ部) 時代
第一八八號	九、二	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポーランド改正刑法 及ポーランド違警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一九二號	一〇、二	德川民事慣例集(動産ノ部) 時代
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	一〇、五	ポーランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	一〇、七	ソヴェート・ロシヤは犯罪を克服 する
第一九八號	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條例
第二〇〇號	一〇、一〇	一九二二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事録
第二〇一號	一〇、一〇	一九二二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に於ける審査委員會會議記 録

第二〇二號	昭和一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、三	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	一一、一	德川民事慣例集 不動産ノ部(上) 時代
第二〇六號	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	一一、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	一一、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	一一、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	一一、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部)
第二一二號	一一、五	英國の刑事裁判
第二一三號	一一、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下) 時代
第二一四號	一一、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	一一、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	一一、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部 時代
第二一七號	一一、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度の改正について
第二一八號	一二、〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領(第一部)
第二一九號	一二、二	民事司法の疾患外三篇
第二二〇號	昭和一二、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號	一二、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號	一二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令
第二二三號	一二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 の改正條文と各理由書
第二二四號	一二、二	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文
第二二五號	一二、三	佛國法學通論
第二二六號	一二、三	初等英法教科書
第二二七號	一二、四	フランス、ドマツ及びイギリスに於け る裁判所と判事
第二二八號	一二、四	第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集
第二二九號	一二、五	滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新 刑事訴訟法典同草案
第二三〇號	一二、六	獨逸刑事判決の作成



14.5
54

終